

CLAIR REPORT No. 346

米国における言語マイノリティに対する教育支援策

Clair Report No. 346 (January 22, 2010)

(財)自治体国際化協会 ニューヨーク事務所



財団法人自治体国際化協会

「CLAIR REPORT」の発刊について

当協会では、調査事業の一環として、海外各地域の地方行財政事情、開発事例等、様々な領域にわたる海外の情報を分野別にまとめた調査誌「CLAIR REPORT」シリーズを刊行しております。

このシリーズは、地方自治行政の参考に資するため、関係の方々に地方行財政に係わる様々な海外の情報を紹介することを目的としております。

内容につきましては、今後とも一層の改善を重ねてまいりたいと存じますので、御叱責を賜れば幸いに存じます。

本誌からの無断転載はご遠慮ください。

問い合わせ先

〒102-0083 東京都千代田区麹町 1-7 相互半蔵門ビル

(財)自治体国際化協会 交流情報部 国際情報課

TEL: 03-5213-1724

FAX: 03-5213-1742

E-Mail: webmaster@clair.or.jp

目 次

はじめに

概要	i
----	---

第 1 章 歴史と現状を知る

第 1 節 米国における言語マイノリティ教育の歴史	1
1 ゆるやかな寛容(1890 年頃まで)	1
2 アメリカ化への圧力(1890～1960 年代)	2
3 公民権運動とバイリンガル教育認可の時代(1960 年代～)	3
4 イングリッシュ・オンリー運動の台頭(1980 年代～現在)	4
第 2 節 言語マイノリティのすがた	5
1 用語の整理 (LEP＝英語能力が十分でない子ども、ELL＝英語学習者)	5
2 その定義	5
3 英語能力が十分でない子どもの実像	7
4 英語能力が十分でない子どもの数とその増加	10
第 3 節 現在の連邦の政策 ―NCLB 法タイトルⅢ―	14
1 NCLB 法の概要	14
2 タイトルⅢの内容	17

第 2 章 授業をする ―ESL とバイリンガル教育―

第 1 節 言語指導教育プログラム	21
第 2 節 ESL プログラムの種類と実例	22
1 引き抜き型 ESL (Pullout ESL)	23
2 押し込み型 ESL (ESL Push-in)	24
3 内容ベースの ESL (Content-Based ESL)	25
第 3 節 バイリンガル教育	26
1 移行型バイリンガル教育プログラム (Transitional Bilingual Education Program)	26
2 維持型バイリンガル教育プログラム (Maintenance Bilingual Education Program)	28
3 2 ウェイ バイリンガル教育プログラム (Two-Way Bilingual Education Program)	29
第 4 節 プログラムの実施例 (ヒューストン独立学校区)	31
1 ヒューストン市の状況	31
2 各プログラムの内容	32

第5節 プログラムの選択について考える	37
1 州ごとに異なるルール	37
2 どのプログラムを採用すべきなのだろうか？	40
第3章 英語学習者を支える体制をつくる	
第1節 就学時の初期判定	43
1 英語能力が十分でない子どもの判定プロセス（テキサス州）	43
2 テスティングセンター（テキサス州スプリングブランチ独立学校区）	49
第2節 アセスメント（NY、テキサス、ネブラスカ）	56
1 英語熟達度テスト	56
2 州の統一テスト	58
3 評価方法に対する議論	60
第3節 ニューカマーセンター	62
1 初等教育レベルのニューカマーセンター（ホワイトプレーンズ公立学校区）	62
2 中等教育レベルでのニューカマーセンター（ネブラスカ州オマハ市）	63
3 その他	65
第4章 英語学習者に対応できる教員を確保・養成する	
第1節 教員の確保	66
1 教員の確保とインセンティブ	66
2 補助教員、補助職員等の資格取得に対するサポート	67
3 海外からのリクルート	69
第2節 教員のトレーニング	70
1 高まる研修熱	71
2 英語学習者リーダーシップ講習会（ELLLI）（ネブラスカ州）	73
第5章 保護者と意思疎通を図る	
第1節 情報の多言語化	75
1 ニューヨーク市教育部 翻訳ユニット	75
2 ネブラスカ州 TransAct ライセンス契約	77
第2節 ペアレンツ・ガイドブック、オリエンテーション DVD	80
1 ペアレンツ・ガイドブック	80
2 オリエンテーション DVD と HISD の意図	82
第3節 その他のプログラム	85
1 バイリンガルリエゾン	86
2 ファミリーリーダーシップ講習会	90
3 その他	91

第6章 まとめ

第1節 今後の研究に役立つ Web サイト	93
第2節 日本への示唆	94
1 英語学習者は多様な存在であることをまず理解する	94
2 更なる調査が必要である	94
3 JSL 教員の養成を急ぐ	95
4 外国人住民自身との連携	95
5 地域に応じた対応を	96
おわりに	96

はじめに

本稿の目的は、現在米国で行われている言語マイノリティに対する教育支援策の観察を通じて、我が国における外国人児童生徒への教育施策についての示唆を得ることである。

日本における外国人登録者数は増加を続け、その数は平成 20 年末の数字で 221 万人を超えた。多くの自治体が外国人住民の受入施策に手探りで取り組む中、多数の外国人住民が暮らす地方自治体で構成される外国人集住都市会議は、国などに制度改革を提言するとともに、自らの取組みを強化してきている。このような自治体にとって最大の懸案事項の一つが、それぞれの地域で育っていく、日本語を第一言語としない子どもたちの「教育」である。

国においても、外国人児童生徒等の教育を、教育振興基本計画（2008 年、閣議決定）において今後 5 年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策の一つとして位置づけるなど、政策課題としての認知が遅ればせながら始まっている。

一方、その国の成り立ちとして移民国である米国では、英語を第一言語としない子どもたちの教育に関しては長い歴史と経験、そして激しい論争を有するが、90 年代以降ヒスパニック系を中心とする新たな移民の増大に伴い、学校区、州及び連邦政府は様々な取組みをこれまでの経験の上に活発化させてきている。そこに見出されるのは、「魔法の杖」、すなわち間違いのない解決策というものではない。むしろ問題の大きさと複雑さに応じた、混沌とした、かつ大胆な試行錯誤の集積であるといっても過言ではない。しかし、ここにこそ、グローバル化する世界経済の中での「教育」の現場、チャレンジの最前線があるという見方もあり得るのではなかろうか。

学校によっては児童生徒の半分以上が英語で読み書きはおろか十分に話すこともできないという米国の現状は、我が国の実情とは程遠いものとみなされがちであるが、未来の日本の姿の一つである可能性も否定できない。

本稿の執筆に当たった職員は、専門の研究者でもなく、また教員でもないため、本稿では職員が実際に見た、又は資料を基に情報を収集した米国における言語マイノリティに対する教育プログラムを幅広く紹介することに止まっているという限界があることはあらかじめお断りさせていただきたい。

日本の学校の現場や教育委員会、又は NPO 等において日々外国人児童生徒の教育に尽力されている関係者の皆様方が、今後各地域のニーズに応じた独自の事業を検討していく際に、本稿で紹介されているプログラム群が、なにがしかのヒントを提供することになれば幸甚である。

（財）自治体国際化協会 ニューヨーク事務所長
佐々木 浩

概要

本レポートは、現在米国で行われている言語マイノリティに対する教育支援施策を紹介するものである。

第1章では、具体的なプログラムに触れる前の前提知識として、米国における言語マイノリティに対する教育の状況を概観していく。言語マイノリティに対する教育について政策が揺れ動いてきた歴史や、近年米国において言語マイノリティが急増しているという統計的なデータ等を紹介した後、連邦政府の関連法である NCLB(No Child Left Behind)法タイトルⅢについて触れていく。

第2章では、実際の教室における言語指導教育プログラムである「ESL プログラム」と「バイリンガル教育」について触れる。これらの言語指導教育プログラムには多種多様なものがあるが、本章では各種プログラムの特徴について先行研究に拠りながら解説をした後に、実例としてヒューストン独立学校区におけるプログラムの実施内容を紹介していく。

第3章では、言語マイノリティを支える体制づくりとして、児童生徒の学力判定やその他の取組みを紹介する。本章では、児童生徒が就学した際の初期能力判定の方法について、テストセンター等の実例を紹介すると共に、児童生徒が受けることになるテストの内容や、評価方法に関する課題についても触れていく。また、新たな児童生徒を受け入れるためのニューカマーセンターの取組みについても紹介する。

第4章では、言語マイノリティに対応する教員の確保と養成に関する取組みを紹介する。教員確保のためのインセンティブの付与や、教員養成のための支援事業、海外からの人材採用等の多様な取組みを、実例を踏まえ紹介していく。また、現役の教員達に対する研修についても説明していく。

第5章では、保護者との意思疎通に係る取組みについて紹介をする。米国で行われている学校に関連した資料の多言語化の取組みや、就学にあたってのオリエンテーション資料の内容等について、具体的に説明していく。また、保護者とのコミュニケーションを助ける専任スタッフの業務や、保護者のための講座といった取組みについても紹介していく。

第6章では、これまで紹介してきた各種のプログラムを振り返りつつ、日本における外国人児童生徒に対する教育への示唆を試みる。

第1章 歴史と現状を知る

本章では、具体的なプログラムを見ていく前の前提知識として、米国における言語マイノリティに対する教育施策の歴史、言語マイノリティの全国的な状況、全国的な影響力を持つ連邦政府の関連法などについて概観していく。米国は今まで言語マイノリティに対してどのような教育を行ってきた、現在全国的にはどのような状況になっているのだろうか。

第1節 米国における言語マイノリティ教育の歴史

米国のような多様な民族性を抱える国家において、言語マイノリティに対する教育は、「国家と言語」という政治的議論の対象となりやすい性質をどうしても含んでいるため、時代と共に方針が大きく変化してきた。

米国における言語マイノリティ教育の歴史については、ハクタ¹やバトラー²、末藤³の論文・著作が詳しい。本節ではこれらの先行研究等に拠りつつ、現在に至るまでの米国における言語マイノリティに対する教育の歴史を概観する。

1 ゆるやかな寛容（1890年頃まで）

アメリカ大陸がヨーロッパ人に「発見」された後、米国にはより良い暮らしを求めて様々な言語、文化を持った人々が集まり、多民族・多言語の国家を形成してきた。18世紀や19世紀の米国においては、言語的な多元性・多様性に関しては奨励こそされないものの、寛容な態度があったという。

初期の米国への移民は、英語圏を筆頭に、ドイツ、アイルランド、スカンジナビア諸国等の北欧、西欧出身の「旧移民」が中心であった。18世紀末の米国においては、いわゆるイギリス系が全体の約四分之三を占め、英語以外の言語を母語とするエスニック集団はドイツ系が最大のものとなっていた。

末藤は最大のマイノリティであったドイツ系に特に注目をしている。19世紀半ばには、ボルチモア、シンシナティ、クリーブランド、インディアナポリスといった都市には、ドイツ語と英語のバイリンガル教育⁴（二言語教育）を実施する学校が存在していたという。連邦政府は言語に関してははっきりとした政策を持っておらず、教育における言語の選択は州や地方の権限であり、ドイツ系の人々が多数を占める地域では

¹ Hakuta, K., Malakoff, (1990) M. History of Language Minority Education in the United States, *Advances in Language Education: Theory, Research, and Practice*. Sage Publications.

² バトラー後藤裕子 (2003)『多言語社会の言語文化教育 英語を第二言語とする子どもへのアメリカ人教員たちの取り組み』くろしお出版

³ 末藤美津子 (2002)『アメリカのバイリンガル教育 新しい社会の構築をめざして』東信堂

⁴ 一般的な定義としては、生徒の母語を育てていくこと、生徒に第二言語を習得させること、母語と第二言語を用いた教科指導を行うこと、という三つの条件を同時に満たした第二言語習得のための教育方法、とされる。ただし、実際に教育政策として推進されてきたバイリンガル教育は実に多様であり、この定義のみで説明することは難しい。(末藤(2002)) バイリンガル教育の具体的な例については、第2章で紹介していきたい。(末藤(2002))

ドイツ語の維持が積極的に行われていた。

この時期には他の言語も同様に寛大に扱われ、例えばメキシコに隣接するニューメキシコ州やカリフォルニア州では、英語とスペイン語双方による指導を行う学校があり、フランス植民地やそれに近接するルイジアナや北部ニューイングランドにおいては、フランス語の学校も存在していた。

バトラーによれば、19世紀の半ばには、12以上もの州がバイリンガル教育を公認していた。ただ、連邦政府の直接介入がなくとも、経済力・政治力を掌握したアングロ・サクソン文化への融合は、比較的スムーズに進行していったという。

2 アメリカ化への圧力（1890～1960年代）

この状況が転換期を迎えるのは19世紀末のことである。この頃になると、今までの「旧移民」に代わり、南欧・東欧やアジアを中心とした「新移民」の波が米国に訪れる。彼らは「旧移民」とは宗教、文化面で異なる点が大きく、移民政策、教育政策の双方において、米国社会は異なる反応を見せた。

末藤によれば、その多くが「旧移民層」から構成される都市のリーダーたちは、「新移民」の増加による自分たちのコミュニティの変質を危惧し、公立学校に、子どもたちを「アメリカ人」として同化すること、すなわちアングロ・サクソン系プロテスタントの文化になじみ、米国社会の民主的価値観を尊ぶ市民を育てる機能を求めた。19世紀の終わりまでにカリフォルニア州とニューメキシコ州の双方が授業で使用する言語を英語のみに限定する州法を定めている。

また、バトラーによれば、1906年には連邦レベルで始めて言語政策に関する法案が可決され、米国の市民権を得ようとする者には英語を話せることが条件として課されることになった。連邦の教育省は移民教育の最終目標について「移民の文化・言語をアメリカ合衆国のものと置き換える」ことだと明言し、移民のアングロ・サクソン文化への融合を推し進めた。この方針は当時米国の植民地となっていたフィリピン、プエルトリコ、ハワイにも及んでいる。

1920年代には、第一次世界大戦の勃発に伴って反ドイツ感情が高まり、ドイツ語によるバイリンガル教育を提供していた学校が多く閉鎖された。

テキサス州教育局の資料⁵には、1920年代から60年代の言語マイノリティに対する教育について、「英語の集中的な訓練、又は『溺れるか泳ぐか（Sink or Swim）』という政策が、言語マイノリティ児童生徒への指導方法として支配的であった。救済的なサービスはほとんどか、又は、全く提供されず、児童生徒は十分な英語能力を得るまで同じ学年に据え置かれた」と記載されている。

⁵ Texas Education Agency Bilingual/ESL Program Unit. (2007) *Framework - Language Proficiency Assessment Committee (LPAC) Process*.

3 公民権運動とバイリンガル教育認可の時代(1960 年代～)

この状況が変化を迎えるのは、60 年代の公民権運動の時代である。1963 年には、フロリダ州デイドカウンティ⁶における、キューバ難民に対する 2 ウェイ・バイリンガル教育⁷の成功例が報告され、米国各地で同様のプログラムが実施されるようになった。そして 1964 年、当時のジョンソン政権下で公民権法(Civil Rights Act)が成立する。この第 6 条は連邦が支援するすべてのプログラム実施において、人種、肌の色、出身国による差別を禁止していた。

1968 年にはバイリンガル教育法(Bilingual Education Act)こと、1968 年初等中等教育法⁸タイトル VII (Title VII of the Elementary and Secondary Education Act of 1968)が成立する。この法律は、①経済的に不利な状況にある言語マイノリティの児童生徒に対するバイリンガル教育に関する連邦の指針を示し、②革新的なプログラムに対して資金を配分し、③非英語話者の児童生徒が直面する特殊な教育上の障害を認知するものであった。初年度の 1969 年には、27,000 人の経済的に不利な状況にある言語マイノリティの児童生徒を対象とした様々なプログラムに、750 万ドルが支給された。

バイリンガル教育法の制定と併せて重要とされるのが、1974 年のラウ対ニコラス裁判(Lau v. Nichols)である。サンフランシスコに住む中国系の子どもの両親が、学校での英語限定の指導により、自分の子が不利益を受けているとして起こしたこの裁判は、「均一な教育」が公民権法第 6 条に照らしての「平等な教育」に相当するとは必ずしも言えないとの判断をもたらした。各学校区⁹は、非英語話者が直面する教育上の障壁を取り払うために積極的な措置を取ることを求められた。またこの判決は、連邦保健教育福祉省公民権課 (Office for Civil Rights, Department of Health, Education, and Welfare) が、公民権法第 6 条の遵守に係る規制を定める権限を持つことを定めた。

バイリンガル教育法はその後何回か改正され、補助金の額も大幅に増大していくことになる。

また、当初は明らかでなかったバイリンガル教育の内容については、バイリンガル教育法の 2 度の修正を通じて、母語を学ぶ権利や母語を使う権利をマイノリティに保障するため、子どもの母語の維持を目的の一つとする、維持型バイリンガル教育が推奨されていくようになった。

⁶ マイアミ市が位置するカウンティ。

⁷ 英語話者と非英語話者の児童生徒を一つのクラスに混ぜ、2 言語で授業を行う指導法。詳細は第 2 章第 3 節を参照。

⁸ 初等中等教育法は、連邦の初等中等教育に関する補助金について包括的に規定した法律。米国においては教育に係る権限は州に留保されているため、連邦が全国統一のカリキュラムを定めることは不可能であり、代わりに連邦は補助金を通じ、政策を実施している。1965 年の当初の制定時点では、タイトル I からタイトル VI のみで構成される法律であったが、後にタイトル VII (Bilingual Education Programs) が付け加えられた。

⁹ 日本と異なり、米国では市等の基礎的自治体とは別の特別自治体である学校区が地域の公教育を担う場合が多い。米国にはおよそ 15,000 の学校区があり、それぞれが管轄域内の公立学校を監督している。ほとんどの州は、学校区に学校の予算を決定しカリキュラムを実施していくかなり大きな権限を与えている。それぞれの学校区は地域の教育委員会によって管理され、その施策は通常州の教育委員会の規定や州議会の法規に準じていなければならない。教育委員会は地域の教育長を選んで雇い、教育長は施策を遂行し学校区の日常的な運営に対して責任を負う。

4 イングリッシュ・オンリー運動の台頭(1980年代～現在)

末藤によれば、バイリンガル教育法に基づく連邦政府の補助金は毎年増額されていき、1980年度には564のプログラムに1億6,690万ドルが支出されるまでになり、その存在感の増大に伴い、バイリンガル教育の推進に対する反対論も公然と人々の口にのぼるようになった。

また、教育関係の研究者の立場からも、あるタイプのバイリンガル教育を受けた児童生徒と、英語のみの教育を受けた児童生徒の英語能力と学力にはほとんど差が無いとする研究が公開され、教育行政関係者に衝撃を与えた。また、1981年には日系の上院議員サミュエル・I・ハヤカワ（カリフォルニア州選出）が、連邦議会に憲法を修正して英語を連邦の公用語にすべきであるとの提案を提出した。この法案自体は廃案となったが、「英語はアメリカ社会を1つに結びつける根幹であり、すべてのアメリカ市民は英語を話す義務がある」という、イングリッシュ・オンリー運動の火付け役となった。1983年にはこの運動を進めるため、ハヤカワ上院議員を代表としてU.S.イングリッシュ（U.S. English）という組織が結成されている。

このように、バイリンガル教育への批判が高まる中で1981年に誕生したレーガン政権下では、連邦教育省もバイリンガル教育について消極的な姿勢を示し、1980年度から1988年度の間、バイリンガル教育への連邦政府の補助金は47%も減額されることになった。また、1988年のバイリンガル教育法改正においては、「英語能力こそが言語マイノリティの子どもたちを有能な社会の一員へと導くものである」という連邦政府の見解が付け加えられた。

1994年、クリントン大統領は従来の初等中等教育法を大きく修正した「アメリカ学校改革法（Improving America's Schools Act）」に署名した。この教育改革は、バイリンガル教育法に係るプログラムの再編にも繋がり、末藤によれば①補助金を支給するためのしくみを改正し、②1980年代よりもさらに州政府の役割を強化し、③2言語能力の育成を積極的に推奨する、という特徴を持っていた。この法律の法案作成には、バイリンガル教育を支援する活動を支持する運動を展開している全米バイリンガル教育連盟が深く関わっていたことも指摘されている。

そして2001年にはジョージ・W・ブッシュ政権下で、初等中等教育法改正法、いわゆる「落ちこぼれ防止法」（No Child Left Behind Act, NCLB法）が成立した。この法律は、「すべての児童生徒が英語にて十分な学力を達成すること」を目標とする点において、かつての共和党政権との姿勢と重なるが、一方そのタイトルⅢでは、言語マイノリティの教育支援策が求められ、各州にはその実施のために補助金が配分されている。このNCLB法については、本章の第3節においてももう少し詳しく見ていきたい。

第2節 言語マイノリティのすがた

1 用語の整理（LEP＝英語能力が十分でない子ども、ELL＝英語学習者）

言語マイノリティである子どものうち、英語能力に制限がある子どものことを指し示す用語として、米国ではLEP(Limited English Proficient、英語能力が十分でない子ども)又はELL (English Language Learner、英語学習者) という呼称が使われることが多い。この2つは語義としては同じと考えて差し支えないが、LEPの持つ「Limeted=限定された」というネガティブな表現を避けようとする場合に、ELLが使われることが多い。(ただし、連邦のNCLB法を始め、LEPという呼称も多く使われていることには留意が必要である。) 本稿においては、このような両者のニュアンスの違いを考慮し、英文の原文においてLEPと明記されている場合は「英語の能力が十分でない子ども」と記載し、それ以外の場合には基本的にELLの訳語である「英語学習者」を使用していくこととしたい。

2 その定義

「英語能力が十分でない子ども」の定義はその用語を使う団体や文脈によって異なるが、まず連邦政府の解釈を紹介したい。連邦政府は、NCLB法のタイトルIX¹⁰において、英語能力が十分でない子どもを以下のように定義している。

NCLB法 タイトルIX 一般規定

9101 定義

“*Limited English Proficient*” という用語は、これがある個人を指して用いられる際には、以下のような個人のことを意味する。

(A) 年齢が3歳から21歳である

(B) 初等学校(*Elementary School*)若しくは中等学校(*Secondary School*)に就学している、又は就学に向けて準備中である

(C) (i)アメリカ国外で出生した、又はその母語が英語以外の言語であるか

(ii)(I)ネイティブ・アメリカン、アラスカ原住民、又はその他の周辺地域の原住民であり、そして

(II)英語以外の言語がその個人の英語の熟達レベルに顕著な影響を及ぼす環境出身であるか

(iii)住居移転が多く、その母語は英語以外であり、英語以外の言語が主として使用されている環境出身であるか のいずれかである

(D) その英語における会話、読解、作文、認識能力に困難さを抱えているがゆえに、その個人が以下のいずれかを得ることができない可能性がある -

¹⁰ No Child Left Behind Act, Title IX. General Provisions, Section 9101. Definitions
< <http://www.ed.gov/policy/elsec/leg/esea02/pg107.html> > 2009.03.19 参照

- (i)1111条(b)(3)に定められた州政府のアセスメントにおける達成度の熟達レベルを満たす能力
- (ii)英語で授業が行われる教室において一定の成績を成功裏に収めるための能力
- (iii)社会に対して完全に参加する機会

ただし、これはあくまで連邦法上の（連邦の補助金を受け取る際の）規定であり、より具体的には各州の定義を参照する必要がある。例えば、ニューヨーク州では、州が独自に実施するテストの成績が、「英語能力が十分でない子ども」かどうかを判断する上での重要な判断基準となっている。

州教育長官令第154条 英語能力が十分でない子どもへのサービス

154.2 定義¹¹ （一部抜粋）

(a) *Pupils with limited English Proficiency*（英語能力が十分でない子ども）とは、自分が外国生まれ 又は 祖先が外国出身であるという理由のため、英語以外の言語を話し、そして

(1)英語はほとんど、又は全く話せないか、

(2)改訂言語評価総合テスト(*Language Assessment Battery-Revised, LAB-R*)又はニューヨーク州第二言語としての英語達成度テスト (*New York State English as a Second Language Achievement test, NYSESLAT*) において、州政府が指定したレベル以下を記録した児童生徒のことを意味する。

続いてテキサス州の教育法にある定義を記載する。

テキサス州教育法 第29章

節B バイリンガル教育と特別な言語プログラム

§ 29.502 定義¹²

Student of limited English Proficiency（英語能力が十分でない子ども）とは、その主要な言語が英語以外の言語であり、その英語能力ゆえに通常の英語で行われるクラス活動を実施するのが困難となるような児童生徒のことを意味する。

一見この定義は曖昧であるように見えるが、実際はテキサス州においても法の執行についてより詳しく定めた行政令において、英語能力が十分でない子どもの判定方法について詳細に記載がされている¹³。このように、実際の学校レベルで考えた場合、英

¹¹ New York State Education Department, Commissioner's Regulations Part 154. Services for Pupils with Limited English Proficiency, 154.2. Definitions.

< http://www.emsc.nysed.gov/biling/docs/PART154RegAmendment8-2007Final_1.pdf > 2009.03.19 参照

¹² Texas Education Code Chapter 29. Education Programs, Subchapter B. Bilingual Education and Special Language Programs, Sec.29.502. Definitions.

< <http://tlo2.tlc.state.tx.us/statutes/ed.toc.htm> > 2009.03.20 参照

¹³ Texas Administrative Code, Chapter 89. Adaptations for Special Populations, Subchapter BB.

語能力が十分でない子どもかどうかを決定するのは、多くの場合州レベルの法令である。(なお、英語能力が十分でない子どもの判定プロセスについては、第3章において紹介していく。)

定義が各州によって異なることについては、全国で統一した基準を作るべきだとの議論もあるが、地域による特殊性、又教育に連邦が関与を強めることへの根強い抵抗感により、実現は難しいようである¹⁴。ただし、英語能力が十分でない子どもを判定する際に、ツールとして使用される州ごとの英語熟達度基準及びテストについては、19の州が **World-Class Instructional Design and Assessment** と呼ばれるコンソーシアムによって開発された基準及びテストを、共通で使用する等の動きも見られる¹⁵。

3 英語能力が十分でない子どもの実像

前節では定義について述べたが、それでは実際、英語能力が十分でない子どもとはどのような子どもたちからなるのだろうか。The Urban Institute¹⁶という研究機関が2005年に発行した報告書¹⁷を参考に、その特徴を紹介していきたい。

(1) 母語

米国における英語能力が十分でない子どもの大多数は、スペイン語を母語としている。2000年の国勢調査によれば、プレキンダーガーテンから5年生¹⁸においては76%、6年生から12年生においては72%がスペイン語を話している。この理由には、メキシコ、ドミニカ共和国、キューバ、その他中南米諸国からの移民が多いことが挙げられる。(同国勢調査によれば、プレキンダーガーテンから5年生までの外国生まれの児童のうち、メキシコ生まれの者は約38%であり、その他の中南米諸国生まれの者は約17%を占めている。) また、米国領ではありながらスペイン語が主要な言語となっているプエルトリコ (Commonwealth of Puerto Rico) からの移住者の存在も、スペイン

Commissioner's Rules Concerning State Plan for Educating Limited English Proficient Students, Sec.89.1225. Testing and Classification of Students.

<<http://ritter.tea.state.tx.us/rules/tac/chapter089/ch089bb.html>> 2009.03.20 参照

¹⁴ Education Week 電子版. (2009) *Does the Nation Need One Definition for English-Language Learners?* <http://blogs.edweek.org/edweek/learning-the-language/2009/01/does_the_nation_need_one_defin.html> 2009.03.19 参照

¹⁵ 脚注 14 に同じ。

¹⁶ 1968年にジョンソン大統領の指示で設立された、ワシントン DC に所在する超党派の有力シンクタンク。

¹⁷ Capps, R., Fix, M., Murray, J., Ost, J., Passel, J.S., Herwanto, S. (2005) *The new Demography of America's Schools: Immigration and the No Child Left Behind Act*. The Urban Institute.

<http://www.urban.org/UploadedPDF/311230_new_demography.pdf> 2009.03.19 参照

¹⁸ 米国の義務教育期間は州によって異なるが、5、6、7歳から16、17、18歳までの間、10年から14年間行われている。一般的には6歳が小学校1年生となるが、近年ではその一年前に小学校で学ぶ準備期間としてキンダーガーテン (Kindergarten、Kと略される) や、そのさらに一年前にプレキンダーガーテン (Prekindergarten、PKと略される) に入園する場合も増えている。学校制度も学校区によって異なり、6・3・4制、7・2・4制、8・4制、6・6制など多様な形がある。なお、大学前の初等中等教育の総称としてK-12 (ケイ・トゥ・トゥエルブ、キンダーガーテンから12年生まで) という言葉が使われる場合も多い。詳細については (財) 自治体国際化協会ニューヨーク事務所 (2008) 『Clair Report No. 328 米国の初等中等教育における教育制度と結果に対する説明責任～No Child Left Behind政策を中心に～』(<http://www.clair.or.jp/j/forum/c_report/pdf/328.pdf> 2009.03.19参照) P.1-3を参照されたい。

語が母語である英語学習者が多い理由の一つとなっている。一方で、スペイン語以外の言語については、ベトナム語、中国語、フランス語等が続くものの、内訳として単独で3%を超えるものは無く、スペイン語との差は大きい。

表1：英語能力が十分でない子どもによって使用されている言語 上位10言語

プレキンダーガーデンから5年生			6年生から12年生		
言語	人数 (1,000人)	割合 (%)	言語	人数 (1,000人)	割合 (%)
スペイン語	1,359	76.1	スペイン語	1,394	71.6
中国語	46	2.6	フランス語	58	3
ベトナム語	44	2.5	ベトナム語	57	3
韓国語	25	1.4	中国語	53	2.7
モン語(ミャオ語)	24	1.3	韓国語	31	1.6
フランス語	20	1.1	クレオール語(ハイチ語)	27	1.4
ドイツ語	19	1.1	ドイツ語	25	1.3
ロシア語	17	1	ロシア語	21	1.1
クレオール語(ハイチ語)	16	0.9	モン語(ミャオ語)	21	1.1
アラビア語	14	0.8	フィリピン語(タガログ語)	20	1
全言語合計	1,676	100	全言語合計	1,612	100

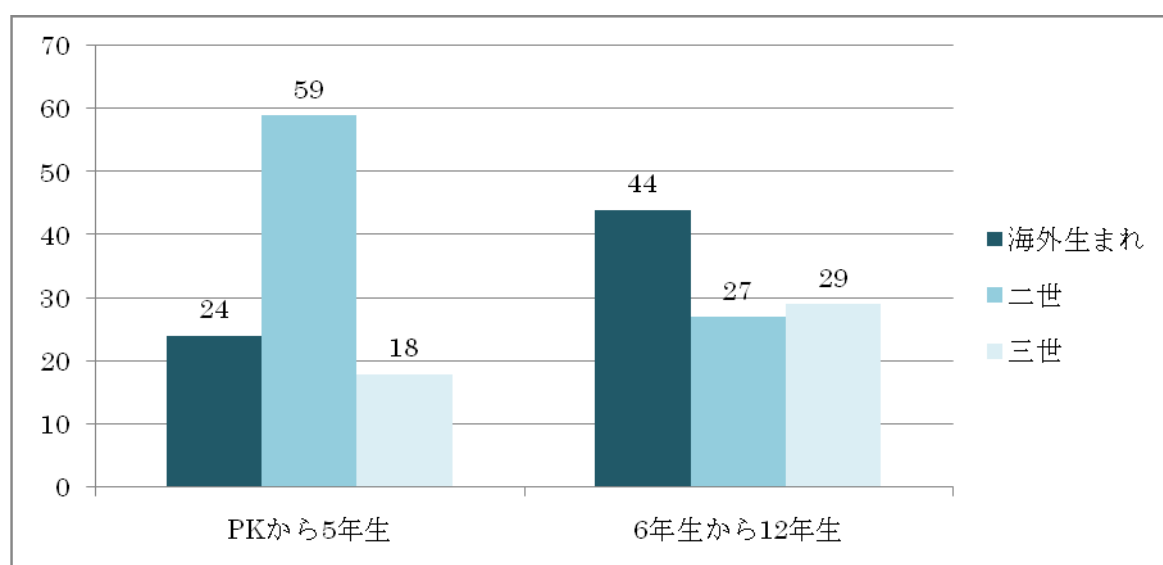
出典：The Urban Institute (2005) (US Census 1%PUMS, 2000.)

このことは、スペイン語話者で英語能力が十分でない子どもに対して事業を実施する際のスケールメリットを与える一方で、他の言語の話者に対しては費用の面から個別の言語的サポートを提供し難いという状況を生んでいる。

(2) 世代

意外かもしれないが、英語能力が十分でない子どもの多数は米国生まれである。初等教育の学年においては、英語能力が十分でない子どもの59%は二世（移民の親を持ち、自分は米国生まれ）であり、また18%は三世（米国生まれである二世の子ども）である。英語能力が十分でない子どものうち、外国生まれの子どもは四分の一にも満たず、24%となっている。中等教育の学年においては、外国生まれで英語能力が十分でない子どもの比率は44%と比較的高いが、それでも半数以上は米国生まれの者が占めることとなっている。

図 1：英語能力が十分でない子どもの世代別比率（LEP）（％）



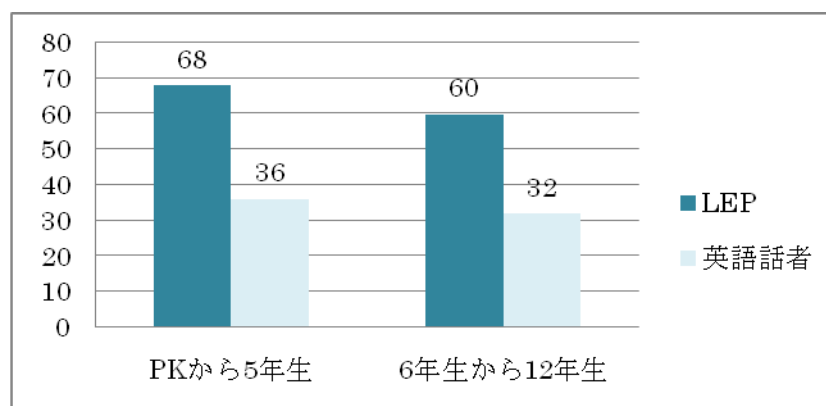
※ただし、二世及び三世には、プエルトリコ生まれの者、又はプエルトリコ系の両親を持つ者も含まれている（約 15％）。

出典：The Urban Institute (2005) (US Census 1%PUMS, 2000.)

（３）社会経済的状況

英語能力と所得には相関関係が認められている。2000 年の国勢調査によれば、初等教育を受けている英語能力が十分でない子どもの 68％（中等教育では 60％）が、低所得（連邦の定める貧困ライン¹⁹の 185％以下）の世帯に属している。また、英語能力が十分でない子どもの両親の教育レベルについては、英語能力が十分でない子どもの両親の半分近くが高校を中退しており、また約四分の一は 9 年生に満たない学歴であることが明らかになっている。

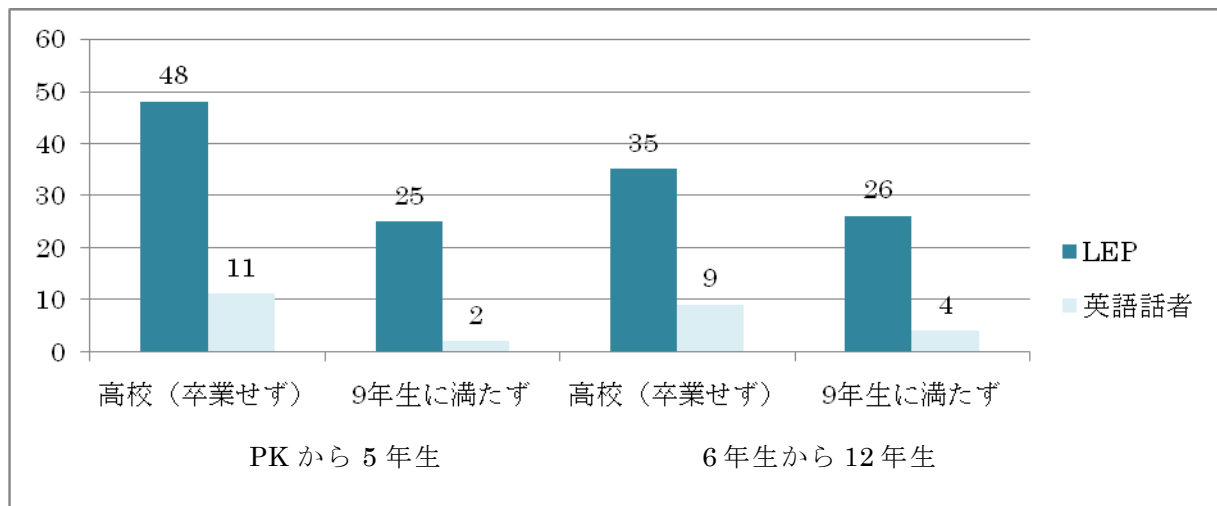
図 2：低所得世帯の割合（英語能力が十分でない子ども（LEP）及び英語話者）（％）



出典：The Urban Institute (2005) (US Census 1%PUMS, 2000.)

¹⁹ 2000 年の場合、貧困ラインは 4 人家族で 17,050 ドルとなっている。（185%の場合は 31,543 ドル）

図 3：両親の最終学歴（英語能力が十分でない子ども（LEP）及び英語話者）（％）



出典：The Urban Institute (2005) (US Census 1%PUMS, 2000.)

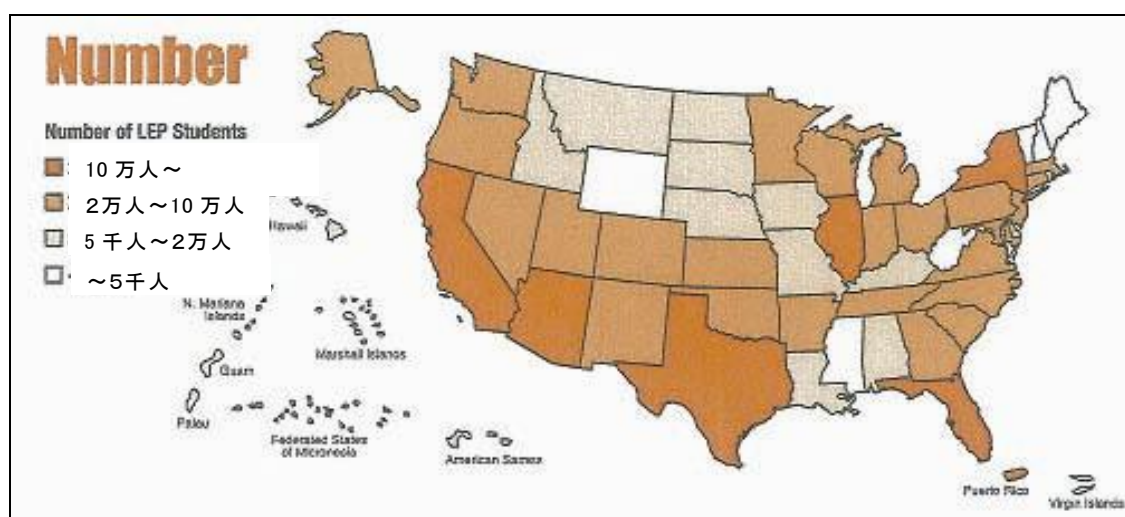
経済的に決して有利ではない家庭に育つ子が多いこと、また両親も高等教育を（親が移民である場合はその母国においても）受けていない場合が多いこと、これら 2 点の社会経済的背景は、英語能力が十分でない子どもたちに対する教育を考える上で重要な点であると言えるだろう。

4 英語能力が十分でない子どもの数とその増加

続いて、全国的な英語能力が十分でない子どもの数とその動向について紹介をした。ただ第 2 項で見たように、英語能力が十分でない子どもの定義は州によって異なるため、数字を見る際はその点を理解の上、参照頂きたい。

13 ページに掲載した表 2 は、米国の各地域における、公立の初等中等学校（キンダーガーテンから 12 年生まで）に通う児童生徒数と英語能力が十分でない子どもの数を示している。英語能力が十分でない子どもの数で見た場合、カリフォルニア州の約 157 万人を筆頭に、テキサス州、フロリダ州、ニューヨーク州、イリノイ州と、英語能力が十分でない子どもの比率が高く、また母体となる全体の児童生徒数の数自体も多い州が上位に並んでいる。

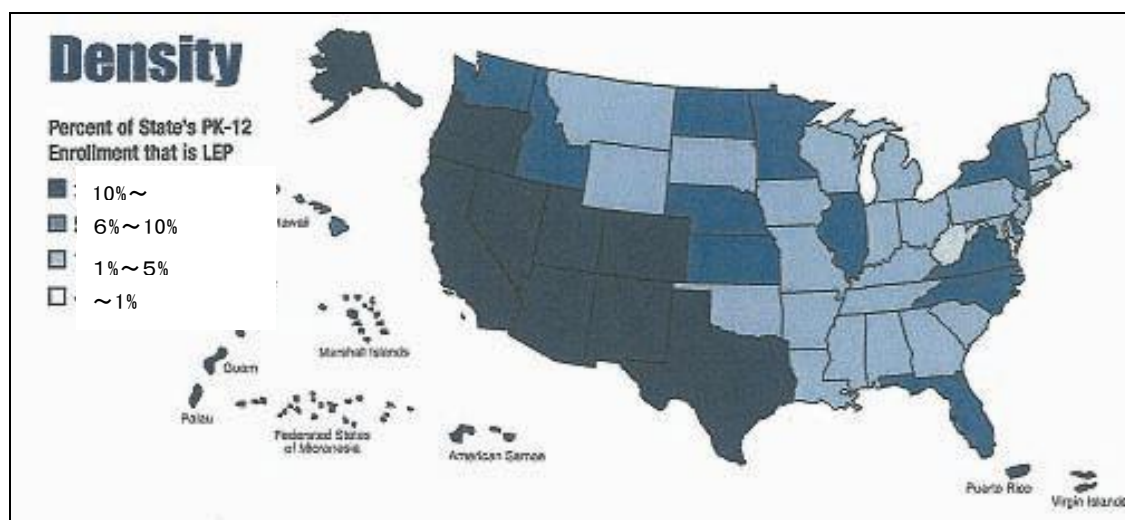
図4：英語能力が十分でない子ども（LEP）の数（05/06年度）



出典：NCELA²⁰

また、英語能力が十分でない子どもの比率が高い州を上位から並べると、同じくカリフォルニア州の25.4%を筆頭に、ニューメキシコ州、ネバダ州、アラスカ州、テキサス州とメキシコとの陸続きでの国境を抱える州及びその隣接州が並ぶ。これらの州においては、ヒスパニック²¹系の人口の比率も非常に高くなっている²²。

図5：全体に占める英語能力が十分でない子ども（LEP）の割合（05/06年度）



²⁰ National Clearinghouse for English Language Acquisition and Language Instruction Educational Programs (NCELA). (2007) *The Growing Numbers of LEP Students: 2005-2006 Poster*.

<http://www.ncele.gwu.edu/policy/states/reports/statedata/2005LEP/GrowingLEP_0506.pdf> 2009.03.19 参照

²¹ メキシコやキューバなど中南米のスペイン語圏諸国からアメリカ合衆国に渡ってきた移民とその子孫や、元タスベイン語圏であったが米墨戦争等を通じてアメリカに編入された地域に住んでいた住民の子孫を指す。ヒスパニックは文化的背景に基づき区分されるグループであり、人種的区分ではない。なお、同様のグループを指す言葉として「ラティーノ」があるが、「ヒスパニック」は政府機関やどちらかと言えば保守的な層に好んで使用されるのに対して、「ラティーノ」は個人やコミュニティのことを指す時や、リベラルな層によって使用されることが多い。

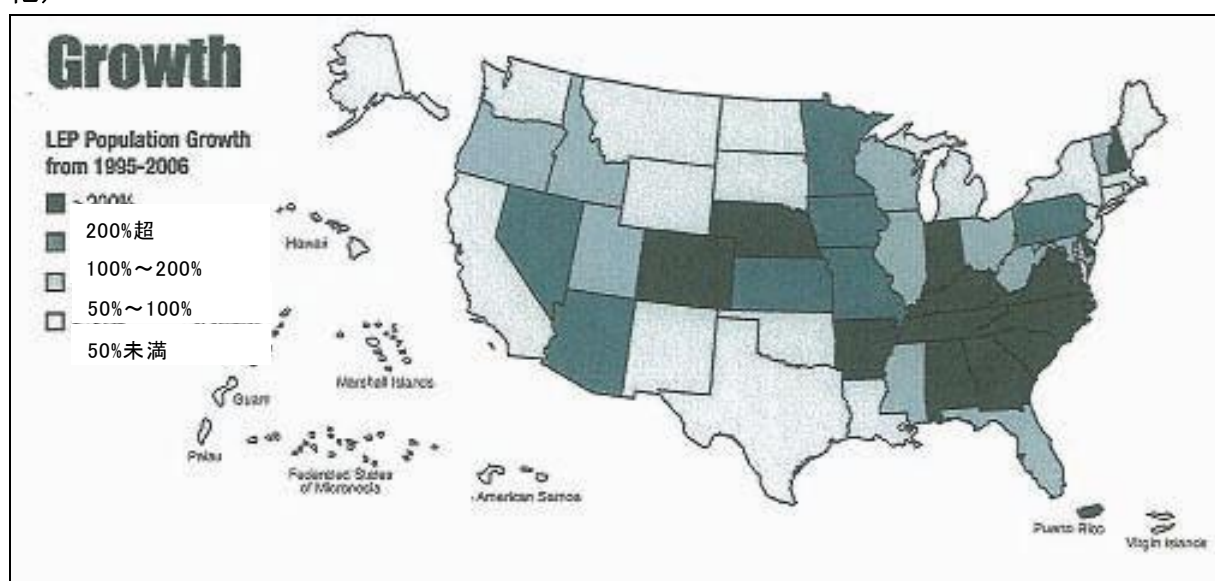
²² National Center for Education Statistics のデータ、*Public Elementary and Secondary School Student Enrollment, High School Completions, and Staff From the Common Core of Data: School Year 2005-06*.

（<http://nces.ed.gov/pubs2007/pesenroll06/tables/table_2.asp> 2009.03.19 参照）によれば、全体の児童生徒数におけるヒスパニック人口の割合は、カリフォルニア州 48.5%、ニューメキシコ州 54.0%、ネバダ州 33.6%、テキサス州 45.3%となっている。

出典：NCELA (2007)

次に、英語能力が十分でない子どもの増加率という観点で見た場合、英語能力が十分でない子どもの総数は約339万人から約507万人へと、約49.5%増加している。増加率が200%を超えている州を増加率の高い順に列記すると、サウスカロライナ、アーカンソー、インディアナ、ノースカロライナ、テネシー、デラウェア、ケンタッキー、アラバマ、ニューハンプシャー、ジョージア、バージニア、ネブラスカ、コロラドと続き、これまで比較的同質の人口構成とされていた南東部の諸州や中西部の内陸部において急増していることが分かる。

図6：英語能力が十分でない子ども（LEP）の増加率（95/96年度から05/06年度の変化）



出典：NCELA (2007)

表 2：英語能力が十分でない子ども（LEP）の州別人数

地域名	合計生徒数	LEPの人数 (人)		LEPの比率 (%)	増加率 (%)
(年度)	05/06	05/06	95/96	05/06	95/96→05/06
United States	49,324,849	5,074,572	3,394,965	10.3	49.5
Alabama	741,758	16,520	4,550	2.2	263.1
Alaska	133,288	20,514	30,940	15.4	-33.7
Arizona	1,094,260	152,962	72,253	14.0	111.7
Arkansas	473,460	20,320	4,405	4.3	361.3
California	6,259,972	1,571,463	1,323,767	25.1	18.7
Colorado	779,826	89,946	29,873	11.5	201.1
Connecticut	575,058	27,678	19,908	4.8	39.0
Delaware	120,937	6,015	1,640	5.0	266.8
District of Columbia	70,955	4,485	5,361	6.3	-16.3
Florida	2,675,024	253,165	158,563	9.5	59.7
Georgia	1,598,461	56,465	16,037	3.5	252.1
Hawaii	182,637	16,190	12,611	8.9	28.4
Idaho	261,982	19,954	11,267	7.6	77.1
Illinois	2,111,245	204,803	113,899	9.7	79.8
Indiana	1,035,074	36,208	8,052	3.5	349.7
Iowa	483,482	15,181	6,931	3.1	119.0
Kansas	452,295	25,995	10,203	5.7	154.8
Kentucky	674,583	10,171	2,774	1.5	266.7
Louisiana	654,526	7,740	6,740	1.2	14.8
Maine	195,498	3,146	2,505	1.6	25.6
Maryland	860,021	29,778	15,325	3.5	94.3
Massachusetts	971,909	47,397	45,044	4.9	5.2
Michigan	1,704,089	42,007	56,123	2.5	-25.2
Minnesota	838,978	59,127	24,962	7.0	136.9
Mississippi	483,175	4,866	2,808	1.0	73.3
Missouri	917,905	17,263	6,053	1.9	185.2
Montana	145,137	6,952	8,836	4.8	-21.3
Nebraska	286,646	14,966	4,929	5.2	203.6
Nevada	412,260	74,305	24,851	18.0	199.0
New Hampshire	205,155	3,484	976	1.7	257.0
New Jersey	1,333,775	42,940	53,894	3.2	-20.3
New Mexico	326,761	64,860	70,790	19.8	-8.4
New York	2,708,570	234,578	245,151	8.7	-4.3
North Carolina	1,416,576	83,627	18,744	5.9	346.2
North Dakota	98,283	5,529	7,904	5.6	-30.0
Ohio	1,839,683	24,361	12,925	1.3	88.5
Oklahoma	630,982	31,011	27,484	4.9	12.8
Oregon	536,079	65,824	38,748	12.3	69.9
Pennsylvania	1,826,240	41,097	19,889	2.3	106.6
Puerto Rico	543,668	586,724	143,679	107.9	308.4
Rhode Island	153,417	10,000	9,139	6.5	9.4
South Carolina	701,544	20,013	2,539	2.9	688.2
South Dakota	122,008	5,275	8,545	4.3	-38.3
Tennessee	939,571	20,901	5,278	2.2	296.0
Texas	4,525,394	640,749	478,297	14.2	34.0
Utah	508,248	52,582	30,492	10.3	72.4
Vermont	96,523	1,564	790	1.6	98.0
Virginia	1,214,411	72,380	22,943	6.0	215.5
Washington	1,031,985	78,236	54,511	7.6	43.5
West Virginia	280,692	1,224	638	0.4	91.8
Wisconsin	875,174	40,522	21,640	4.6	87.3
Wyoming	86,420	2,057	1,996	2.4	3.1
その他のエリア	129,249	89,452	86,763	69.2	3.1

出典：連邦教育省資料²³を基に、自治体国際化協会ニューヨーク事務所が作成

²³ 全国英語習得情報センター（National Clearinghouse for English Language Acquisition, NCELA）の Web サイトにある州別資料のページ（<<http://www.ncela.gwu.edu/policy/states/>> 2009.03.19 参照）より各州のデータ (LEP enrollment growth) が参照できる。なおプエルトリコのデータについては、合計の児童生徒数より LEP の数が多かったり、元々スペイン語が公用語の地域であるのに 95/96 年から 05/06 年に LEP の数が 300%以上の増加を見せていたりと不自然な数字が多いが、米国全体の数字を表すために元の資料のまま掲載した。

第3節 現在の連邦の政策 –NCLB 法タイトルIII–

1 NCLB 法の概要

(1) 教育に係る連邦と州の関係

米国において、教育は伝統的に州の責務とされている。合衆国憲法修正第 10 条²⁴（留保権限）には「憲法が合衆国に委任し又は州に対して禁止していない権限は、それぞれの州又は人民に留保される。」とある。合衆国憲法において、連邦政府は憲法で制限・列挙された権限のみを行使し、その他の権限は州と国民に留保されているのであるが、教育に係る権限については憲法には明記はされていない。すなわち教育に係る権限は州に留保されているのである。

ただし、近年教育行政における連邦政府の存在感は増加しつつある。その流れを決定付けたのが、ジョージ・W・ブッシュ政権下で成立した 2001 年初等中等教育改正法（No Child Left Behind（落ちこぼれ防止）法、NCLB 法）と言っても過言ではないだろう。

2008 年現在、米国の公学校教育は NCLB 法の強い影響下にあり、英語学習者に対する教育もその例外ではない。そこで本節では、同法が英語学習者教育施策にどのような影響を与えているかを紹介する。

(2) NCLB 法の全体像

今後、「テロとの戦争」を率いた大統領として記憶されることになるであろうジョージ・W・ブッシュ大統領であるが、2000 年大統領選においては、「Education President（教育大統領）」になると宣言し、ホワイトハウス入りを果たしている点は興味深い。

同大統領は就任直後の 2001 年 1 月に、自らが州知事を務めていたテキサス州の教育政策をモデルとした連邦レベルでの教育政策、NCLB 政策を公表した。この政策は、初等中等学校制度の改革を目指すと同時に、経済的に裕福なコミュニティとそうでないコミュニティの間で学力に大きな差があるという現状を是正し、すべての児童生徒を落ちこぼれさせないことを目指していた。

この政策を実現するために、成立したのが NCLB 法である。この NCLB 法は、それまでの連邦政府の初等中等教育政策の基本的枠組みを定めてきた「1965 年初等中等教育法」を全面的に改正したもので、その適用範囲は広範かつ多岐にわたっている。同法については当協会発行のクレアレポート「米国の初等中等教育における教育制度と結果に対する説明責任」²⁵等に詳しいが、本稿においてもまずその概要を説明したい。

²⁴ 合衆国憲法修正 1 条～10 条は人権を保障する規定となっており、権利章典(Bill of Rights)と呼ばれることが多い。1789 年に発議され、1791 年に成立。他の条項では信教、言論、出版及び集会の自由や、人民の武装権などが規定されている。

²⁵ (財)自治体国際化協会ニューヨーク事務所 (2008)『Clair Report No. 328 米国の初等中等教育における教育制度と結果に対する説明責任～No Child Left Behind 政策を中心に～』

前述のクレアレポートでは、その内容の概要は以下アからオのように記載されている。

ア 学力達成の格差是正

NCLB政策は、米国内における学力達成の格差をなくすために、州政府、学校区、学校に対して、以下のことを求めている。

- ・ 全児童生徒が州政府の定める学力水準を達成しているかについての説明責任
- ・ 読解力（Reading）と数学（Math）を中心とした一般教科のテストの実施
- ・ 測定結果について保護者への情報提供
- ・ データの活用による継続的な学力向上の取組み
- ・ 目標が達成できなかった学校に対する州政府や学校区の積極的な対処

イ 読書指導を最優先することによる読み書き能力の向上

新たに「Reading First」補助金を創設することにより、州政府や学校区に対し、幼児期や低学年の段階において、科学的に実証された読書指導に重点的に取り組むことによって、児童生徒の読み書き能力の向上を目指している。

ウ 補助金使途についての柔軟性の拡大、煩雑な事務処理の減少

補助金を受け取る州政府、学校区、学校が連邦政府の行う政策を実施しやすくするために、連邦政府からの補助金の使途を拡大したり、補助金の統廃合を行ったり、連邦政府の事業について州政府が独自に実施できる選択肢を与えたりすることにより柔軟性を拡大している。

エ 成功には報酬、失敗には制裁

連邦政府は、NCLB政策が求める説明責任の体制整備を行った州政府や児童生徒の学力向上を達成した学校に対してはボーナスとして報酬を与え、その一方で、州政府が学力向上目標を達成できなかった場合には、州政府の事務的経費に対する連邦政府からの補助金を減額することができるとしている。

オ 保護者への十分な情報提供

保護者が十分な情報により学校選択ができるように、人種や家庭環境により分類された児童生徒の集団ごとに学力向上達成度が分かる報告書を提供するよう各学校に求めている。また、チャーター・スクール²⁶が質の高い学校を目指す場合の必要経費や保護者に学校選択を多く提供する取組み、学校選択が与える影響についての研究に対しても、補助金の対象となる。

<http://www.clair.or.jp/j/forum/c_report/pdf/328.pdf> 2009.03.19 参照

²⁶ チャーター・スクールとは、州や学校区との契約に基づき、教員、保護者その他の地域グループによって学校区から離れ自立的に運営される公立学校のことをいう。詳しくは（財）自治体国際化協会（1997）『米国の公教育改革とチャーター・スクール公教育の選択・分権・民営化』（<http://www.clair.or.jp/j/forum/c_report/cr141m.html> 2009.03.19 参照）を参照されたい。

(3) 統一テストの実施とその結果への対応

以上5点の中で、学校現場に最も大きな影響を与えているのはアの学力達成の格差は正であろう。この具体的な施策内容については、土屋恵司の「2001年初等中等教育改正法(NCLB法)の施行状況と問題点」²⁷において紹介がされている。

連邦の補助金を受け取るためには、各州はそれぞれ学力標準(Academic Standards)を設定し、それに基づいた標準テストを実施しなければならない。このテストは、算数/数学(Math)と読解(Reading)にあつては、第3学年から第8学年までにおいては毎年、高校においては在学中に少なくとも1回実施される。また、理科(Science)にあつては、第3学年から第5学年、第6学年から第9学年、第10学年から第11学年のそれぞれの間に1回はテストが実施される。

併せて、各州は第4学年及び第8学年から一部の児童生徒を抽出し、算数/数学と読解について隔年で行われる全米教育進捗評価(National Assessment of Educational Progress)テストプログラムに参加することが求められる。

すべての児童生徒の学力は、2013-2014年度までに州のテストで、「習熟」(Proficient)という判定を受けるようにならなければならないとされる。個々の学校は、その学校に在籍する児童生徒全体及びサブグループ(子どもを性別、人種、障がいの有無、英語能力等で分類した小さなグループ)別児童生徒集団のそれぞれを対象にして、「適正年次学力向上値(Adequate Yearly Progress, AYP)」と呼ばれる目標を設定し、その達成に努力しなければならない。(なお、英語能力が十分でない子どももこのサブグループの一つである。)

州は、この統一テストの結果に基づき、サブグループ別児童生徒集団の学習到達度データと学校区ごとの実績に関する情報を含んだ実績通知票(リポート・カード)を作らなければならない。また、各学校区も学校単位のデータを含んだ同様の実績通知票を作成する。

学校が上記のAYPを達成することに連続して失敗した場合、その期間に応じて下記のような介入措置がとられることとなる。

2年連続の場合：対象となる学校は、改善計画を作成し実行しなければならない。州はその計画に、教員の能力強化に関する費用負担や、その学校の児童生徒が別の公立学校やチャーター・スクールを選択することができるような措置も盛り込まなければならない。

3年連続の場合：対象となる学校は、適正な学力向上が認められなかった児童生徒が家庭での個人指導(家庭教師による指導)を含む補習教育を受けることができるようにしなければならない。

4年連続の場合：対象となる学校は、新たなカリキュラムの実施、教職員の配置転換、外部専門家アドバイザーの配置、開校日時間の増加・延長、学校の再編などの改善策のうち少なくとも一つを採用しなければならない。

²⁷ 土屋恵司(2006)「2001年初等中等教育改正法(NCLB法)の施行状況と問題点」『外国の立法』
<<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/227/022707.pdf>> 2009.03.19 参照

5年連続の場合：対象となる学校の再編計画の策定が求められる。この計画では、教職員の配置転換、学校経営の民間委託又は州の教育行政機関への学校運営権の移譲なども定めることができる。

このように、NCLB 法においては統一テストの実施に基づく、教育機関の説明責任の強化とその結果に対する改善措置が強化されている。

（４）統一テストにおける英語学習者の対応

それではこの NCLB 法の中で、英語学習者はどのように扱われているのだろうか。NCLB 法では第 3 章（タイトルⅢ）において、英語学習者に対する教育について特に詳しく触れられているのであるが、その前に先に述べた標準テストの実施における、英語学習者の取扱いについて、ここで簡単に触れておきたい。

「すべての児童生徒の学力を向上させる」ことを目標とする NCLB 法のもとにおいては、英語学習者もまた、上記で述べたサブグループの一つとして、他の者と同様に AYP を達成することが求められており、NCLB 法の説明責任システムの中に組み込まれている。

ただし、英語学習者については以下のような特例措置が定められている。

- 1 米国内の学校に入学してから一年の間は、一律でテストが免除される。
- 2 その後は基本的にテストに参加することとされるが、州の裁量によっては 3 年から 5 年の間、一部科目では母語によってテストを受けることもできる。

※この 5 年が経過した後は、児童生徒は英語能力を身につけたものと見なされ、英語にてテストを受けることとなる。

上記の 2 については、カリフォルニア、コロラド、デラウェア、カンザス、マサチューセッツ、ミシガン、ネブラスカ、ニュージャージー、ニューメキシコ、ニューヨーク、オレゴン、ペンシルバニア、テキサスの計 13 州が何らかの学年・科目において母語によるテストを実施している。

この（特例措置はあるものの）英語学習者と他の児童生徒を同様のテストで評価するという方法については議論も少なからずある。詳しくは第 3 章第 2 節において紹介をしたいと思います。

2 タイトルⅢの内容

（１）NCLB 法におけるタイトルⅢの位置付け

前節においては NCLB 法の概要について紹介をしたが、ここで改めて NCLB 法の構成について紹介すると、同法は以下のような構成となっている。

- 第1章(タイトルI) 学業に不利な環境にいる子どもたちの学業成績の向上
教育実施機関によって運営される基本的な学習内容の改善
読解力向上プログラムなど
- 第2章(タイトルII) 質の高い教員や学校長の確保、研修、雇用
教員、学校長の研修や雇用に関する州政府への補助金
情報技術を通じた教育の促進など
- 第3章(タイトルIII) 英語能力が十分でない子どもや移民の子どものための言語指導
- 第4章(タイトルIV) 21世紀型の学校にむけて
学校及び周辺地域の安全対策と薬物対策
学ぶ場としての21世紀共同体など
- 第5章(タイトルV) 学校選択に関する保護者への周知と革新的教育事業の促進
- 第6章(タイトルVI) 教育機関の柔軟性と説明責任
- 第7章(タイトルVII) アメリカンインディアン等先住民族の児童生徒に対する教育支援
- 第8章(タイトルVIII) インパクト・エイド・プログラム
- 第9章(タイトルIX) 一般規定
- 第10章(タイトルX) 他の法令の廃止規定、再規定、改正条項

以上の中で、英語学習者に対する教育に対して重要となるのがタイトルⅢの「英語能力が十分でない子どもや移民の児童生徒のための言語指導(TitleⅢ – Language Instruction for Limited English Proficient and Immigrant Students)」²⁸である。本節においては、連邦教育省・英語言語習得課(U.S. Department of Education, Office of English Language Acquisition (OELA))の資料²⁹や、「初等中等教育法実施ガイド」³⁰の記述に基づき、このタイトルⅢの内容について紹介をしていきたい。

(2) 目的と目標設定

タイトルⅢの最終的な目的は、移民である青少年を含む英語能力が十分でない子どもが、英語に習熟した状態(English Language Proficiency, ELP)を達成し、かつ、英語において高いレベルの学力を達成して(他の)すべての児童生徒と同様に州の困難な学習内容と学力達成基準(Academic Content Standards)を満たすようになることとさ

²⁸ No Child Left Behind Act, Title III. Language Instruction for Limited English Proficient and Immigrant Students <<http://www.ncela.gwu.edu/pubs/legislation/nclb/nclb-iii.pdf>> 2009.03.19 参照

²⁹ 全米バイリンガル教育連盟総会における OELA のパワーポイント資料(2007)

<<http://www.ncela.gwu.edu/oela/NABE07.pdf>> 2009.03.19 参照

³⁰ Crawford, J. (2002) Guide to Title III of the No Child Left Behind Act. *ESEA Implementation Guide*. Rowman & Littlefield Publishers, Inc.

<<http://www.humnet.ucla.edu/humnet/linguistics/people/grads/macswan/T3summ.pdf>> 2009.03.19 参照

れる。これらの目的を達成するために、各州は全体の学力達成基準と連携した、ELPの基準を定めなければならない、また、この ELP の基準は、ELP 評価(ELP Assessment)や、ELP を達成する、又は達成に近づくための目標を定めた年次測定達成目標(Annual Measurable Achievement Objectives, AMAO)とも連携したものでなければならない。

(3) 補助金

NCLB 法においては、かつてのタイトルⅦ（バイリンガル教育法）において提供されてきた任意の補助金プログラムが、タイトルⅢに基づく定式補助金(Formula Funding)³¹に置き換えられた。

この補助金は、国勢調査に基づく英語能力が十分でない子どもの数を利用した計算式によって額が定められ、各州は最低でも 50 万ドルを受け取ることができる。

州はタイトルⅢの補助金を学校区、又は学校区の連合に再配分する。（この補助金が交付されている団体を以下交付団体(Subgrantees)と記述する。）この再配分の額は、英語の能力が十分でない児童生徒に関する州の定めた学習目標の達成を目的とした、各交付団体の事業計画に基づき決定される。また、連邦から補助金を受け取るにあたって、州はタイトルⅢに定める説明責任を満たすために、英語の能力が十分でない児童生徒の学力達成に関するデータを収集、報告することが求められている。

なお、州は事務費や州全体に係る事業（教員の能力開発、計画策定及び評価、交付団体への専門的サポート、AMAO 基準を上回った交付団体への報奨金等）のためにタイトルⅢ補助金の 5 %までを充当することができる。

(4) 説明責任

タイトルⅢは、州に対して、重要とされる言語分野である読解(Reading)、作文(Writing)、会話(Speaking)、聞き取り(Listening)、理解(Comprehension)を含む英語熟達度基準を定めることを求めており、また NCLB 法の他の部分(タイトルⅠ)と同様に、英語の能力が十分でない児童生徒の ELP 達成度を測るために、1 年に一回試験することを求めている。

加えて、州はタイトルⅢ補助金の交付団体（学校区等）が、英語能力が十分でない子どもの ELP の達成と州全体の学力基準達成の支援に関して改善しているかどうかを測定するために、前述の年次測定達成目標(AMAO)を作成しなければならない。また、この AMAO は補助金を受け取っている交付団体及び州の実績を評価し、英語の能力が十分でない児童生徒の成績について説明責任を明確にするためにも使用される。

この AMAO には以下の 3 種類がある。

AMAO 1：英語能力のレベルが上昇した児童生徒の割合

AMAO 2：英語能力のレベルが熟達レベルに達した児童生徒の割合

³¹ 一定の計算式により算出された額を自動的に配分する方式の補助金

AMAO 3 : 算数・数学及び読解における州全体の基準を達成した児童生徒の割合
(NCLB 法タイトル I に定められる適正年次学力向上値 (AYP) と同様のもの)

(5) 結果に対する対応

タイトルⅢの要求事項を確実に達成するために、交付団体が AMAO の基準のいずれかを達成しなかった場合、以下のような改善措置がとられることになる。

2年連続の場合：交付団体は今後 AMAO を達成するための改善計画を作成しなければならない。この改善計画において交付団体は、目的を達成できなかった原因を明記しなければならない。

4年連続の場合：州は以下①②いずれかを実施しなければならない。

①交付団体に対してそのカリキュラム、プログラム、指導方法を修正することを求める。

②交付団体がタイトルⅢ補助金を交付され続けるべきかどうか判断する。もし州が交付の継続を決定した場合、州は交付団体に対して人事の入れ替えを行い、AMAO を満たすことができないでいる要因を明示することを求める。

このように、英語能力が十分でない子どももまた、NCLB 法の掲げるテスト結果と連携した説明責任システムに組み入れられている。このことは各学校区や学校に、英語能力が十分でない児童生徒への支援を充実させていくインセンティブを与えることに繋がっているが、一方で、英語能力が十分でない児童生徒の評価方法については、まだ課題も多くなっている。(この点については第3章第2節でまた触れていきたい。)

第2章 授業をする –ESLとバイリンガル教育–

前の章では英語学習者を巡る歴史、人口動態、そして連邦の政策について概観してきた。続いてこの章では、実際の教室で行われている言語指導教育プログラム、すなわち ESL (English as a Second Language, 第二言語としての英語) とバイリンガル教育 (二言語教育) について記述していく。日本ではまだそれほど知られていない ESL とバイリンガル教育とは、一体どのようなものなのであろうか。

第1節 言語指導教育プログラム

子どもたちの英語能力が十分でないと判定された場合、各学校区は児童生徒に対してどのような言語指導教育プログラムを提供すべきかを決定しなければならない。NCLB 法タイトルⅢによれば、学校区は英語能力が十分でない子どもに対して、「有効性に関する科学的調査に基づいた、質の高い言語指導教育プログラム」を提供しなければならないとされている。またその際、学校区がプログラムの種類を判断する際には、以下のような条件を考慮すべきとされている。

- 学校及び学校区における、英語能力が十分でない子どもの数
- 英語能力が十分でない子どものうち、同一の母語を持つ者の数
- 英語能力が十分でない子どもに対するプログラムに関して、州が定める規則
- 適切な教材、教員、その他の資源が用意できるかどうか
- それぞれの保護者の希望

連邦教育省の報告書³²によれば、全米で 43 の州 (ワシントン DC を含む) は、管内の学校区に対して調査に基づいた言語指導教育プログラムをどのように選択すべきかというガイダンス資料を提供している。各州では様々な種類のプログラムが提供されているが、一般的には、それらのプログラムはまず指導の際に使用される言語によって大別される。すなわち、(若干の母語でのサポートはあるものの) 基本的に英語によって指導されるもの (以下、本稿では ESL プログラム³³と称する。)、そして、英語と子どもの母語を組み合わせる指導が行われるもの (以下、本稿ではバイリンガル教育と称する。) の二種類である。

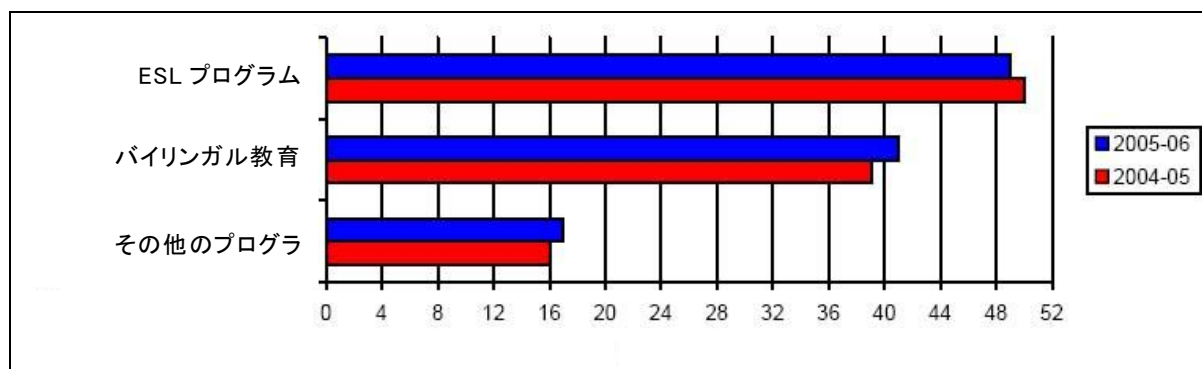
この二種類のプログラムに関する州ごとの実施状況は、図 7 のとおりである。前述の報告書によれば、ESL プログラムのみを採用しているのは 7 州、何らかの形でバイリンガル教育を採用しているのは 41 州となっている。ただし、バイリンガル教育のみを採用している州は存在していない。

³² U.S. Department of Education. (2008) *The Biennial Report to Congress on The Implementation of the Title III State Formula Grant Program: School Years 2004-2006*.

< <http://www.ed.gov/about/offices/list/oela/title3biennial0406.pdf> > 2009.03.19 参照

³³ ただし、ESL という言葉自体の意味は比較的幅広く、例えばバイリンガル教育のカリキュラム内で行われる第二言語としての英語の授業もまた ESL と呼ばれる。

図 7 : ESL プログラム、バイリンガル教育を実施している州の数



出典：連邦教育省報告書（脚注 32（21 ページ）に同じ）

注：その他のプログラムは、放課後教室、ニューカマーセンター、個別指導等を示す。
調査対象にはワシントン DC 及びプエルトリコも含まれる。

なお、先に述べた学校区がプログラムを検討する際の条件において、「英語能力が十分でない子どものうち、同一の母語を持つ者の数」が含まれていることから想像できるとおり、バイリンガル教育の多くは、話者数が多いスペイン語によって行われている。（ただし、大きな学校区ではその他の言語によるバイリンガル教育が行われているケース³⁴もある。）すなわち、バイリンガル教育を実施している学校区においては、スペイン語話者はバイリンガル教育へ、その他の言語が母語である子どもは ESL クラスへ割り振られることが一般的とすることができる。

第 2 節 ESL プログラムの種類と実例

前述のとおり、米国で最も幅広く行われている言語指導教育プログラムが ESL プログラムである。それではこの ESL プログラムでは、一体どのようなカリキュラムが組まれているのだろうか。本節では ESL プログラムの種類について記述した後、いくつかの学校区での実際の運用状況を紹介していきたい。

ESL プログラム及びバイリンガル教育の分類とその呼称については、研究や文献により様々であり、公的に統一されたものは存在しない。ここでは、いくつかの資料³⁵を参考としつつ、それぞれのプログラムの特徴に触れていきたいと思う。ただし、実際の学校での運用段階では、各プログラムにも多くのバリエーションが存在し、またバイリンガル教育も含め複数のプログラムが併用されていたりすることも多々あるので

³⁴ 例えばカリフォルニア州サンフランシスコでは、中国語や日本語によるバイリンガル教育を一部で実施している。またテキサス州ヒューストンでは、ベトナム語によるバイリンガル教育を実施している。

³⁵ Robert L. Rhodes, R., Ochoa, S. H., & Ortiz, S. O. (2005) *Assessing Culturally and Linguistically Diverse Students: A Practical Guide*. The Guilford Press.

Linquanti, R. (1999) *Fostering Academic Success for English Language Learners: What Do We Know?* WestEd. <<http://www.wested.org/policy/pubs/fostering/>> 2009.03.19 参照

Nalley, D., & DeMeester K. (2004) *English Language Learners in the Southeast: Research, Policy & Practice*. SERVE. <<http://www.serve.org/downloads/publications/ell.pdf>> 2009.03.19 参照

Antunez & Zelasko (2000) *If your child learns in two languages*. NCBE. <<http://www.ncela.gwu.edu/pubs/parent/>> 2009.03.19 参照

それも付記しておきたい。

1 引き抜き型 ESL (Pullout ESL)

このプログラムは、日本でも外国人児童等を対象に一部で行われている、クラスを離れての個別指導、いわゆる「取り出し型授業」に非常に近い。子どもは一日のうち数時間、自分の通常のクラス（Mainstream Class）を離れ、英語学習者のみを対象とした、小規模なクラスに参加することになる。その小規模なクラスでは、（理想としては）ESL の資格を持つ教員によって、文法、語彙、コミュニケーションなど英語に特化した授業が行われる（この後説明する、「内容ベースの ESL」の授業が併用されることもある）。ひとつの学校内にある程度の英語学習者が在籍している場合、ESL 教員は学校専任となるが、英語学習が少人数ずつ各学校に分散している場合、一人の ESL 教員が複数の学校を受け持つこともある。「引き抜き」される時間については幅があるものの、一般的には半日に満たない。

なお、この引き抜き型 ESL については小学校で使用されることが多いとされる。中学校や高校の場合は、すべての生徒が選択した授業ごとに教室を移動するため、ESL の授業もそのような個々の授業の一つとして扱われる。

引き抜き型 ESL の特徴³⁶

目標	英語言語の開発
対象	言語マイノリティ（小学校で多い）
クラス編成	一部の授業は英語話者と合同
使用言語（読み書き）	英語（一定時間は英語能力の開発のために一次言語を使用）
使用言語（教科指導）	文法とコミュニケーションベースの ESL、（内容ベースの ESL(後述)を併用することも）
使用が推奨される状況	・多様な言語マイノリティの児童生徒がいる場合（言語数が多い場合） ・訓練を積んだESL教員がいる場合 ・児童生徒のレベルが異なるが、比較的初心者が多い場合
成功に必要な要素	・内容ベースのESLを行う場合は、英語レベルではなく学年によってグループを組む ・適正に訓練を受けたESL教員が必要
利点	・異なる一次言語を持つ児童生徒が一つのクラスで学習できる ・数は多くはないが、多様な言語を話す英語学習者に柔軟に対応しやすい
難点	・児童生徒の母語を活用して、学力習得を行うわけではない

³⁶ (Linquanti, 1999) を主に参考とし作成。（以下使用する各プログラムの表も同様）

	・通常クラスを離れることにより、児童生徒に「烙印」が押される。またその抜けている間、通常のクラスで行われている教科が勉強できない
--	--

2 押し込み型 ESL (ESL Push-in)

引き抜き型とは逆に、英語学習者が教室にいたまま学習を進めていくのが押し込み型 ESL である。(研究者によっては、一次言語サポートを加えたサブマージョン (Submersion with primary language support) と呼称する場合もある。なお、「サブマージョン」とは「潜水」の意。) 児童生徒は通常のクラスに所属し、そこで学習を進める。授業は英語であるが、必要に応じて何らかの母語でのサポートが提供される。

多くの場合、バイリンガルの教員又は補助教員が教室に追加的に配置され、英語学習者からなる教室内の小さなグループに対して、英語学習者の一次言語を使用し、また ESL の方法論を踏まえながら、英語で行われる授業の説明や確認を行っていく。いわばチームティーチングであり、教員側にとっては、事前に共同で授業を計画する時間が必要である。また、クラスにいる二人の教員のどちらも教科の内容 / ESL を理解しており、ある授業における教科担当と言語サポート担当が、お互いの業務を分かり合っていることが理想的であるとされる。

押し込み型 ESL の特徴

目標	英語言語の開発
対象	言語マイノリティ
クラス編成	英語話者と合同
使用言語 (読み書き)	英語、一部一次言語
使用言語 (教科指導)	すべての科目で英語 一次言語でのサポート有り
使用が推奨される状況	・それぞれの学年での英語学習者の数がそれほど多くない場合
成功に必要な要素	・バイリンガル教員 及び/又は バイリンガルの補助教員がいること
利点	・言語サポートにより、ある程度理解可能なかたちで授業を実施できる
難点	・言語能力の開発過程を考慮していない ・学習内容に対して、効率的にアクセスしていない

3 内容ベースの ESL (Content-Based ESL)

「内容ベース」の「内容」とは、教科（算数/数学、理科、社会など）の学習内容のことを示す。このタイプのプログラムは、構造化イマージョン(Structured Immersion)や、シェルター型英語 (Sheltered English) と呼称されることもある。（「イマージョン」とは「浸ること」、すなわちここでは英語環境に浸ることを示す。「シェルター」とは「避難所」の意味である。）これらのプログラムでは、英語学習者の英語のレベルでも理解できるように調整された分かりやすい英語を使って、学年相当の教科の授業が行われる。そのことによって、教科の学習に必要な読み書きを中心とした英語力を、教科の科目を教えながら同時平行で習得していくことを目指しているのである。なお、これらのプログラムの言語的な目標は、英語能力の習得であり、母語を維持することは目的とはされていないため、児童生徒は基本的には英語のみによって授業を受けることになる。

参加者の多くは中級レベル以上の、初歩的な英語の能力を持ち合わせていることが必要とされる。教室は、すべて同じ言語グループの児童生徒で構成されることもあるし、多くの異なる言語グループで構成されることもある。

「分かりやすい英語」を使用する手段のひとつは、全身反応教授法 (Total Physical Response, TPR) である。全身反応教授法では、英語学習者の内容理解を助けるため、身体ジェスチャーや視覚的なヒントを多く活用することが奨励されている。子どもが教科の内容ベースの ESL の教室で過ごす時間は、一日のうち 50% から 100% と幅がある。

なお、これらのプログラムの名称（特に「シェルター型英語」）は、カリキュラム構成だけでなく、個別の授業内での指導方法を意味することもある。（例えばバイリンガル教育プログラム内のある教科の授業で、シェルター型英語を使って指導を行うということは良く見られる。）

以下、プログラムの特徴を記載する。

内容ベースの ESL の特徴

目標	英語言語の開発
対象	言語マイノリティ（英語能力中級以上が多い）
クラス編成	隔離
使用言語（読み書き）	基本的に英語
使用言語（教科指導）	すべての科目でシェルター型英語を使用
使用が推奨される状況	・ 同じ言語を話し同じ学年に属する一定数以上の英語学習者がいる場合 又は ・ 多様な言語マイノリティの児童生徒がいる場合（言語数が多

	い場合)
成功に必要な要素	・教員が、英語学習者のニーズを満たすためのシェルター型的指導の技術を持っていること
利点	・英語能力が中級以上の児童生徒に対して、英語で教科指導を行うことができる ・異なる一次言語を使用する児童生徒を同一のクラスで指導できる
難点	・複雑な学習内容については、内容が薄められてしまう場合がある ・十分な英語能力が身に付く前に、通常のクラスに合流することになる ・語の定義があいまいになってしまうことが、研究で指摘されている

第3節 バイリンガル教育

続いてバイリンガル教育の種類に触れていきたい。ESLとは異なり、指導にあたって、児童生徒の母語も使用していくバイリンガル教育。日本ではあまり目にする機会も少ないと思われるが、米国では一体どのようなカリキュラムが組まれているのだろうか。

前節でも触れたが、バイリンガル教育についても、プログラムの分類やその呼称については研究や文献により様々であり、公的に統一されたものは存在しない。本節でもESLと同様の複数の資料を参考としつつ、比較的一般的であると思われる分類方法を用いて各プログラムの特徴に触れていきたい。また、バイリンガル教育についても実際の学校での運用段階においては、プログラムごとに多くのバリエーションが存在し、また複数のプログラムが平行して使われていたりすることがあるので、それも付記しておきたい。

1 移行型バイリンガル教育プログラム (Transitional Bilingual Education Program)

移行型バイリンガル教育プログラムは、米国で最も多く使われているタイプのバイリンガルプログラムである。ただし、授業で使われる言語こそ二種類であるものの、このプログラムの目標はあくまで英語能力の習得であり、母語はあくまで英語への移行を助ける手段として使用される。

多くの場合、移行型はキンダーガーテンから始まる2年から3年のプログラムとなっている。プログラム初期には母国語で学年相応の各教科の授業が行われ、また子どもの母語による語学の授業も行われるが、児童生徒が段々と英語に慣れていくにつれ、

それら母国語での教科数は急速に減っていくことになる（初期には英語で行われる教科は美術、音楽、体育等のみであるが、次第に算数、理科、社会と英語で行われる教科の数が増えていく）。この特徴ゆえに、移行型バイリンガル教育プログラムのことを、早期終了型（Early-Exit）バイリンガル教育プログラムと呼ぶ場合も多い。

このプログラムを採用し初期に母語で指導を行うことによって、英語のみの指導では十分身につけることが難しいであろう学年相応の履修内容を身につけ、基本的な読み書きの能力を得ることができるとされている。このプログラムを支援する立場からは、そのような母語で得られた能力は、第二言語である英語にも引き継がれ、結果的には英語の習得を早めることができるとの主張もされている。ただ一方では、主流クラスに参加するためには2～3年では不十分との意見も多い。

移行型バイリンガル教育の特徴

目標	英語言語の開発
対象	言語マイノリティ
クラス編成	隔離
使用言語（読み書き）	初期は母語を使用。早いペースで英語に移行 プログラム期間は2～3年
使用言語（教科指導）	ある程度母語を使用。早いペースで英語に移行。
使用が推奨される状況	・同じ言語を話す英語学習者が同じ学年に相当数在籍する場合 ・高学年で授業を行うためのバイリンガル教員が不足している場合
成功に必要な要素	・教科の学習ではある程度英語も使用し、口頭、筆記での学習用の英語能力を身につけさせること ・英語読解のための基礎として、母語における読み書き能力を発達させること ・シェルター型の英語指導方法を活用すること
利点	・バイリンガル教員を低学年に集中することにより、限られた人的資源を有効に活用できる ・母語の会話能力を保持することができる ・保護者との英語・母語両方での会話を可能にする
難点	・母語の能力が、有効に英語への移行が行われる程度まで発達しない場合がある ・多くの児童生徒が、予定より長くプログラムを受けることとなっている ・教科内容を習得したかということより、どれだけ早く主流クラスに統合したかでプログラムが評価されることが多い ・研究者によっては、「このプログラムは適当でない理論上の仮

	定に基づいた、劣ったモデルである。単一言語主義指向で、バイリンガル児童生徒の成績が低い原因に向き合っていない」と批判する者もいる。
--	---

2 維持型バイリンガル教育プログラム (Maintenance Bilingual Education Program)

維持型は、主には同じ言語グループに属する英語学習者で構成されるなどの点において移行型とやや似ているが、子どもの母語を維持する一方で、第二言語である英語を習得させるという、二言語の発達を目指すプログラムであるという点において移行型とは大きく異なる。

これらのプログラムは、主にキンダーガーデンや1年生からの4年間から6年間と、移行型より長い期間実施されることになる。また、これらのプログラムは移行型のプログラムよりも英語学習者の母語をより多く、より長い期間使用していく。この特徴ゆえに、母語維持型プログラムは後期終了型 (Late-Exit) プログラムと呼ばれることも多い。また、研究によっては発達型 (Developmental) という呼称も使用されている。

どれだけ英語でどれだけ母語を使用するかという点においては幅があり、様々なモデルが存在するが、言語使用割合に関するモデルのうち比較的多く採用されているのは、「90:10」モデルと「50:50」モデルである。「90:10」モデルにおいては、当初は指導時間のうち90%は子どもの母語で行われ、英語は10%の使用に留まる。そして学年が上がるにつれ、母語の比率は減り、英語の比率が高まっていくことになる。一方「50:50」モデルでは、母語と英語をほぼ同じ比率で使用して指導が行われることになる。注意しておいていただきたいのは、維持型プログラムにおいては、日本でいう「国語」の時間のような意味合いで、英語とスペイン語双方の語学の授業が常に提供されているということである。

このタイプのプログラムに対する教育者、そして一般の人々の認識は、肯定的なものもあれば否定的なものもある。賛成派の人々は、このタイプのプログラムは子どもに自分の文化と言語の強みを認識させると主張する。このプログラムを好ましく思わない人たちは、英語で指導を行う時間が不足しており、また、それは英語での学力の達成の度合いが低くなることに繋がると主張している。このようにこのプログラムはその性格上、議論を呼びやすいため、プログラム実施においては、コミュニティからの理解と支援が欠かせない。

維持型バイリンガル教育プログラムの特徴

目標	バイリンガル
対象	言語マイノリティ

クラス編成	隔離
使用言語（読み書き）	まず母語で指導を行い、段階的に英語が増加 プログラム期間は4年～6年
使用言語（教科指導）	ほとんどの科目でシェルター的英語指導を併用しつつ母語で授業を行う。段階的に、英語での授業の割合が増加する
使用が推奨される状況	・同じ言語を話す英語学習者が同じ学年に相当数在籍する場合 ・バイリンガル教員が十分いて、小学校高学年でも指導を行える場合 ・母語を維持し、英語を学び、2言語での学力を達成することに対して、言語マイノリティのコミュニティの関心と支援があること
成功に必要な要素	・両言語での学習指導に対応した、バイリンガルの教育スタッフがいること ・英語読解のための基礎として、母語における読み書き能力を発達させること ・母語と英語双方で語学の授業を行うこと ・シェルター型の英語指導方法を活用すること
利点	・バイリンガルの児童生徒を育てることを奨励している ・子どもの母語での読み書き能力に強く重点を置くことで、学習のための概念的基礎を築くだけでなく、自分たちが学校にもたらす文化的、言語的価値を明確に伝える ・言語マイノリティである家族の子どもの教育への参画を促進させる
難点	・転校等の事情により、プログラムが途中で終わったり、プログラムに途中から参加しなければいけなかったりする場合がある（流動性の問題） ・学年間、学校間でプログラムモデルに一貫性を保たせなければならない

3 2ウェイ バイリンガル教育プログラム（Two-Way Bilingual Education Program）

2ウェイ（双方向）プログラムは先に述べた2つのプログラムと比べて、対象となる子どもが英語話者と英語学習者の双方であるという点で大きく異なる。プログラムの目的は二言語の習得にあるが、このプログラムは双方向のバイリンガリズム、すなわち、元々英語を話す子どもたちとスペイン語を話す子どもたちの両方が、英語とスペイン語の両方を習得することを目指す点が大きな特徴となっている。なお、この2ウェイプログラムはデュアルランゲージ（Dual Language）プログラムと呼ばれるこ

とも多い。

2 ウェイプログラムの教室においては、これら2グループの児童生徒が、できるだけ均等に在籍することになる。(これら言語グループの比率は 1/3～2/3 まで幅があっても良いとされている。) 英語を話す子どもの保護者は、自発的な応募又は時にはくじ引きによって選ばれることになる。

このプログラムは、多くの場合キンダーガーテンから始まり、少なくとも4年から6年の間は実施されることになる。また、このプログラムで学習を始めた児童生徒は、極力プログラムが終了するまで参加しつづけることが推奨される。維持型プログラムと同様に、よく見られるのはスペイン語と英語の比率が 90:10 と 50:50 から始まる2つのモデルである。語学の授業は英語と、英語能力が十分でない子どもの母語の双方によって行われる。プログラムによっては、ある教科の授業を、それぞれの言語で交互に行うこともある。例えば、算数をキンダーガーテン、2年生、4年生ではスペイン語で行い、1年生、3年生、5年生では英語で行うという具合である(なお、授業で使う言語を週ごとに変更するプログラムもある)。

2 ウェイバイリンガル教育プログラムの特徴

目標	バイリンガル
対象	言語マイノリティ及び英語話者
クラス編成	統合
使用言語（読み書き）	母語と第二言語の双方を使用
使用言語（教科指導）	すべての教科、各学年において、母語と第二言語の双方を使用する。使用の割合は各プログラムにより異なる。
使用が推奨される状況	・およそ半分の児童生徒がネイティブの英語話者であり、もう半分が英語以外の言語を母語とする場合。 ・子どもを両方の言語で指導できるバイリンガル教員がいる場合
成功に必要な要素	・学校、家族、コミュニティの強力なコミットメントがあること ・子どもが第二言語で教科を学ぶ場合には、シェルター型指導を使用 ・子ども同士が十分に交流し、子どもの言語的な資源が生かされていること ・プログラムは小学校以降も継続
利点	・他の児童生徒や教員との交流を通じ、児童生徒は言語能力と異文化に対するポジティブな姿勢を得ることができる。 ・言語マイノリティの子どもと英語を話す子どもを一緒に指導することができる。

	・複数の調査で、双方のグループの子どもに対して学力向上と高いレベルの言語能力を達成することについての有効性が指摘されている。
難点	・元々英語を話す子どもの第二言語習得を優先する形でカリキュラムが組まれ、結果的に言語マイノリティの児童生徒の発達に悪影響を与える場合がある。 ・異なる文字を使用する場合の影響はよく知られていない。（中国語/英語など）

第4節 プログラムの実施例（ヒューストン独立学校区）

これまで、米国における言語指導教育プログラムの分類と特徴について述べてきた。それでは実際、各学校区では、どのようにプログラムが組み込まれているのだろうか。本節ではテキサス州ヒューストン市を例に挙げ、各プログラムを組み合わせた実際の運用について紹介していきたいと思う。

1 ヒューストン市の状況

ヒューストン市はテキサス州南東部に位置する同州最大の都市であり、市の人口は、連邦センサス局によれば 2006 年の概算値で 2,144,491 人である。（なお、都市圏で考えた場合、域内の人口は約 470 万人に及ぶという。）ヒューストンは人種・民族の多様性に富んだ都市であるが、特にヒスパニック系の比率は高く、全体に占めるその比率は 37.4%となっている。

ヒューストン市域の大部分といくつかの周辺地域を管轄とするヒューストン独立学校区（Houston Independent School District, HISD）は、テキサス州最大の学校区であり、これは全米でも 7 番目の規模を誇る。

児童生徒数はキンダーガーテンから 12 年生までで合計 199,534 人。そのうちヒスパニックが 60%³⁷を占め、英語学習者の数は 59,005 人（全体の約 30%）となっている。英語学習者のうち 95%はスペイン語話者であるが、同時にスペイン語を含む 92 種類の異なる言語が児童生徒の母語として話されている。教員数は約 12,600 人で、うち 2,700 人がバイリンガルか ESL の資格を持った教員である。

それでは、この 59,005 人の英語学習者は、一体どのようなプログラムを受けているのだろうか。次の表を参照されたい。

³⁷ 市全体の人口における比率よりも、学校区に通う児童生徒におけるヒスパニックの比率が高くなっているのは、ヒスパニックにおける若年層の比率が高いことと、また白人の子弟は公立を避け、私学に通う確立が他より高いことが理由として挙げられるだろう。

表 3：各言語指導プログラムへの英語学習者の参加状況（HISD、2008 年）

英語学習者の学ぶ言語指導プログラム		
	人数	比率
バイリンガル教育	39,791 人	67%
ESL プログラム	15,518 人	26%
権利放棄 ³⁸ （一般クラス）	3,746 人	6%
合計	59,005 人	—

このように、HISD ではバイリンガル教育が幅広く行われている。さらに、学校数ベースで考えた場合には、どれだけの小学校でどのようなプログラムが実施されているのだろうか。HISD では、全 293 校のうち、159 校がバイリンガル教育を実施し、243 校が ESL を実施している。

表 4：各言語指導プログラムを実施している学校数（HISD、2008 年）

	小学校	中学校	高校
全体の学校数	その他/複数学年統合校 32		
	183	41	37
伝統型バイリンガル	89	1	0
発達型バイリンガル	63	0	0
2 ウェイバイリンガル	9	3	1
ESL プログラム	157	47	35

各プログラムの詳細は後ほど述べるが、まず気付くのは伝統型バイリンガル教育（次節で紹介する）が最も多いことと、中学校になるとバイリンガル教育の実施校が極端に減る（中学校では 4 校のみ）ことだ。前節で触れたとおり、バイリンガル教育は主に小学校で実施されることが多い。2 ウェイバイリンガル教育は最も稀少なプログラムであるが、一方で、唯一高校で実施されているバイリンガル教育のタイプでもある。なお、上記の表は複数回答可のものであり、HISD では 158 校が 2 種類以上のプログラムを提供している。

2 各プログラムの内容

（1）伝統型バイリンガルプログラム

HISD で行われている伝統型バイリンガルプログラム（Traditional Bilingual Program, TBP）は、英語を学習するのと同時に、学習に必要な概念を身につけるため

³⁸ テキサス州においては、英語学習者と認定された児童生徒は基本的にバイリンガル教育又は ESL プログラムを受けることになるが、保護者がそれらのプログラムを拒否した場合は、児童生徒を通常クラスに配置することも許される。

の母語による指導を行うモデルである。英語での授業時間は3年生まで増加し続ける。4、5年生においては、3年生より前にこのプログラムに入った児童は、修了準備段階(pre-exit phase)に入り、母語での学習用の概念の維持・発達に配慮しつつも、英語での指導に重点を置いた指導がされる。3年生以降にこのプログラムに入った児童は、言語熟達度評価委員会(Language Proficiency Assessment Committee, LPAC)³⁹の推薦に従い、初期のプログラムを継続するか、修了準備段階に入ることになる。1年生から5年生の間に、プログラムの修了基準を満たした児童は、もはや英語学習者でないとみなされ、すべてが英語で行われる通常の授業に合流することになる。前節の各種プログラムの分類に照らすと、英語の習得に比較的重点を置いている点においてこのプログラムは移行型に近いが、プログラムの期間としては、母語維持型に近いとも言えるだろう。一日単位で考えた場合のカリキュラム構成は以下のとおり。

伝統型バイリンガルプログラム 初期フェイズ (1日の授業)				
学年	スペイン語での授業	ESL/英語の授業	内容ベースの ESL	英語での付随的授業
PK-K	右の教科を除く全教科	ESL 45 分	30 分 (履修済みの内容)	45 分 (美術、体育、音楽)
1-2	右の教科を除く全教科	ESL 60 分	50 分 (履修済みの内容)	45 分 (美術、体育、音楽)
3	右の教科を除く全教科	ESL 75 分	60 分 (履修済みの内容)	45 分 (美術、体育、音楽)
3年生以降にプログラムに入った児童 - 初期フェイズを継続				
4-5	右の教科を除く全教科	ESL 75 分	60 分 (履修済みの内容)	45 分 (美術、体育、音楽)
3年生より前にプログラムに入った児童- プログラム修了準備フェイズに移行				
4-5	学習用概念の維持・発達の授業 (若干数)	全教科 ESL の手法を活用し英語で授業を行う		45 分 (美術、体育、音楽)

(ここでは「ESL/英語の授業」は、英語を使った文法や語彙等の語学の授業を示し、「内容ベースの ESL」は、児童のレベルに合った英語を使った算数、理科、社会等の教科の授業を意味する。)

(2) 発達型バイリンガルプログラム

発達型バイリンガルプログラム (Developmental Bilingual Program, DBP) は、英語を学習すると同時に、英語学習者のほぼ完全な母語の維持・発達を意図したモデル

³⁹ 言語熟達度評価委員会は各学校の教職員や保護者代表等で構成され、個々の生徒の英語能力をレビューした上で、適切なプログラムは何かを判断し、推奨する機能を持つ。(この LPAC については第 3 章第 1 節も参照されたい。)

ルである。とはいいつつも、実は3年生までのカリキュラムは、先に述べた伝統的プログラムとほとんど変わらない。変化が訪れるのは4年生になった時で、伝統型プログラム（修了準備フェイズ）では英語での指導を中心とし、スペイン語が補助的な位置を占めるようになる一方、発達型バイリンガルプログラムではまだ40%が母語、60%が英語という、比較的母語の割合が高いままで授業が行われることになる。また、スペイン語での語学の授業が継続される点も異なっている。

教科はスペイン語又はESLで行われるが、例えばスペイン語で算数の授業を行った場合は、英語でも履修した概念の導入・補強を行い、逆にESLでの理科の授業を行った際には、スペイン語でも履修した概念の導入・補強を行うよう留意されている。

1年生から5年生の間に、一定のプログラム修了基準を満たした児童は、もはや英語学習者でないとみなされることになるが、保護者の許可があれば、プログラムをそのまま継続することができる。カリキュラムの構成は以下のとおり。

発達型バイリンガルプログラム（1日の授業）				
学年	スペイン語での授業	ESL/英語の授業	内容ベースのESL	英語での付随的授業
PK-K	全教科	ESL 45 分	35 分（履修済みの内容）	美術、体育、音楽
1-2	全教科	ESL 60 分	50 分（履修済みの内容）	美術、体育、音楽
3	全教科	ESL 75 分	60 分（履修済みの内容）	美術、体育、音楽
4	読解、語学、算数 ※英語でも履修内容に関する概念を補強	ESL 読解、ESL 理科、ESL 社会 ※母語でも履修内容に関する概念の導入・補強を行う		美術、体育、音楽
5/6	スペイン語文学、社会 ※英語でも履修内容に関する概念を補強	ESL 読解、語学、ESL 算数、理科 ※母語でも履修内容に関する概念の導入・補強を行う		美術、体育、音楽

（3）2ウェイバイリンガル/イマージョンプログラム

2ウェイバイリンガル/イマージョンプログラム（Two-Way Bilingual/Immersion Program, TWBIP）は、英語学習者と英語話者を均等な人数で混ぜて指導を行い、双方のグループが2言語での能力習得を目的としたプログラムモデルである。

プログラムに参加するすべての児童は、低学年（プレキンダーガーテンから3年生ま

で)の期間、語学、教科共に、主にはスペイン語で授業を受けることになる。そして発達型プログラムと同様に、英語での授業は段々と増えていき、5年生では40%がスペイン語、60%が英語で授業が行われることになる。なお、4年生と5年生においては、英語での学習用の概念の習得と確認が行われる。1年生から5年生までの間に、プログラムの修了基準を満たした児童は、もはや英語学習者でないとみなされることになるが、保護者の許可があれば、プログラムをそのまま継続することができる(なお、HISDの場合カリキュラム構成は発達型プログラムと全く同じになるので、表は省略する)。

(4) ESL プログラム

HISDにおいて、ESL プログラムは主に中学、高校に通う英語学習者や、バイリンガル教育が提供されていない言語を母語とする小学校の児童を対象に提供されている。内容、対象学年別に、以下3つのモデルを紹介したい。

ア 組込型 ESL クラス (プレキンダーガーデンから5/6年生まで)

組込型 ESL (Self-Contained ESL) クラスは、ESL の資格を持つ教員によって、第二言語指導の方法論を使ってすべての教科で授業を行うモデルである。前節での分類に従えば、内容ベースの ESL 的アプローチであると言えるだろう。ESL 教員は、それぞれの児童の英語レベルに釣り合わせつつ、すべての授業を行わなければならない。また、1年生から5年生までの間に、プログラムの修了基準を満たした児童は、もはや英語学習者でないとみなされ、すべてが英語で行われる通常の授業に合流しなければならない。

(組込型 ESL の構成)

学年	指導言語	クラス編成
PK	全教科英語 (ESL の手法を活用)	付随的授業では英語学習者と英語話者を混合
K	全教科英語 (ESL の手法を活用)	付随的授業では英語学習者と英語話者を混合
1	全教科英語 (ESL の手法を活用)	付随的授業では英語学習者と英語話者を混合
2	全教科英語 (ESL の手法を活用)	付随的授業では英語学習者と英語話者を混合
3	全教科英語 (ESL の手法を活用)	付随的授業では英語学習者と英語話者を混合
4	全教科英語 (ESL の手法を活用)	付随的授業では英語学習者と英語話者を混合

5/6	全教科英語（ESL の手法を活用）	付随的授業では英語学習者と英語話者を混合
-----	-------------------	----------------------

修了基準を満たした児童は英語学習者としての指定を解かれ、通常の授業に合流する。

イ 引き抜き型 ESL（プレキンダーガーデンから 5/6 年生まで）

引き抜き型 ESL（Pull-Out）指導は、前節でも述べたとおり、英語学習者を普段は通常のクラス（ESL 資格を持たない担任教諭）に配置する一方、少なくとも読解及び語学の授業においては、通常クラスを離れ ESL 資格のある教員による授業を受けるモデルである。これらの科目は第二言語指導の方法論を使いつつ英語で進められ、こちらでも ESL 教員は、それぞれの児童の英語レベルに釣り合わせつつ授業を行わなければならない。また、1 年生から 5 年生までの間に、プログラムの修了基準を満たした児童は、もはや英語学習者でないとみなされ、すべてが英語で行われる通常の授業に合流しなければならない。

ウ 中学・高校生（6 年生～12 年生）用 ESL プログラム

HISD において、英語学習者が在籍する中学校と高校は、下記のような ESL プログラムの提供が義務づけられている（条件が揃っている場合には一部バイリンガル教育が提供される場合もある）。

（ア）ニューカマー ESL プログラム

英語を全く話せない生徒から、英語の中級者までを対象とする。文法及びコミュニケーションベースの ESL や、内容ベースの ESL、また必要に応じて、母語によるサポートも提供される。

（イ）移行型 ESL プログラム

英語の中級者から上級者である生徒を対象とする。文法及びコミュニケーションベースの ESL や、内容ベースの ESL を提供するが、母語によるサポートは提供されない。

（ウ）バイリンガル／ESL プログラム

すべての英語レベルの生徒を対象とする。文法及びコミュニケーションベースの ESL と、母語による授業（ネイティブスピーカーのためのスペイン語や、母語による教科の授業）が併用される。

以上、HISD で実際行われているプログラムについて紹介してきた。このように、前節で紹介したプログラムに近いものや、アレンジを加えたものが行われている。実は学校区全体としてのプログラム構成にも、HISD 独自の工夫がみられるのだが、それについては次節で説明をしたいと思います。

第5節 プログラムの選択について考える

1 州ごとに異なるルール

本章の第1節において触れたように、NCLB タイトルⅢには、学校区がプログラムを検討する際には、「州内の英語の能力が十分でない児童生徒に対するプログラムに関する州の定める規則」を考慮に入れなければならないと記載がされている。それでは具体的には州レベルではどのような規則があるのだろうか。筆者が訪問調査を行ったことのある、ニューヨーク州、テキサス州、カリフォルニア州、ネブラスカ州を例として紹介していきたい。

(1) ニューヨーク州

ニューヨーク州では、英語学習者に対して提供されるべき言語指導教育プログラムについて、州教育長官令第154条にて以下のように規定している。

州教育長官令第154条 英語能力が十分でない子どもへのサービス

154.3 学校区の責任⁴⁰

(g) プログラムの種類

- (1) バイリンガル教育プログラム 英語以外の同一の母語を持つ、英語能力が限られた児童生徒が1つの学校の一学年につき20人以上在籍している場合、各学校区はそのような児童生徒に対してバイリンガル教育を提供しなければならない。
- (2) 自立型 **ESL** プログラム 英語能力が限られた児童生徒が学校に在籍しているが、そのような生徒のうち英語以外の同一の母語を持つ児童生徒が1つの学校の一学年につき20人以上いない場合、各学校区はそのような児童生徒に対して自立型 **ESL** プログラムかバイリンガル教育のどちらかを提供しなければならない。

このように、ニューヨーク州では原則として英語学習者にはバイリンガル教育か **ESL** のどちらかが提供され、また同じ言語を母語とする児童生徒の数によっては、バイリンガル教育の提供が義務づけられている。

(2) テキサス州

テキサス州の場合も、提供する言語指導プログラムについて、教育長令にて規定がされている。

⁴⁰ New York State Education Department, Commissioner's Regulations Part 154, 154.2 154.3 School District Responsibility.
<http://www.emsc.nysed.gov/biling/docs/PART154RegAmendment8-2007Final_1.pdf> 2009.03.19 参照

テキサス行政規則 第 89 章 特定の集団への適応

節 BB 英語能力が十分でない子どもの教育に係る州の計画に関する教育長令

§ 89.1205 必要なバイリンガル教育と ESL 教育⁴¹

- (a) 英語能力が十分でない子どもがいずれかの言語区分において、学校区全体で同じ学年に 20 人以上在籍している場合、各学校区はその言語を話すプレキンダーガーテンから小学校相当学年までの英語能力が限られた児童生徒にバイリンガル教育を提供しなければならない。(一部省略)
- (d) 英語能力が限られた子どもで、上記のバイリンガル教育の対象とならない者は、学年や母語、児童生徒数によらず、全員が ESL プログラムを提供される。

20 人という枠が学校単位でなく、学校区全体でカウントされるという点において、ニューヨーク州よりさらに踏み込んだ形で、バイリンガル教育を推奨していると言えるだろう。なお、テキサス州教育部で同州がバイリンガル教育を実施している理由を尋ねた際には、「バイリンガル教育の方が有効であるとの研究結果があり、それを議員の先生方が認めたから」との回答であった。

(3) カリフォルニア州

上記 2 つの州とは対照的に、バイリンガル教育を制限しているのがカリフォルニア州である。第 1 章第 1 節で見てきたように、1980 年代から米国では子どもたちには英語だけを教えるべきだとする、イングリッシュ・オンリー運動の台頭が始まった。カリフォルニア州はその運動が激しかった州の一つである。

バトラー⁴²はその原因を下記のように述べている。

カリフォルニアでイングリッシュ・オンリーの考え方が台頭してきた背景には、増え続ける移民への潜在的な恐怖感や違和感、公民権運動の高まり以来急速に強まってきたバイリンガルをサポートする動きへの反動、現状の教育に対する不満、教育目標を達成することへのプレッシャー、きちんとした資格を持ったバイリンガル教育の不足など、いくつかの要素が複雑にからみあっていったといえる。

このような状況下で、カリフォルニアでは 1998 年、英語学習者に対して英語以外の言語を教育手段として使用することを著しく制限し、英語のみで教育を受けさせることを規定したプロポジション 227⁴³が住民投票によって可決されている。

⁴¹ Texas Administrative Code, Chapter 89. Adaptations for Special Populations, Subchapter BB. Commissioner's Rules Concerning State Plan for Educating Limited English Proficient Students, Sec.89.1205. Required Bilingual Education and English as a Second Language Programs.
<<http://ritter.tea.state.tx.us/rules/tac/chapter089/ch089bb.html>> 2009.03.20 参照

⁴² バトラー(2003)

⁴³ 直訳すると「提案第 227 号」。カリフォルニア州では、法律や憲法の改廃に対して、住民が直接に条文を作成しその可否を住民投票で問う「イニシアティブ」という制度が存在し、プロポジション 227 はこのイニシアティブにより可決された提案のひとつ。

プロポジション 227 の下では、英語学習者は最長 1 年間のみシェルター型英語プログラムを受け、その後は英語のみで授業が行われる通常のクラスに移行することになる。ただし、特定の条件を満たした場合は、保護者が学校にて手続を行うことにより、バイリンガル教育も受けることができるという、法の非適用措置についても規定がされた。

その影響について、バトラーは次のように続ける。(一部抜粋)

プロポジション 227 可決直後は、これによりバイリンガル教育がカリフォルニアから一掃されてしまうのではという心配がバイリンガル教育支持者の間に広がっていた。しかし、プロポジション 227 施行後も、バイリンガル・プログラム自体がなくなるということはなかった。

バイリンガル・プログラムに在籍している英語学習者の割合は、プロポジション施行以前の 29% から、施行後は 12% に減っている。しかし、英語のみによる授業の割合も、33% から 39% になっただけで、当初予想されていたほどの伸びを示していない。一番増えたのは、英語と児童生徒の母語を組み合わせるという指導法であった。

カリフォルニア州の他には、2000 年にアリゾナ州、2002 年にマサチューセッツ州でバイリンガル教育を制限する制度が住民投票によって可決された。一方で、2006 年にコロラド州、2008 年にはオレゴン州で、この種の提案は住民投票によって否決されている。

(4) ネブラスカ州

これまで述べた各州と違う姿勢を取るのがネブラスカ州である。現状を見ると、ネブラスカ州で行われている言語指導教育プログラムの大部分は ESL プログラムである。しかし、ネブラスカ州では、これまで例として見てきたような言語指導教育プログラムの種類に関する成文の規則は存在せず、連邦教育省公民権担当副長官からのメモランダム⁴⁴を送付し遵守を求めているのみで、それ以外は基本的に学校区の判断に任せられている。

なお、その通達では公民権法第 6 章⁴⁵に基づき、英語学習者に対してのプログラムについては、①研究に裏付けされた教育理論に基づいたものであること、②十分な人材、資源のもとで効果的に運営されていること、③試験期間後は、言語的なハンディを乗り越えているかどうかの定期的評価を行うこと、等の基準を満たす必要があると記載されている。

州としての規制がこのように最低限であることについて、ネブラスカ州教育部のナ

⁴⁴ U.S. Department of Education. (1991) *Policy Update on Schools' Obligations Toward National Origin Minority Students With Limited English Proficiency*.

< <http://www.ed.gov/about/offices/list/ocr/docs/lau1991.html> > 2009.03.19 参照

⁴⁵ Civil Rights Act Title VI: 連邦からの資金援助があるプログラムや活動において人種・肌の色・出身国による差別をすることを禁じた条文。

ンシー・ローチ氏は次のように語っている。

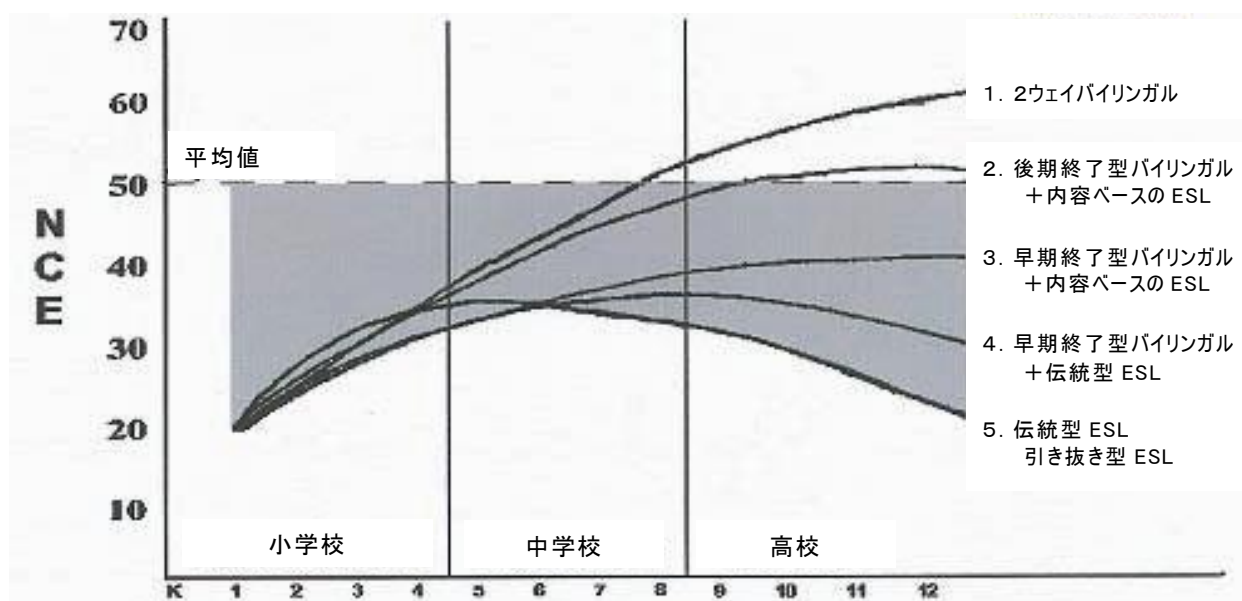
私たちは学校区にこれ（連邦の通達）を守ってくださいと伝えています。そして、連邦教育省の公民権課が、学校側に問題があれば、調査を行ったりもするのです。だから、まあこれが州のポリシーですね。連邦の政策と同じです。（中略）そうして学校区は独自の方法を考えていくのです。州によっては州政府がとても厳しく定めているところもありますけれど… NY州はとても厳格ですね。すべてについて、何をどう実施するかということにおいてね。カリフォルニア、テキサスもそうですね。私たちのような幾つかの州では… 私たちはとても「ローカル・コントロール・ステート（地方がコントロールをする州）」ですから、私たちの学校区は広範な柔軟性を持っているのです。

2 どのプログラムを採用すべきなのだろうか？

前項では米国の各地で多様な政策が取られていることを見てきた。そこで気になるのは、「結局どのプログラムが一番有効なのか？」ということであろう。ただ、これはこれまで見てきたとおり、論者によって大きく意見が分かれる問題であり、簡単に答えを出すことは難しい。ただし、これはあくまで筆者の個人的な印象であるが、これまでの調査を通じて出会った関係者の意見を総合すると、児童生徒の成績向上にはバイリンガルの方が効果的で、そしてもし条件が揃っているならデュアルランゲージが最も有効であるとの声が多かったように思える。

また、前述の HISD では、バイリンガル教育の方が長期的には児童生徒の成績向上には有効であるとする研究結果を紹介してもらった。この研究は他の文献でも多く引用されているため、参考までにエッセンスとなるグラフを以下に示す。

図 8：英語読解の標準テストにおける、使用プログラム別の英語学習者の成績



出典：Thomas & Collier, 2001 (HISD 資料より転載)

これは、米国内の5つの大規模な学校区において、生徒ひとりひとりの成績について、長期的に追跡調査を行った結果を示している。NCEとはNormal Curve Equivalentの略で、連邦教育省が策定した、偏差値的な指標であり、平均点の児童生徒のNCEは50となる(すなわちこのグラフでY軸50の値に伸びている点線部分が、英語話者を含むすべての児童生徒の平均水準を示している。)。5の引き抜き型ESLタイプは初期には若干他のプログラムの成績を上回るものの、最終的には成績は落ちていき、一方、2ウェイバイリンガルや後期終了型バイリンガルのプログラムを受けてきた児童生徒の成績は伸びていき、最終的には平均的な児童生徒の成績をも上回る結果となることが分かる。

ただし、筆者が訪れた団体ではバイリンガルプログラムを実施しているケースが多く、バイリンガルプログラムを薦める場合が当然多かったため、どれが有効なプログラムかを考える際には、それを差し引いて考える必要はあるかもしれない。また、バイリンガル教育は第二言語で指導をしなければならないという意味において、教員の確保が難しく、実施したくても教員数が足りないため実施できない、というような団体もある。また、バイリンガル教育については、ある程度同じ言語が母語である児童生徒が集中していることがコスト的に見ても実施の必要条件となる。

また、ESLにせよバイリンガル教育にせよ、重要なのはプログラムの種類よりも教員の質であるというような声もある。例えば主にESLプログラムを実施しているネブラスカ州・オマハ公立学校区のシャリ・コッホ氏は、「バイリンガル教育の方が効果はあるかもしれないけれども、十分な訓練を受けていない補助教員によってその授業が行われるのなら、あまり意味はない。それよりは、正しい訓練を受けたESL教員が授業を行う方が現実的で効果的だ。」と語る。これも重視すべき意見のように思われる。

また、「すべての児童生徒や学校に対応するプログラムやカリキュラムは存在しない」というのも多く聞かれる意見だ。部族単位で運営される学校に通うネイティブアメリカンの若者と、インナーシティの高校に通うヒスパニックの若者向けのプログラムが同一であっては、確かに効果も薄いだろう。

地域内全体におけるプログラムデザインも重要である。例えば前節で紹介した HISD では、伝統型、発達型、2 ウェイのどのバイリンガルプログラムにおいても、プレキンダーガーテンから3年生までの間はほぼ同一のカリキュラムが組まれている。これは例え児童生徒が途中で転校し、別の種類のプログラムを提供している学校に通うことになっても、3年生までは同一のプログラムで、4年生以上でも同じ基礎の上で別のプログラムを受けることができるようにすることを意図したものである（ヒューストン市内では保護者の転職に伴う子どもの転校が多いため）。また同市では、市域内の各校に同一のカリキュラムで各プログラムを実施することを求めている。これもまた同じ「教育の継続性」という観点からの施策といえよう。

以上のように、どの学校、学校区に対しても有効な万能薬のようなプログラムは現在、見いだされておらず、また、そのようなプログラムがあるのではという発想自体も見受けられなかった。各学校、学校区では、最新の研究結果や、自分たちの地域に通う児童生徒の特徴、自分たちが持ち投入できる人的・財政的資源、そして州が定める規則等を考慮しつつ、自分たちにとって適切と思われるプログラムを実施しているというのが現状といえるだろう。

第3章 英語学習者を支える体制をつくる

前章では、個々の学校で行われる言語指導教育プログラムを中心に紹介してきたが、この章では、各学校に留まらない、学校区全体としての体制について述べていきたいと思う。まず、第1節で就学時の初期判定方法、第2節でアセスメント（評価）の方法を紹介する。そして、第3節ではその他の取組みとして、新規に入国した児童生徒を主な対象としたニューカマーセンターにおける初期対応について紹介する。

第1節 就学時の初期判定

児童生徒が適切なプログラムに配置されるためには、子どもの英語能力、そして、各教科（母語も含めた）の履修内容の習得状況を適切に判定する必要がある。

本節では、テキサス州の場合を例に挙げ、州内における英語能力が十分でない子どもの判定プロセスについて、そして実例として訪問調査を行ったテキサス州スプリングブランチ独立学校区のテストングセンターについて、記述をしていく。

1 英語能力が十分でない子どもの判定プロセス（テキサス州）

それでは、テキサス州における英語能力が十分でない子どもの判定に至る標準的なプロセスを見ていきたい。

手順1 家庭での使用言語に関する調査

テキサス州では州行政規則 89 章⁴⁶において、新規に就学する児童生徒の保護者を対象に、家庭での言語に関する調査を行うことが各学校区に対して義務づけられている。その調査には以下2点の質問が含まれる。

（1）「あなたの家庭で一番多くの時間話されている言語は何ですか？」

（2）「あなたの子ども（そしてあなた自身）が一番多くの時間話す言語は何ですか？」

もし、この調査の回答として、英語以外の言語が記入されていた場合には、手順2に進むことになる。なお、この調査票は英語を理解できない保護者にも理解してもらえるよう、27もの言語で様式が用意されている。

手順2 判定テスト

続いて、児童生徒の英語能力を判定するためのテストが行われる。プレキンダーガーテンから1年生については、口頭言語熟達度テスト（Oral Language Proficiency Test, OLPT）が実施される。2年生から12年生については、この口頭言語熟達度に加え、読解等の項目を加えた英語熟達度テストを受けることになる。なお、上記2種

⁴⁶ Texas Administrative Code, Chapter 89. Adaptations for Special Populations, Subchapter BB. Commissioner's Rules Concerning State Plan for Educating Limited English Proficient Students, Sec. 89.1215. Home Language Survey. <<http://ritter.tea.state.tx.us/rules/tac/chapter089/ch089bb.html>> 2009.03.20 参照

類のテストについては、州が認証したテスト一覧⁴⁷の中から、学校区が選択をして使用するようになる。

このテストで児童生徒が一定以下の成績を記録した場合、手順 3 に進むことになる。

手順 3 言語熟達度評価委員会

テスト結果を受け、児童生徒の就学から 4 週間以内に、言語熟達度評価委員会 (Language Proficiency Assessment Committee, LPAC) が開かれる。この LPAC は、学校ごとに設置され、学校の教職員と英語能力が十分でない子どもの保護者代表から構成される。LPAC はテスト結果等の関連資料を用いて、児童生徒の学力を吟味する。その結果、子どもの英語能力が十分でないと判断された場合、LPAC は児童生徒のバイリンガル教育又は ESL プログラムへの就学を勧める。また、子どもの英語能力が十分であると判断された場合、LPAC は一般のクラスへの就学を勧める。

手順 4 保護者の承認

LPAC が英語能力の十分でない子どもであると判断し、バイリンガル教育又は ESL プログラムへの配置が推奨された場合、英語能力が十分でない子どもの保護者に対して評価結果と推奨プログラムに関する通知書が送られる。この通知書には、子どもの評価結果や推奨されるプログラムの内容、関連法規等が記載されており、またこちらにも 27 言語で様式が用意されている。保護者が通知書に同意した場合は、児童生徒は LPAC の推奨するプログラムに配置されることになる。保護者が同意しない場合は、保護者との面談を経て、児童生徒は通常のクラスに配置されることになる。

上でも述べたが、このプロセスに係る書類については、保護者にとっての利便性、また学校区としての説明責任の確保を主要な目的として多言語化がなされている。LPAC の開催時に使う書類とあわせて、以下一部を参考として掲載する。

⁴⁷ 認証テスト一覧はテキサス州教育部の Web サイトにて参照可能。

(<http://ritter.tea.state.tx.us/curriculum/biling/0809List_of_LEP_Approved_Tests.pdf> 2009.03.19 参照) にてなおテストの発行者は、出版社や教育コンサルタント会社が多い。

図 9 : 家庭での使用言語に関する調査 調査票 (日本語バージョン)

_____ INDEPENDENT SCHOOL DISTRICT/CHARTER SCHOOL	
HOME LANGUAGE SURVEY-19TAC Chapter 89, Subchapter BB §89.1215	
TO BE COMPLETED BY PARENT OR GUARDIAN (OR STUDENT IF GRADES 9-12): The state of Texas requires that the following information be completed for each student that enrolls for the first time in Texas public schools. This survey shall be kept in each student's permanent record folder.	
NAME OF STUDENT _____	STUDENT ID# _____
ADDRESS _____	TELEPHONE # _____
CAMPUS _____	
1. What language is spoken in your home most of the time? _____ 2. What language does your child (do you) speak most of the time? _____	
_____ Signature of Parent/Guardian	_____ Date
_____ Signature of Student if Grades 9-12	_____ Date
_____ 独立学校区/チャータースクール	
家庭での使用言語に関するアンケートー 19TAC (テキサス州管理法典) 第 89 章, BB 副章, セクション §89.1215	
記入者は、保護者または擁護人 (あるいは第 9 ~ 12 学年の生徒): テキサス州では、テキサス州の公立学校に初めて就学する生徒に関し、以下の情報の提出が義務付けられています。このアンケートは各生徒の永久記録に保存されます。	
生徒氏名 _____	生徒 ID 番号 _____
住所 _____	電話番号 _____
学校 _____	
1. 自宅では、主に何語を話しますか。 _____ 2. 貴方のお子様 (あるいは、あなた) は、主に何語を話しますか。 _____	
_____ 保護者/後見人の署名	_____ 日付
_____ 生徒 (9 年生 ~ 12 年生の場合) の署名	_____ 日付
Original English version from the Texas Education Agency, Bilingual/ESL Unit, August 2004 Translation provided by Region 4 Education Service Center, April 2005	
Japanese	

図 10 : LPAC における初期評価用シート

Enrollment Date: _____	INITIAL REVIEW Bilingual Education / ESL Program _____ ISD/Charter School	HLS Date: _____
LPAC Date: _____		Parent Permission Date: _____
Placement Date: _____		Parent Denial Date: _____

Student Name: _____ Student ID: _____
 DOB: _____ Age: _____ Grade: _____ Campus: _____

INITIAL ASSESSMENT SCORES:

Oral Language Proficiency Test: _____
 English Score: _____ Date: _____ *Primary language Score: _____ Date: _____
 Norm- Referenced Standardized Achievement Test (grades 2 – 12): _____ Date: _____
 Reading: _____ %ile Language Arts _____ %ile
 Other academic information: _____

**This score is required in bilingual programs and it is encouraged in ESL programs*

LPAC RECOMMENDATIONS	IMMIGRANT STUDENT HISTORY
ENGLISH LANGUAGE CLASSIFICATION: (Check the appropriate box) ☐ LEP ☐ Non LEP LEVEL OF ENGLISH LANGUAGE PROFICIENCY BASED ON TEST (S) ADMINISTERED: LANGUAGE PROGRAM PLACEMENT: ☐ Elementary Bilingual Education Program ☐ Elementary English as a Second Language Program ☐ Secondary English as a Second Language Program ☐ Dual Language Program ☐ Regular English Program PARENT NOTIFICATION FOR LEP PLACEMENT: ☐ Program Description and Benefits to Student ☐ Level of Language and Academic Proficiency ☐ Other, specify _____ COMMENTS: _____ _____ _____	COMPLETE (if applicable): ☐ Student History Worksheet (attach) ☐ Evidence of Inadequate Foundation (attach) ☐ Instructional Interventions (attach) ☐ Insufficient Progress (attach) Reminder: An LPAC meeting must be held in the semester of the TAKS testing to make assessment decisions. Use forms found in the <u>LPAC Decision Making Process for the Texas Assessment Program (Grades 3-12)</u> . COMMENTS: _____ LPAC SIGNATURES: (all members must be LPAC trained) *Parent of Participating LEP Student _____ Bilingual Education Teacher _____ *English as a Second Language Teacher _____ Transitional / Regular Education Teacher of LEP Student _____ Campus Administrator _____ * Indicates required ESL Program LPAC Membership

図 11：評価結果と推奨プログラムに関する通知書（日本語バージョン 1/2 枚目）

Japanese	1/2ページ
_____ 公立学区 (ISD) /チャータースクール	
初回レベル選別・クラス分けに関する保護者へのお知らせ	
バイリンガル/ESLプログラム、19TAC Chapter 88, Subchapter 88 § 122B(j) (k); PL 8107-110 §3302 (a)	
キャンパス名 _____	日付 _____
_____ (_____ 学年) の保護者/後見人様	
連邦法およびテキサス州の法律により、十分な英語能力レベルに達していない生徒は、言語教育を受けることが義務付けられています。お子様に最適な教育的決定を下すために、お子様の口頭言語運用能力および学力を審査しました。	
英語口頭運用能力検定試験 ** (English Oral Language Proficiency Test (OLPT)), PK-12) 氏名 : _____	
試験実施日 : _____	結果 : _____ 習熟度 : _____
スペイン語口頭運用能力検定試験 * (Oral Language Proficiency Test (OLPT)) 氏名 : _____	
試験実施日 : _____	結果 : _____ 習熟度 : _____
基準準拠英語標準学力検査** (2~12学年) 氏名 : _____	
リーディングスコア _____	国語スコア _____
基準準拠標準学力検査** (2~12学年) 氏名 : _____	
リーディングスコア _____	国語スコア _____
*バイリンガルプログラムへのクラス分けに必要 **バイリンガルおよびESLプログラムへのクラス分けに必要 クラス分け、またはプログラム修了を認定するテストは、TEAバイリンガル部のホームページ (http://www.tea.state.tx.us/curriculum/biling/ListApprovedTests0708.pdf) に掲載されている、州承認のテストです。	
審査に加えたその他の言語/学力テスト (任意) :	
クラス分けテストの名称 _____	結果 : リーディング _____
クラス分けテストの名称 _____	結果 : ライティング _____
テキサス州英語習熟度査定システム(Texas English Language Proficiency Assessment System (TELPAS))	
リスニング _____	スピーキング _____
リーディング _____	ライティング _____
複合 _____	

図 12：評価結果と推奨プログラムに関する通知書（日本語バージョン 2/2 枚目）

2ページ中2

これらの評価結果を総合的に考慮した結果、お子様の英語習熟度は、_____と判定されました。このため、お子様には、この学区で必須とされる以下のプログラムに参加されることをお勧めします。III TAC Subchapter BB §89.1205:

_____バイリンガル _____第二言語としての英語(English as a Second Language (ESL))

お子様のレベルに適していると判断されたプログラムの概要は以下のとおりです。内容における通常の教育課程との違い、教育目標、英語の使用や母語教育について説明しています。

当学区では、バイリンガルまたはESL (第二言語としての英語) プログラムに参加している生徒を含む全生徒に対し、州が設定した学力水準を満たすことを求めています。この地域は教育課程として(Texas Essential Knowledge and Skills (TEKS))を採用しています。

バイリンガルおよびESLプログラムの教員は、英語が母語でない子どもたちに対する教授法の計画立案を専門として養成された教員です。バイリンガル/ESLプログラムにおける教育課程および教授方法は、発達段階に応じた教材を用い、お子様の英語理解力、コミュニケーション能力、さらに学力を増進すべく開発された教授法戦略に則って遂行されます。教授法によっては、お子様の母語を使用することもあります。障害を持った生徒に対しては、生徒の (= Individual Educational Program (IEP, 個人教育プログラム)) に従い、ARD委員会がIACと連携をとりながら、適切な教授法を裁定します。お子様の修了予定は _____です。

_____年以内にバイリンガル/ESLプログラムから、一般のプログラムへと移行できると予想されます。各生徒は、バイリンガルおよびESLプログラムの生徒に対し、州が設定する次の修了基準を満たしたときに、プログラムを終了することができます。

- 1) 英語の口頭および書記運用能力ならびに特定言語能力の伸張度を測るTEAが承認したテスト。
- 2) テキサス州教育規定§39.023(a)に基づいて実施されるリーディングアセスメント、または英語で実施される英語国語アセスメントで満足のいく成績を収めること、または、第1または2学年に入学する生徒に対しては、TEAが承認する基準準拠検査の英語リーディング分野と英語技能科目分野の両方で、40パーセンタイル以内に入っていること、ならびに、
- 3) 利用可能な場合にはTEAが承認した基準準拠筆記テスト、基準準拠筆記テストが利用できない場合にはその他のTEA承認テスト、および教師の主観的評価の結果[TEC 29.056(g)]。

地域が提供するバイリンガルまたはESLプログラムへのお子様の参加を承認される場合には、該当箇所に署名してご提出ください。

_____はい_____

保護者/後見人署名

日付

注：この書面はお子様の担任教師にご提出ください。

ご質問があれば、_____にある当オフィスの_____にお問い合わせください。

1

English version from the Texas Education Agency, Bilingual/ESL Unit
Translation provided by Region 4 Education Service Center, 2007

2 テスティングセンター（テキサス州スプリングブランチ独立学校区）

スプリングブランチ独立学校区は、ヒューストン市北西部とその周辺にあるいくつかの村を管轄地域とする学校区⁴⁸である。域内の人口は約 10 万人で、そのうち約 55 % をヒスパニック系が占めている。

前項で述べた判定プロセスは各学校で行われていることが多いが、就学時の初期評価を専門的に行うセンターを運営する学校区も少なからず存在する。その主な目的は、学校区の持つ資源を一か所に集中することで、個々の学校のスタッフにかかる負担を減らすことである。テキサス州スプリングブランチ独立学校区もその一つであり、学校区のオフィスに隣接する形でテストセンターが設置されている。

小学校では学区内の全 26 校のうち 12 校、中学校と高校ではすべての学校が、このテストセンターのサービスを利用している。（小学校のうち残り 14 校は校内で判定プロセスを実施している）。

家庭での使用言語に関する調査において、英語以外の言語を使用していると回答した児童生徒とその保護者は、テストセンターを訪問することになる。

まず、職員は家族に対してインタビューを実施し、今までどのような教育を受けてきたか、どのような学校に通っていたかを聞き取る。

次に、州の規則に準じた英語テストとして、プレキンダーガーテンから 1 年生の場合は口頭言語熟達度テスト、そして、2 年生以上の場合はそれに加え読解等を含めた英語熟達度テストが実施される。なお、同センターでは、州認証テスト一覧の中から、Ballard & Tighe Publisher 社の IDEA Proficiency Tests (IPT)⁴⁹を採用している。

同センター職員に頂いたテスト用紙（中高生用）を見ると、例えば口頭言語熟達度のテストでは、英語での「自分の耳を触ってください」という会話に正しく反応できるかといった簡単なものから、「今から短い話をするので、登場人物のとるべき行動について述べてください」といった比較的複雑なものまで、様々なレベルの質問が並んでいる。これらの質問に、児童生徒がどこまで正解に回答できるかによって、熟達度が判定されるのである。



同センターで使用しているテスト用紙

また、英作文のテストでは、カンマやピリオドの使い方から、絵を見て内容を記述する問題、テーマを与えられての自由記述問題などが並んでいる。

同センターでは、以上のような州の規則で義務づけられたテストに加え、英語学習

⁴⁸ 脚注 9（3 ページ）で触れたように、米国では学校区と市は多くの場合独立した自治体であり、管轄領域についても必ずしも一致しないため、このようにひとつの市域の中に複数の学校区が存在する例や、市域を越えて学校区が存在する例はよく見受けられる。

⁴⁹ 詳細は Ballard & Tighe Publisher 社の Web サイト

（<<http://www.ballard-tighe.com/products/la/>> 2009.03.19 参照）で確認できる。ちなみに小学校用の口頭言語熟達度テストキット（解答用紙 50 枚入り）で 184 ドルである。

者の算数/数学の履修内容の習得状況を確認するためのテストである EAME(Entry Assessment Mathematics Evaluation)も実施している。このテストは連邦政府の補助金を使い、ヴァージニア州のフェアファックスカウンティが作成したプログラム⁵⁰の一部であり、無償で公開されている。

スプリングブランチ独立学校区では、このテストの翻訳を少しずつ進めており、現在は 14 種類の言語でテスト用紙が揃っている。翻訳は基本的には学校区に勤める教職員で、翻訳対象となる言語を理解できる者が行っているが、いくつかの稀少言語については、住民の協力を得ている。なお、日本語についても住民の協力を得て作成したとのことである。(図 13)

⁵⁰ FAST Math Program (公教育を十分に受けていなかったり、数学の履修内容において 2 年以上遅れがあったりする英語学習者のための算数・数学プログラム。有用な資料や教材が大量に収録されている。EAME もその収録内容のひとつ。同プログラムの内容は、全国英語習得情報センターの Web サイト (<<http://www.ncela.gwu.edu/resabout/curriculum/fastmath/>> 2009.03.19 参照) にて確認できる。

図 13 : EAME (日本語バージョン 1/2 枚目) 住民の協力で日本語が書き加えられている。なお、漢字が低学年には少し難しいのでいずれ修正したいとのことであった。

ESL Program Entry Assessment Mathematics Evaluation EAME (Form B)		
Name: _____ School: _____ Grade: _____ Date: _____	For Teacher Use Only Student ID: _____ Raw Score: _____ Grade Level Placement: _____	
1.) $4 + 2 = \underline{\hspace{2cm}}$	2.) $\begin{array}{r} 3 \\ + 5 \\ \hline \end{array}$	3.) $7 - 2 = \underline{\hspace{2cm}}$
4.) $\begin{array}{r} 4 \\ - 4 \\ \hline \end{array}$	5.) 四角は何コありますか? Count. How Many? □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ _____	6.) 50, 51, 52, _____, 54
7.) 下の記号につづくのは何の記号 (四角のつぎにくるのは?) ですか。 Continue. What comes next? □ △ ○ □ △ ○ □ _____	8.) 四角をかいて下さい。 Draw a square.	9.) 40の次にくるのは何の数字ですか。 Continue. What comes next? 10, 20, 30, 40, _____
10.) + = _____		

図 14 : EAME (日本語バージョン 2/2 枚目)

下の4つの数字を小さいものから じゅんじゆにならべて下さい。 11.) Write these numbers in order from smallest to largest. 390 317 426 304 304, , ,	このページの長さは 何センチメートルですか？ 12.) How long is this page? _____ Centimeters	ジュアンは29匹の魚をもっており 彼は23匹の魚を売りました。のこりの はいくつですか？ 13.) Juan has 29 fish. He sells 23. How many does he have now? _____										
14.) $\begin{array}{r} 64 \\ - 13 \\ \hline \end{array}$	15.) $\begin{array}{r} 80 \\ - 57 \\ \hline \end{array}$	16.) $55 + 13 + 12 = \underline{\hspace{2cm}}$										
17.) $\begin{array}{r} 35 \\ + 46 \\ \hline \end{array}$	18.) 1日は何時間ですか？ 1 day = _____ hours	19.) _____ + 8 = 16										
20.) $\begin{array}{r} 175 \\ + 354 \\ \hline \end{array}$	21.) $\begin{array}{r} 703 \\ - 526 \\ \hline \end{array}$	22.) $3 \times 4 \times 2 = \underline{\hspace{2cm}}$										
下のグラフは7月から8月の魚の数をあらわしています。 23.) How many fish did we catch in June? 6月につかまえた魚はいくつですか？ <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>魚の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5月 May</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>6月 June</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>7月 July</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>8月 August</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table> _____ fish	月	魚の数	5月 May	25	6月 June	20	7月 July	10	8月 August	20	この温度計は 何を示していますか？ 24.)  What is the temperature? _____	25.) $4 \overline{)40}$ 26.) 1年は _____ 月です。 1 year = _____ months
月	魚の数											
5月 May	25											
6月 June	20											
7月 July	10											
8月 August	20											
下線の部分に数字をかいて下さい。 27.) Complete. 115, 112, 109, _____, _____, _____, 97, 94	食卓には、85人の女の子と、33人の 28.) There are 85 girls and 33 boys in the cafeteria. How many more are girls? _____ 男の子がいます。女の子は男の子より 何人多いのですか？	下の数字は、どのような関係ですか？ 29.) Write: <, >, or = in the circle. 4,639 ○ 4,936 左が右より小さい 左が右より大きい 左、右は同じ										

図 15: EAME 評価用シート 各設問によって判定される履修内容が記載されている。
 ※設問の番号 (ITEM) は、図 13、14 の設問番号と対応している。

EAME Response Sheet					
By Grade Level Objective					
Student _____					
ITEM	CORRECT	ERROR	NO ATTEMPT	OBJECTIVE	UN
GRADE LEVEL ONE					
1.	()	()	()	Solve 1 digit addition sentences, horizontally	OP
2.	()	()	()	Solve 1 digit addition sentences, vertically	OP
3.	()	()	()	Solve 1 digit subtraction sentences, horizontally	OP
4.	()	()	()	Solve 1 digit subtraction sentences, vertically	OP
5.	()	()	()	Count and write numbers to 19	NC
6.	()	()	()	Write the number before/after or between 2 numbers.	NC
7.	()	()	()	Identify and extend a pattern	NC
8.	()	()	()	Recognize the name for and draw shapes	GE
9.	()	()	()	Count forward by 10's	NC
10.	()	()	()	Count and add sums to 10, combining 2 groups	OP
GRADE LEVEL TWO					
11.	()	()	()	Compare and order numbers from least to greatest.	NC
12.	()	()	()	Measure length in centimeters.	ME
13.	()	()	()	Solve routine problems by applying operations.	OPR
14.	()	()	()	Subtract 2-digit numbers, without regrouping	OPR
15.	()	()	()	Subtract 2-digit numbers, with regrouping	OPR
16.	()	()	()	Add three 2-digit numbers.	OPR
17.	()	()	()	Add 2-digit numbers, with regrouping	OPR
18.	()	()	()	Identify and write number of hours in a day.	MEA
19.	()	()	()	Find missing addends	OPR
GRADE LEVEL THREE					
20.	()	()	()	Add 3-digit numbers, with regrouping.	OPR
21.	()	()	()	Subtract 3-digit numbers, with regrouping.	OPR
22.	()	()	()	Multiply 1-digit numbers.	OPR
23.	()	()	()	Read a bar graph	DSP
24.	()	()	()	Read a thermometer.	MEA
25.	()	()	()	Divide by a 1-digit number/divisor.	OPR
26.	()	()	()	Recognize and write number of months in a year.	MEA
27.	()	()	()	Recognize and complete number patterns.	NCT
28.	()	()	()	Solve routine story problems by applying operations.	OPR
29.	()	()	()	Compare and order numbers up to 9,999. (<, >, =)	NCT
GRADE LEVEL FOUR					
30.	()	()	()	Identify place value-thousands.	NCT
31.	()	()	()	Identify negative numbers on a number line.	NCT
32.	()	()	()	Divide by 1-digit number/divisor.	OPR
33.	()	()	()	Estimate length in meters.	MEA
34.	()	()	()	Round numbers to nearest 100.	MME
35.	()	()	()	Multiply by 2-digit numbers.	OPR
36.	()	()	()	Solve routine story problems using money.	NCT
37.	()	()	()	Add decimal numbers.	OPR
38.	()	()	()	Find perimeter of rectangle.	GE

Form B & C

このテストの実施により、学校区では、言語の問題を抜きにして考えた場合の児童生徒の算数/数学の能力を測ることができる。一つの履修内容に関して設問は一つのみと、極めて簡易なものではあるが、このテストの実施により、学校区は大まかな全体像をつかむことができ、児童生徒の入るべきプログラムや必要な支援について検討することが可能になるのである。

評価が終わった後、テストセンターは保護者に、児童生徒が配置されるであろうプログラムを伝え、その内容について説明する。また、その際には、米国の学校システムについて基本的な説明を行う。これは、児童生徒が学校の習慣の違い⁵¹などに戸惑うことを極力減らすためのものである。

テストセンターでの評価が終了した後、児童生徒は学校に通い始めることになるが、その際テストセンターは評価やインタビューを通して得られた情報を、各学校に提供する。(図 16) その情報は、担当教員や前述した LPAC 委員に提供され、活用されることになる。

州の規則によって、LPAC による推奨プログラムの決定は 4 週間以内に行われることになるが、同センターの職員は「学校ではテストの実施までに時間がかかってしまい、プログラムの決定が入学から 4 週間ぎりぎりの時期となることが多い。適切なプログラムに配置されるまでに 4 週間もかかるのでは、子どもへ良い影響を与えないし、その待ち時間がもったいない」と語っていた。このセンターは児童生徒の初期評価を集中して行うことで、各学校の負担を減らし、LPAC の早い時期での開催と、児童生徒の迅速なプログラムへの配置を実現しているのである。

⁵¹ 例えば、日本の高校では児童生徒は授業の多くを自分たちのクラスルームで受けるが、米国の高校では日本の大学のように生徒が各教室に移動することが多いといった違いなどが説明されるとのこと。

図 16 : 児童生徒情報シート (学校への引継ぎの際に使用される)

Spring Branch Independent School District Bilingual/ESL New Arrival Testing Center Spring Branch Education Center 9016 Westview/SBEC Tel: (713) 365-4190 ext. 3010 Fax: (713) 365-4206			
Student Information Sheet/Elementary			
Date: _____		Campus: _____	
Last Name: _____		First Name: _____	
Address: _____			
Telephone #: _____	Cell#: _____	Work: _____	Ext. _____
Date of Birth: _____		Gender: _____	Age: _____
Country of Birth: _____		Home Language: _____	
Education in U.S.: _____ Y _____ N		Grade Completed: _____ to _____ Number of Years: _____	
Education in: _____ (Country)		Grade Completed: _____ to _____ Number of Years: _____	
Transcript/Records: _____ Y _____ N		Attached: _____ Y _____ N Transcript - forthcoming	
Date of Entry to U.S.: _____		Date of Entry to U.S. School: _____	
Recent Immigrant: _____ Y _____ N		Migrant: _____ Y X _____ N	
Note : _____			

ESL Testing Results:			
Oral IPT:	Date: _____	Form _____	Score and Designation _____ -- _____
Spanish IPT:	Date: _____	Form _____	Score and Designation _____ -- _____
ITBS %-ile:	Reading: _____ %-ile	Writing/Language: _____ %-ile	_____ Attempted - unable to complete
Other :	Date: _____	Reading: _____	Writing: _____ Math: _____
*EAME (FastMath): _____			
Placement:	ESL _____	Proficiency Level: Beg. _____ Int. _____ Adv. _____	
	Bilingual _____		
	DNQ** _____		
	Denial*** _____		
Comments: _____ _____ _____ _____			
*Entry Assessment Mathematics Evaluation **Does not qualify for ESL services ***Documentation attached			

第2節 アセスメント（NY、テキサス、ネブラスカ）

初期判定が終わると、児童生徒は各種プログラム（又は通常のクラス）にて学習をしていき、そしてその学習結果はアセスメント（評価）されることになる。本節では、NCLB 法に基づき、英語学習者が受けることになる二種類のテスト、すなわち①NCLB 法タイトルⅢによって規定された、英語学習者を対象とした英語熟達度テストと②タイトルⅠによって規定された、英語学習者を含めた児童生徒全体が受けることになる州の統一テストの二点について、具体例としてニューヨーク州で行われているテストを挙げつつ記述していく。なお、このアセスメントについては、米国内においてもまだ発展途上の分野であると言ってよい。特に一般の児童生徒と英語学習者を十把一絡げに評価する②の州統一テストについては、多くの議論が提起されているため、このことについても触れていくこととする。

1 英語熟達度テスト

NCLB 法タイトルⅢは、補助金を受け取る各州に対して、まず「スピーキング、リスニング、リーディング及びライティングの各分野における英語の熟達レベルを上げていくための学力基準と目標を定めなければならない。また、それはタイトルⅠに記された（児童生徒全体を対象とした）達成目標とも連携したものでなければならない⁵²」としている。さらに各州は、「この条文が対象としている英語能力が十分でない子ども用の年次測定達成目標(Annual Measurable Achievement Objectives, AMAO)を定めなければならない⁵³。」とも規定されている。

この AMAO 達成を判断するために、ニューヨーク州では「ニューヨーク州 第二言語としての英語達成度テスト」(New York State English as a Second Language Achievement Test, NYSESLAT) を実施している⁵⁴。なお、この NYSESLAT は、連邦教育省への報告に使われるだけでなく、それぞれの児童生徒が「英語能力が十分でない子ども」であるかどうかの判定にも使われることになる。

この NYSESLAT は、キンダーガーテンから 12 年生までの英語学習者全員が受けることになる。(テストの内容は、キンダーガーテン～1年生、2～4年生、5～6年生、7～8年生、9～12年生によって異なる。)

テストは毎年 4 月から 5 月にかけて行われ、リスニング、スピーキング、リーディング、ライティングの 4 つの分野で行われる。なお、テストの基本的な形式は以下のとおりである。

⁵² No Child Left Behind Act, Title III. Language Instruction for Limited English Proficient and Immigrant Students, Sec. 3113. State and Specially Qualified Agency Plans.

<<http://www.ed.gov/policy/elsec/leg/esea02/pg41.html>> 2009.03.19 参照

⁵³ No Child Left Behind Act, Title III. Language Instruction for Limited English Proficient and Immigrant Students, Sec. 3122. Achievement Objectives and Accountability.

<<http://www.ed.gov/policy/elsec/leg/esea02/pg107.html>> 2009.03.19 参照

⁵⁴ New York State Education Department, Commissioner's Regulations Part 154. Services for Pupils with Limited English Proficiency, 154.2. Definitions.

<http://www.emsc.nysed.gov/biling/docs/PART154RegAmendment8-2007Final_1.pdf> 2009.03.19 参照

表 5 : NYSELAT における分野ごとの設問種類

分野	設問の種類			
	選択式	短答式	記述式	口頭試験
リスニング	○			
スピーキング				○
リーディング	○			
ライティング	○	○	○	

テストの素点は、4つの言語分野ごとに統計的な数式処理によって換算点に変換された上で合計点が出され、この合計点によって、児童生徒の英語熟達度レベル（初級（Beginning）、中級（Intermediate）、上級（Advanced）、熟達（Proficient））が決定される。児童生徒が「初級」、「中級」、「上級」と判定された場合、その子どもは引き続き「英語能力が十分でない子ども」とであるとみなされ、英語学習者用のサービスを受け続けることになる。「熟達」と判定された場合には、もはや「英語能力が十分でない子ども」ではないと判定され、一般の教育課程に戻るようになる。

ここでは NY 州での例を述べたが、他の州での状況はどうなっているのだろうか。Education Week 紙の記事⁵⁵によれば、各州が採用している英語熟達度テストについては、現在大きく分けて、以下4種類があるという。

（1）World-Class Instructional Design and Assessment

イリノイ、ニュージャージー、ノースカロライナ、ヴァージニアなど、主に東部と中西部の19州がコンソーシアムを形成し作成したテスト。各グループの中で最も多く使われている。

（2）English Language Development Assessment

米国の研究機関である American Institutes for Research が全米州教育長会のために作成したテスト。ルイジアナ、アイオワなど幾つかの南部と中西部の州が採用している。

（3）Language Assessment Scales Links

カリフォルニア州モントレイにあるテスト作成会社 CTB/McGraw-Hill が作成したテスト。小数の州が使用している。

（4）Stanford English Language Proficiency Test

Harcourt Assessment 社（現在は Pearson 社に買収されている）が作成したテスト。小数の州が使用している。

⁵⁵ Education Week, (2009) *Quality Counts 2009 – Portrait of a Population*.

(<<http://www.edweek.org/ew/toc/2009/01/08/index.html> (有料) > 2009.03.19 参照)

Education Week は米国の教育関係者に広く読まれている教育専門紙。毎年 Quality Counts という年間特集号を発行しているが、この2009年号のテーマは英語学習者に対する教育であった。

また、その他にも、カリフォルニア、ニューヨーク、テキサスといった英語学習者の人口を多く抱える州では、NYSESLAT のような州独自で開発したテストを使用している。

このように、州によって手法が異なる理由としては、教育は基本的に州の権限という米国独自の事情もさることながら、英語の熟達度の評価については、まだ発展途上の部分が多く、全国的に確立された基準が存在しないということが大きい。前述した **Education Week** 特集号では、英語熟達度評価に対して「我々研究者は、英語学習者のニーズに対して、十分注目してきませんでした。...言語の熟達度というのは、なんともあいまいな基準のままになっているのです。」という専門家のコメントを紹介している。

2 州の統一テスト

前項で述べたような英語習熟度に係るテストに加え、英語学習者は他の児童生徒と同様に算数/数学及び読解に関する州の統一テストを受けることになる。第1章第3節にあるとおり、連邦の補助金を受け取るためには、各州はそれぞれ学力標準を設定し、それに準じた標準テストを実施しなければならない。そして個々の学校は、その学校に在籍する児童生徒全体及びサブグループ別児童生徒集団のそれぞれを対象にして、「適正年次学力向上値 (Adequate Yearly Progress, AYP)」を設定し、その達成のために努力しなければならないとされている。

このサブグループは、人種、性別、障がいの有無、社会経済的状況によって区分されるが、英語能力が十分でない子どもたちも一つのサブグループとなっている。各学校・学区・州はこれらのサブグループのすべてにおいて、AYP を達成することを目指すなければならない。

ここでも、まずはニューヨーク州を例として見ていきたい。ニューヨーク州においては、この NCLB 法の基準を満たすために、3年生から8年生及び高校において、英語 (English Language Art, ELA⁵⁶) と算数・数学(Math)のテストを、また4年生、8年生、そして高校⁵⁷の間に理科 (Science) のテストを実施している。

英語学習者が他の子どもと同様のテストを課されることに伴う困難さは想像に難くないだろう。英語学習者に対する州の統一テストの実施に関しては、連邦教育省もいくつかの救済措置を認めており、ニューヨーク州でも以下のような措置を実施している。

⁵⁶ 日本における「国語」と同様な位置づけの、スタンダードな英語の言語能力指導科目

⁵⁷ なお、ニューヨーク州で高校を卒業するにはリージェンツ試験 (Regents High School Examinations) と呼ばれる試験に合格しなければならない。基本的な試験科目としては、数学、科学、英語、社会 2 科目が必須となっている。

(1) ELA のテスト免除 (入国後 1 年目のみ)

基準日の時点で米国に入国して 1 年以内である英語能力が十分でない子どもは、ELA のテストを受けることを免除される。(NYSESLAT を代わりに受ければ良いとされる)

(2) 母語でのテスト実施 (ELA 以外の科目のみ)

州教育部では、ELA 以外の科目について、テスト用紙を下記の言語に翻訳している。

ア 3 年生から 8 年生までの算数/数学のテスト

中国語、ハイチ・クレオール語、韓国語、ロシア語、スペイン語

イ 4 年生及び 8 年生までの理科のテスト

中国語、ハイチ・クレオール語、スペイン語

ウ 高校での数学・理科のテスト

中国語、ハイチ・クレオール語、韓国語、ロシア語、スペイン語

英語能力が十分でない子どもがこれらの用紙を使ってテストを受ける場合、回答についても母語で記入することができる。(ただし、英語と母語の双方を使って回答することは禁止されている)

(3) 稀少言語が母語の場合の口頭による翻訳 (ELA 以外の科目のみ)

学校の判断によっては、(2) で示された言語以外を母語とする児童生徒に対して、口頭で問題の翻訳を行うことができる。ただし、翻訳の際に追加的な説明をすることは禁じられている。こちらの場合も母語による回答が可能である。

(4) 試験時間の延長 (全科目)

校長の判断により、試験時間を延長することができる。延長時間の範囲も校長が判断することができる。

(5) 別個のテスト会場の使用

英語能力が十分でない子どものテスト実施に際しては、他の子どもとは別の会場でテストを実施することが推奨されている。

(6) リスニング問題の追加読み上げ (ELA のみ)

試験官が ELA のリスニング問題を読み上げる際、3 回読み上げることができる。(3 回というのは通常より多い回数である。)

(7) 辞書・用語集の使用

英語能力が十分でない子どもはテストの際に辞書か用語集を使用できる。ただし、使用される辞書や用語集は、純粋に訳語のみを示したものでなければならず、言葉の定義が記されていない。

日本人から見れば、実に配慮が行き届いた施策が行われているように感じずにはいられないのだが、本節の最初で述べたように、この州統一テストに英語学習者を含ませるという方法に関しては、多くの専門家によって疑義が呈されている (なお、ここではニューヨーク州のみが批判されている訳ではなく、連邦の基準に対する全国的な

議論であることを付け加えておきたい)。

3 評価方法に対する議論

先に何度か述べたように、英語学習者の評価方法については米国内でも議論が噴出している。前述した *Education Week* 特集号でも、この問題について詳しく触れられているため、この記事の一部要約して掲載したいと思う。

言葉の熟達度を測り、各教科の学習内容を評価する

エデュケーション・ウィーク クオリティ・カウンツ 2009 年号

メイン州レウiston学校区で英語学習者用のプログラムを担当するマーチン氏は、連邦の *NCLB* 法は悪くない考えだと思っている。ただし、実際の運用 -とりわけ英語学習者に対するテスト基準- については、それはまた別の話だと彼女は語る。

「*NCLB* 法の根底にある考え方というのは、学校はすべての子どもたちを同じように扱うこと -すべての子どもは、同じ学力基準を達成する資格がある- ということです。」と、全体で 5000 人の児童生徒のうち、数百人のアフリカ難民を抱える学校区に勤めるマーチン氏は語る。「おかしなことになっている点は、英語学習者を含むすべての児童生徒が、同じ期間で同じ基準を達成しなければいけないというところだ。」

レウiston、そして全国の何千という学校区が抱えている難問、それは連邦法が定める、かなり異なる 2つの義務 -どれだけ非英語話者が英語を学んでいるかを評価することと、英語話者に求められているのと同じ読解と算数/数学の達成基準に追いつかせること- を実現することだ。

人口 3 万 5000 人のレウistonでは、ソマリアを始めとするアフリカ諸国からの難民が多く、現在、児童生徒数における英語学習者の割合は 17%となっている。マーチン氏によれば、そのうち多くは、どの言語においても公的な教育を経験したことがないという。

それでも、*NCLB* 法のもとでは、英語学習者は英語話者のために作成された算数/数学と読解のテストを受けなければならない。また、英語学習者は毎年英語の熟達度もテストされる。

「私たちの学区に通い出してから 3 年以内の英語学習者は、とても素晴らしい進歩を見せていきますが、学年相当のレベルに追いつくということはまず不可能です。」とマーチン氏は語る。

主には英語学習者の成績が原因となって、移民である児童生徒の数が多いレウistonの学校は、*NCLB* 法で定められた基準について「未達成」と判断されてしまっているとマーチン氏は説明する。

NCLB 法が成立してから 7 年間、多くの教員と研究者は、英語の基本をまだ学習しているような児童生徒に対して、英語で書かれた学習内容に関するテストを受けさせ

るという矛盾を指摘してきた。その声は年々大きくなってきている。

英語学習者に対するテスト方法を専門としているカリフォルニア大学デービス校のアベディ教授は、この矛盾について「英語学習者についてのもっとも根本的な問題のひとつだ」と語る。「もし彼らの語学レベルが、テストの問題を理解できない程度だったとしたら、そのテストが有効な結果を出していると考えるのはいくら何でも無理があるだろう」とアベディ教授は語る。

連邦教育省による **NCLB** 法解釈資料によれば、米国に入国して1年以内の英語学習者は、州の **ELA** テストを一回受験しなくても良く、また、彼らの算数/数学のテストの成績は、1年間の間 **AYP** プロセスに含まなくても良いとされる。だが、多くの教育関係者はこの猶予期間はあまりに不相当だと感じている。

アベディ教授によれば、問題の一部は、テスト内容にもあるという。「これらのテストのほとんどは、主流な児童生徒のために開発されたものです。」と同教授は語る。ジョージワシントン大学付属の研究機関は去年の秋、州の英語学習者に対する統一テストの実施方法に関する調査を行ったが、その結果は、「すべての州において、英語学習者に対する責任あるテストの実施についてはまだ不足がある」というものだった。

連邦教育省の広報官であるレオナルド氏は、**NCLB** 法は州の判断により、州の統一テストに児童生徒の母語を使用することを認めていると主張する。カリフォルニア、コロラド、デラウェア、カンザス、マサチューセッツ、ミシガン、ネブラスカ、ニュージャージー、ニューメキシコ、ニューヨーク、オレゴン、ペンシルバニア、テキサスの計13州が、いずれかの学年や科目において母語によるテストを実施している。だが、レオナルド氏は教育省で判断できる範囲には限界があると語る。連邦法はすべての英語学習者を含む児童生徒のサブグループは、**ELA**、算数/数学、理科の主要な学習内容について評価を受けなければならないと規定しているのだ。教育省は **NCLB** 法の再可決審議において、英語学習者の評価方法により多くの選択肢を与えることを提案したが、昨年中には再可決は実現しなかった。

ウィスコンシン教育研究センターのクック氏は、**NCLB** 法のすべてが気に入っている訳ではないが、この法律によって、英語学習者に対する特殊な評価方法の必要性が明らかになったということは間違いないと語る。

「**NCLB** 法以前には、独自の英語学習者の評価方法を持っている州はほとんどありませんでした」と同氏は語る。「今、テストは州の学力基準に対応したものになっていて、一部であれ英語学習者のことも配慮している。それはいいことですよ。」

筆者が面会してきた教育関係者の感想も概ねこの記事と重なる。一言にまとめれば、「**NCLB** 法の目的は良いと思うが、他の児童生徒と同じ基準でテストしなければならないというのはどうしても無理がある。」というところであろう。

ただ、記事でも触れられていたが、**NCLB** 法が英語学習者の評価に関する問題を提起したという点は評価されるべき点であると思われる。ネブラスカ州教育部の担当者の話を以下に紹介したい。

(英語学習者の言語能力評価は) タイトルⅢで義務とされているのです。NCLB 法以前は、言語能力に関するテストというのはとても単純なものでした。過去には 20 分の口頭試験ぐらいで、児童生徒の能力の判断はこの短いテストに委ねられていたのです。これで十分判断できるとは言えないですね。NCLB 法が制定された時には対応が大変でしたが、今では州や学校区が、多くのことを学びました。

第3節 ニューカマーセンター

前述の2つの節では、主に児童生徒の能力評価について述べてきたが、この節では学校区内全体の、特定の英語学習者に対してサービスを提供している例として、ある2つの都市のニューカマーセンターを紹介したい。

州又は学校区によって定義は異なるが、一般的に米国に移住してきて日が浅い児童生徒は「ニューカマー」と呼ばれる。ニューカマーの英語学習者にとって、新しい言語、新しい学校文化に慣れることは相当の困難を伴うであろうということは想像に難くない。この問題に対処するために、いくつかの学校区では「ニューカマーセンター」と呼ばれる、ニューカマーの英語学習者専用の施設を運営している。このニューカマーセンターには、対象となる児童生徒の国籍・学年・英語能力・母語での学力等の要素によって非常に多様なバリエーションがあるが、本節では筆者が実際に訪問した2つのセンターを紹介したい。

1 初等教育レベルのニューカマーセンター（ホワイトプレーンズ公立学校区）

ホワイトプレーンズ市は、ニューヨーク市から北へ電車で 40 分程度行った郊外にある都市である。人口は約 5 万 3000 人と小規模だが、発達したダウントウンを抱えており、ニューヨーク北部のウエストチェスター・カウンティの商業の中心地となっているため、昼間人口はそれよりもかなり多くなっている。

ホワイトプレーンズ公立学校区（White Plains Public School District）では、一般クラスでの授業や、引き抜き型 ESL プログラムではニューカマーの教育ニーズを満たしていないとする市民の声を受け、1999 年にニューカマーセンターを設立した。

同センターに通うための条件はケース・バイ・ケースではあるが、基本的には以下のとおりである。

- ・ 1 年生から 6 年生相当の年齢であること
- ・ 米国内に移住して 1 年以内であること
- ・ LAB-R⁵⁸においてビギニング・ラーナー（初級学習者）として認定されていること

⁵⁸ ニューヨーク州における英語能力初期判定テスト

児童の多くはラテンアメリカを母国とするスペイン語話者であるが、他にもハイチ・クレオール語、ポルトガル語、日本語、韓国語等の話者も在籍している。同センターは市内のある中学校の一棟を校舎としており、ディレクター、パートタイムのバイリンガル精神分析医、バイリンガルの情報アシスタント（翻訳者）、3人の教員と3人のティーチング・アシスタントによって運営されている。



隣接した中学校の生徒がニューカマー児童の勉強を手伝っている

学校区全体から集まった上記のような児童は、まず近隣の学校に通い出す前にこのセンターに通い、集中的な ESL プログラムを受けることになる。そして、一定の基準（例：文脈のある会話を理解する、一定のフレーズを使い会話をする、500語から1000語の英単語を使用する）を満たした児童は、近隣の学校に戻るようになる（移行のタイミングは年に2回～3回ある）。

移行の際には、受入校の ESL 教員とセンターの教員の間で引継ぎのための打合せが行われ、その後、受入校の ESL 教員は自分の校内において、担任教員、学校付の精神科医、ソーシャルワーカー、そして校長と打合せを持つことになる。

一般の学校に移行した児童は、そこでも ESL プログラムを引き続き受けることになる。多くの場合、ニューカマーセンターでの期間だけで、英語学習者が他の生徒に追いつくことは困難なことではあるが、ニューカマーセンターでは、児童が一般の学校において可能な限りスムーズなスタートを切れるよう取り組みを行っている。

また、同センターではプロジェクト・セル（Project Cell）と呼ばれる、母国で公教育を十分に受けていない児童を主な対象としたプログラムを、2週間に一度、放課後及び土曜日に開催している。このプログラムは、保護者の参加を通じて教科の学習内容の補完を図ることを目的としている。

2 中等教育レベルでのニューカマーセンター（ネブラスカ州オマハ市）

ある教育関係者の話によると、ニューカマーセンターというものはどうやら中学生・高校生を対象に設立される場合の方が多いらしい。というのも、もし生徒が母国で十分な教育を受けていなかった場合、学年が上になるほど、追いつくことがますます困難になっていくからである。

日本で外国人児童生徒を多く抱える学校を訪問した際、「これまで受けてきた教育の内容が、生徒によって本当に異なるから難しい。スラムで育ち学校に通っていない子や、学校の無いような地域で育った子どもも珍しくない。」というような話を聞いたことがあるが、米国でも状況は同じである。

ネブラスカ州オマハ市は同州最大の都市であり、人口は約43万人。オマハ公立学校区（Omaha Public Schools, OPS）が管轄する公立学校には、生徒約46,000人が通学

しており、そのうち約 6,200 人が英語学習者と判定されている。英語学習者のうち、89%がスペイン語を話し、次に多いのはヌエール語⁵⁹の 5%となっている。他にも、OPS 内ではカレン⁶⁰語、ベトナム語、アラビア語、中国語、モン語（ミャオ語）⁶¹、ロシア語、フランス語、韓国語、ディンカ語⁶²、ラオス語、フィリピノ語、ソマリ語など合計 87 の異なる言語が話されている。これら多様な言語の使用状況は、すなわちコンゴ、ソマリア、イラク、ミャンマー等、情勢が不安定な地域からの難民が相当数いることを意味している。

オマハ市学校区の ESL スーパーバイザー、シャリ・コッホ氏は次のように語る。

時に私たちは、難民キャンプから来たような子どもたち、学校も無く、本も無いような状況から来た生徒を受け入れることもあります。発展途上国の都市部から遠い地域に住んでいて、学校に通えなかった場合などもあります。グアテマラやメキシコの生徒で、山岳地域に住んでいて、学校に通っていないような生徒がいるのです。場合によっては、鉛筆の持ち方、削り方から教えないといけません。

また、6年生まで就学したけれども、7年生以上には就学していないというような生徒もやってきます。国によって事情も異なります。多いのは、6年生までは修了しているけれども、実際は16歳であるというような生徒です⁶³。

一般的に、米国では中学校相当（9年生）までの間は、学年が年齢によって定められる。（なお、10年生以上（高校相当）の場合は、進級は取得単位数によって決まる。）実際の学力が6年生相当だからといって、16歳が6年生に編入することはできないのである。

そこで、この学力ギャップを埋めるためにOPSが設立したのがティーン・リテラシー・センターである。このセンターに終日通う対象となるのは、15歳以上だが、教科内容の習得度（母語の場合を含めて）が3年生以下の生徒である。なお、同じく教科内容の習得度が4年生以上の場合には、高校に通いつつ同センターに通うことも可能である。現在の生徒数は25人であるが、かつては最大45人の生徒がいたとのことである。同センターでは、3人の教員と3人の補助教員が勤務している。

このセンターでは、ESL プログラムに加え、まず小学校と同様のカリキュラムで授業が行われる。例えば算数であれば、基本的な概念である四則計算や分数・小数を教えることになる。社会・理科についても同様に、基本的な部分から指導を進めることになる（すべてをカバーするのは難しいので内容は絞られたものになる）。

このセンターに通う生徒は、一定の基準を満たすと半日は受入校に通い始めることになる。公的教育を受けた経験が無い状態で入った生徒は、そこに至るまでに通常2

⁵⁹ エチオピア、スーダン等で使用される言語

⁶⁰ タイ北部からミャンマーにかけてカレン族が使用する言語

⁶¹ 中国やタイ、ミャンマー、ラオス、ベトナムなどに住むモン（ミャオ）族が使用する言語

⁶² スーダン等で使用される言語

⁶³ メキシコ、中央アメリカ、カリブの一部の地域においては、公的な教育が6年生相当の段階で終了する場合がある。

年から3年かかる。若干の教育経験がある場合で約2年かかり、優秀な場合は1年でフルタイムのプログラムを抜けることもあるが、それは極めて珍しいとのことである。

3 その他

米国では中等教育（中学・高校）レベルのニューカマーを対象としたプログラムは、全米で115の学校区が実施しており、196の会場にて行われている（なお、初等教育レベルに関する全国的な数字については発見することができなかった）。

ニューカマープログラム自体を対象とした調査は多くはないが、以下2点、詳細な調査が報告されているので、興味のある方は参照されたい。

(1)Center for Research on Education, Diversity & Excellence, University of California. (2003) *Secondary School Newcomer Programs in the United States*.
<<http://www.cal.org/crede/pdfs/rr12.pdf>> 2009.3.19 参照

中等教育レベルにおけるニューカマープログラムに関する調査で、全国的なプログラム数や提供されているサービスの種類などが記載されている。

(2)Center for Applied Linguistics. (2003) *Final Project Report: First National Conference for Educators of Newcomer Students and Pilot Study on Newcomer Program Literacy and Assessment Practices*.
<<http://www.ncela.gwu.edu/resabout/programs/newcomerOELA03.pdf>>
2009.03.19 参照

(1)が全国的な兆候を知るのに便利なのに対して、こちらは個別のプログラムについて詳しく記述されている。実例をさらに学びたい場合に役立つ。

第4章 英語学習者に対応できる教員を確保・養成する

これまでいくつかのプログラムを紹介してきたが、実際にこうしたプログラムの担い手となる教員の確保と能力開発も極めて重要といえるだろう。第2章第5節で触れたように、「どのプログラムを選択するにせよ、結局重要なのは優秀な教員を確保できるかどうかだ」と語る教育関係者もいる。

米国では ESL/バイリンガル教育を行うための教員が不足している。連邦教育省の報告書によれば、2006 年時点でそのような教員の数 は 319,624 人とされているが、その時点から 5 年以内には、更に 104,394 人が必要になると予想がされている。この状況に対応するために、各州や学校区は、どのように教員の確保と能力開発を行っているのだろうか。

第1節 教員の確保

本節では、各州や学校区によって行われている ESL/バイリンガル教員の確保策のうち、良好な雇用条件の提供、新たな有資格教員の養成、海外からのリクルートといった取組みについて記述していく。

1 教員の確保とインセンティブ

ESL/バイリンガル教員を確保するために、各学校区は様々な対応策に追われている。テキサス A&M 大学教授、ラファエル・ララアレシオ教授がテキサス州内の学校区を対象に行った調査⁶⁴によれば、アンケートに回答した各学校区の教育長のうち、約 72.1%が ESL/バイリンガル教員のリクルーティングについて「困難である」「非常に困難である」と回答し、同じく約 70%がこのリクルーティングを学校区の優先課題であるとしている。

同調査によれば、州内の各学校区は ESL/バイリンガル教員の候補者に対して、以下のようなインセンティブを提供している。

表 6：テキサス州内の各学校区が提供するインセンティブの種類と件数

種類	件数	比率
追加報酬	237	37.3%
契約時のボーナス	48	7.6%
引越しに係るボーナス	15	2.4%
保育所の提供	23	3.6%
健康保険の充実	253	39.8%

⁶⁴ Lara-Alecio, R. *An Analysis of Texas Superintendents' Bilingual/ESL Teacher Recruitment and Retention Practices* (PowerPoint 資料). Texas A&M University.
< <http://ldn.tamu.edu/archives/teacher%20study1.ppt> > 2009.03.19 参照

能力開発の機会提供・補助金	322	50.7%
社会人大学院の学費援助	62	9.8%
オルタナティブ・サーティフィケーション・プログラム	92	14.5%
外国人教員のための弁護士（ビザサポート）費用	6	0.9%
その他	69	10.9%

（回答数：635 学校区）

上の表から見てとれるように、各学校区の間では ESL/バイリンガル教員を確保するための「競争」が生じている。例えばテキサス州のヒューストン独立学校区（HISD）では、バイリンガル教員に対して年間 3000 ドル、ESL 教員に対しては年間 1000 ドルの追加報酬を支給しているが、バイリンガル教員に対して年間 4000 ドルを追加支給する学校区などもあり、競争は厳しいという。

2 補助教員、補助職員等の資格取得に対するサポート

また HISD では、補助教員、補助職員（Teacher Aides/Paraprofessionals）に対して、バイリンガル教員の資格取得を援助するための奨学金プログラムも提供している。このプログラムでは、HISD で働く補助教員や補助職員がバイリンガル教員の資格を目指す場合、一定の条件を満たした者に対して大学の授業料（全額）及び一部の教科書代が補助される。参加者は毎年 18 単位の講座を修了しなければならず、学校区は学期が終わるごとに、参加者が支払った授業料相当額を支給する。また参加者は、資格を得た後に最低 2 年間 HISD にて勤務することについての同意書の記入が義務づけられ、もしこれを破った場合には補助金の返還が求められる。

また、ヒューストン市周辺地域を管轄する州教育部の機関、リージョン 4 地域教育サービスセンター⁶⁵では、補助教員、補助職員に限らず、教員への転職を希望する社会人（例えばエンジニア、医者、弁護士等）に対して、大学にもう一度入り直さずに教員資格を得るための、オルタナティブ・サーティフィケーション・プログラム（代替的資格取得プログラム）を提供している。

地域は少し異なるが、類似した目的を持つプログラムに関する、イリノイ州の地方紙の記事を以下に紹介したい⁶⁶。

連邦のプログラム 地元育ちのバイリンガル教員を養成

レイクカウンティ ニュース・サン 2008 年 6 月 20 日

イリノイ州ウォークガン - ウォークガン公立学校区で補助職員として 6 年間働いた後、地元在住であるエディス・マルチネスは、連邦政府が各学校区に提供している、バイリンガル教員を地元で育てるための支援プログラムを修了し、教員として働き始

⁶⁵ 州教育部が州内の 20 の地域ごとに設置している地域教育サービスセンターのひとつ。域内の学校区等に対して、教材開発や研修等、多様なサービスを提供している。

⁶⁶ この記事でもオルタナティブ・サーティフィケート・プログラムという言葉が出てくるが、この用語はある程度幅広い意味を持っており、プログラム内容は上で述べたリージョン 4 のものとは少し異なるようである。

めた。

マルチネス氏はずっと教員になりたいと望んでいたが、仕事をしながら4人の子どもを育てなければいけないという状況のため、準学士⁶⁷と学士の学位を修了するのは難しいことであった。

「大学には通い始めたのですが、修了には10年かかると思っていました」と彼女は語る。

しかし、連邦教育省のプログラムによる補助金のおかげで、彼女は学校区の特別教育部門でバイリンガルリエゾン⁶⁸としてフルタイムで働きながら、4年間で学位を取得することができた。この補助金は、イリノイ州立大学を通じて、ウォークガンの大学センターで夜間、週末、夏季に実施されるオルタナティブ・サーティフィケート・プログラムの授業のために使われている。

彼女は昨年12月にこのプログラムを卒業し、その後数か月を代理教員として過ごした。今はグレンウッド小学校のサマースクールで2年生にバイリンガル授業をしているが、新学期からは初めてクラス担任となる予定である。

メキシコのヌエヴォ・ラレド市生まれのマルチネス氏は、その後30年間ウォークガンで暮らしてきた。彼女は今後もここに住み続ける予定である。

この補助金は、ウォークガン、ラウンドレイク、ザイオン、ノースシカゴのような、「支援を必要とする」学校区を支援することを目的としている。今年の5月には60人の補助教員、補助職員がプログラムを修了し、そのうち22人はウォークガン学校区のスタッフだった。修了生は少なくとも3年間は、支援を必要とする学校に勤務しなければならない。

支援を必要とする学校区かどうかは、家庭の貧困率と、自分の専門外の科目の授業も行わなければならない教員の比率によって判断されている。このプログラムは、各学校区にとっては自分たちの学校区により定着するであろう教員が確保できるというメリット、そして参加者にとっては無料の教育機会とより高水準な給料というメリットを提供している。

「これは自分で成長してもらうプログラムです。」とプログラムのディレクターであるモウ氏は語る。「プログラムの参加者は、地元根付いた人たちで、その子どもたちは地元の学校に通っています。参加者たちはこれからもコミュニティに留まって、プログラムの費用を還元してってくれるでしょう。」

一部を除き、プログラム参加者のほとんどは学校区の補助教員や、事務員、バイリンガルリエゾン、通訳などの補助職員である。

卒業生のうち10人程度は、現在独力で修士課程に挑戦している。フロウ・デ・マリア・ゴンザレスはその一人だ。彼女はグアテマラで教職に就いていたが、移民した米国ではその資格は使えず、彼女は少しずつ貯めたお金で短大卒業資格を得ることからスタートした。彼女はこのプログラムに参加するまでは、8年間ラウンドレイク学校

⁶⁷ コミュニティカレッジ等、主に二年制の高等教育機関を卒業した者に与えられる学位

⁶⁸ バイリンガルリエゾンについては第5章第3節参照

区などで補助教員として働いてきた。

「ラウンドレイクはとても住みやすい所です。」と彼女は語る。

現在彼女はラウンドレイクの小学校で3年生のバイリンガルクラスを教えている。彼女は聖ザビエル大学で文学とリーダーシップの修士号を取得しており、現在はバイリンガル教育の修士号に挑戦している。

3 海外からのリクルート

HISD でインタビューを行った際、マルチリンガル・プログラム課のディレクターであるイルマ・ロハトゥギ氏は次のように語っている。

バイリンガル教員を見つけることは大変です。教員がいない場合は、その学校ではバイリンガル教育が提供できません。学区内でバイリンガル教育を実施していない学校というのは、児童生徒の数自体が少ないか教員が確保できなかったかどちらかなのです。だから…海外でも教員の募集をしています。フィリピンや、南アメリカや、メキシコ、スペインにも行きます。スペインから先生が来るのです。スペインの政府と協定を結んで、そして、私たちが直接する訳ではないけれど、米国で働くために州政府が保証人となり、J1 ビザ⁶⁹の取得を支援します。

(中略)

教員採用プログラムについて言いますと… 私たちの人事課は、学期が終わって休みの期間になると毎週末、全国を飛び回ってリクルーティングを行っています。関連する会議（バイリンガル教育協会 等）にブースを出してリクルーティングをしたり、さっきも言ったとおりメキシコやスペイン、フィリピン、チリに出かけたり… その結果、この学校区には、バラエティに富んだ教員がいるのです。

前述したリージョン4でも、「国際イニシアチブ」⁷⁰ (International Initiative)と呼ばれる、メキシコでバイリンガル教員の候補を募集し就職サポートを行うというプログラムを実施している。

プログラムの参加資格は、メキシコ国内在住で、大学卒であること、大学での平均成績が10点中7.5点以上であること、一定以上の英語能力（TOEFL575点相当）があること等で、参加者は主には小学校教員（初期教育～4年生まで）を目指すことになる。このプログラムには、医者、弁護士、エンジニア等、幅広い職種の社会人から応募があるという。

参加者は、まずメキシコ国内で4つの主要科目（英作文、算数、米国の歴史、理科）を学ぶことになる。授業はメキシコの提携大学又はオンライン（インターネットを使

⁶⁹ 交流訪問者ビザ。国務省の教育文化局に指定された団体又は大学の交流訪問者プログラムに参加し、受入機関から資格証明書が発行された人が対象となる。

⁷⁰ Region 4 Education Service Center. (2007) International Initiative Cycle 36 - Program for Potential Employment in 2007/2008. (PowerPoint 資料)

<http://edprep.esc4.net/mexico/tour_files/frame.htm#slide0001.htm> 2009.3.19 参照

用した授業）にて行われる。

以下、大まかなこのプログラムの流れ（2007 年の場合）を紹介したい。

4 月末	申込み締切
7 月－6 月	事前研修
	州の資格試験や実際の授業に備えた大学又はオンラインでの授業
10 月－6 月	リージョン 4 が提供するオンライン事前研修
10 月、12 月	州の教員資格試験実施（米国内） ※結果は数週間で判明
翌 1 月、2 月	メキシコ国内でジョブフェア開催 学校区もリクルートのため参加
7 月中旬	テキサスへ引越
8 月	教育実習開始（初年度の教員と同様の給与を支給）
～以降、教育実習や追加の試験を経て正式な教員免許が与えられる～	

これは有料のプログラムであり、参加者は渡米までに試験参加費、講座受講料など合計約 4,700 ドル、また渡米後 1 年の間にサポート費用や講座料の残りなどで約 3,900 ドルをリージョン 4 に支払うことになるが、このプログラムを通じて参加者は、米国にておよそ年収 36,000 ドルから 41,000 ドル（そして先に述べたバイリンガル教員としての数千ドルの追加報酬）の職を得ることになる。リージョン 4 は参加者に対して、ビザサポート（H-1B ビザ⁷¹）も行っている。

リージョン 4 では、公用語がスペイン語である米国自治連邦区⁷²のプエルトリコでも教員採用のためのプログラム⁷³を実施している。リージョン 4 の上席教育スペシャリストであるアナ・ヤモ氏によれば、「プエルトリコの場合は、ビザが必要ないので比較的スムーズにいくことが多い」とのことである。

海外からの教員の招聘・採用は、生活立ち上げの手伝いなどで学校区にとっての負担も大きい。それでも、HISD では外国からやってくる教員について次のように語っている。

「余計手間がかかるよ！」なんていうことを言う人もいます。ただ、その時間を耐えて、環境に慣れてもらったら、その人たちはとてもいい先生になることが多いのです。そして彼らはそのままテキサスに定着してくれるという訳なのです。

第 2 節 教員のトレーニング

前節では、資格のある教員を新たに雇用するための方策に触れてきたが、既に学校区に勤めている教員に対してはどのような取組みが行われているのであろうか。本節

⁷¹ 特殊技能を要する職業に従事する人のための一時就労ビザ

⁷² 米国の海外領土のうち、commonwealth と呼ばれる政治的地位を持つ属領 / 保護領のこと。自治領と呼ばれることもある。自治政府による内政は認められるが国防や外交は米国が行う。

⁷³ Region 4 Education Service Center. (2008) *Puerto Rico 2008 - Program for Potential Employment in 2009/2010*. (PowerPoint 資料) <http://www.esc4.net/docs/160-puerto_rico.pdf> 2009.03.19 参照

では、現職の教員に対するトレーニングについて、いくつか例を挙げていきたい。

1 高まる研修熱

まず全国的な状況を知るために、ある記事を一部要約して紹介したい。これは第3章第2節でも取り上げた、Education Week 特集号⁷⁴の記事である。

高まる研修熱

エデュケーション・ウィーク クオリティ・カウンツ 2009 年号

クーバッジ先生はボストンの小学校で、初級の英語学習者に英語を教えていた。「かばんを準備しましょうー もう学校の時間だからー」と彼女はまずゆっくりと、その後は少し速く歌う。そして子どもたちは彼女に合わせてその歌を歌う。そして彼女はノートにある絵を指さし、子どもたちは「*Get your backpacks ready, because it's time for school.*」の意味を理解するのだ。

クーバッジ先生は、州が実施する英語学習者を教えるための様々なテクニックについてのトレーニングプログラムの卒業生だ。プログラム卒業生たちの相談員を務めるマロイ氏は、この研修は「動きを交えて教える」ことを教員に教え込むのだという。「手を動かし、ジェスチャーを使い、声の調子を変えるのです。」とマロイ氏は語る。今、クーバッジ先生は、子どもたちに言葉の基礎を教えるこの特別クラスで、他にも音楽やプロジェクターまでを使っている。

マサチューセッツ英語教員イニシアティブ (*Massachusetts English Language Initiative*) というこのプログラムは現在3年目を迎えた。この研修を受けた80人の教員が、州内の大きな学校区、ボストンとウースターで授業をしている。

このプログラムは、英語学習者の急増とESL教員の不足に悩む全国の州政府や学校区が、ニーズを満たすためにどのように取組みを始めたかという例といえる。英語学習者の成績不振に悩んでいたマサチューセッツ州は、英語学習者を教えるためにスキルをもっと身に付ける必要性を感じている都市部の学校区の教員たちを対象とした、1年間の研修プログラムを開発した。

NCLB法は、学校区がESL分野での専門研修を行うための州政府からの補助金提供については規定しているものの、英語学習者を教える教員はESLの資格を持っていないと規定は特に無い。結果として、どのように優秀な教員を確保するかは州や学校区によりばらばらである。3つの州—アリゾナ、フロリダ、ニューヨークのみが、英語学習者の授業を行うためには研修を受けると規定している。いくつかのプログラムは、教員候補者に対して英語を話さない児童生徒に対応するための事前研修を始めている。

自分たちで対策を考えたそれぞれの学校区の間でも、アプローチは様々だ。ある学

⁷⁴ Education Week. (2009)

校区ではすべての教員を訓練したり、教員候補者に英語学習者を一般のクラスの中でどのように教えるか、という研修を受けさせたりしている。また別の学校区では、何人かの教員を英語学習者を教えるためのスペシャリストに育て、特別クラスで指導をさせることを考えている。いくつかのプログラムは4、5日の集中訓練を行った後、一年間指導員をつける。また別のプログラムでは、より臨床的な訓練を含む、集中的な研修を実施している。

ノースカロライナ州のシャーロット・メクレンバーグ学校区の主席教育官であるペレズ氏は、自分が2年前に就任した時の状況を思い出す。学校区の新入生の75%がヒスパニック系で、ほとんど英語を話さないというような状況にも関わらず、同学校区ではどのように英語学習者を教えるかということに関する、一貫した研修の取組みは存在しなかったのだ。

児童生徒数134,000人のこの学校区は、今では教員がESL資格を追加で取るための土曜日の学習コースを提供している。ペレズ氏によれば、既に2,000人の教員がこのプログラムを修了したという。同学校区では、ESL資格のための実習準備コースも提供している。「すべての教員が、ESLの指導方法について少なくとも何かは知っている必要が絶対あります。今、私たちの学校では125の言葉が話されていますから、指導方法を変えていかなければなりません。」とペレズ氏は語る。

ニュージャージーにある、児童生徒数10,500人のクリフトン学校区では、全体で約1,000人のうち約四分の一の教員が、2、3日の英語学習者に関する研修を受講した。この研修の後には、相談員による一年間のサポートと、継続的な能力開発プログラムが行われることになる。研修担当者は「英語学習者を教えるために訓練をすることを、学校の習慣としていくためには、トレーニングに長期間携わってもらうことが必要なのです」と語る。

マサチューセッツのウースター学校区では、州内の他の学校区とは異なりミャンマー、ブルンジ、コロンビア、タンザニア、ベトナムなど世界中から集まった難民の児童生徒を抱えている。そのような児童生徒は専門の施設で、マサチューセッツ英語教員イニシアティブ・プログラムの卒業生である教員から指導を受けている。このプログラムはまだ小規模ではあるが、いずれ他の学校区にも対象を広げていきたいと、創設者のライリー氏は語る。既に、このプログラムには定員を超える申込書が寄せられているという。プログラムに参加した教員は、ESLクラスを観察し、また、自分でも授業をすることが求められる。参加者は毎週相談員と会い、自分の進歩について話し合う。プログラムの最後には、参加者は州のESL教員認定試験を受験することになる。

クーバッジ先生は、プログラムで行われた授業で文法や言語の歴史を勉強したと語る。また彼女は、英語学習者の気持ちを体験し、教員がなぜ多くの教材や表情・動き・図表といった戦略を使う必要があるのかを知るために、1時間完全に日本語で行われる授業も受けたという。

ボストン市内の教室にて、クーバッジ先生は手で本を開くまねをしながら、子どもに「Read」という言葉を教えようとしていた。『Read』を使って文を作ってごらん。」

と先生は言う。

「*We read in school.*」と一人が答えた。これは単純すぎる答えかもしれない。しかし、先生とその子どもにとって、それは小さな勝利だった。

2 英語学習者リーダーシップ講習会 (ELLLI) (ネブラスカ州)

もう一つ事例として、ネブラスカ州で実施されている英語学習者リーダーシップ講習会 (English Language Learner Leadership Institute、ELLLI) を紹介したい。

この研修はネブラスカ州教育部 (Nebraska Department of Education、NDE)、ネブラスカ学校行政官協会 (Nebraska Council of School Administrators、NCSA)、中北部総合センター (North Central Comprehensive Center、NCCC) が共同で実施しているプログラムである。なお、研修資料は無料で配布され、研修に係る旅費には NCLB 法の補助金を使用できることとなっている。

ELLLI は、学校の指導的メンバーのためのプログラムであり、参加者はそれぞれの学校又は学校区単位で編成された班単位で参加申込みをする。それぞれの班は校長、教科主任、英語学習者担当教員、職員研修担当の経験がある教員の 4 人からなる。全体での参加者は 80 人 (20 班) までで、若干数外部の機関からも参加をする。基本的には一つの学校区につき 1 班までに限って参加ができるが、英語学習者が 1000 人以上いる学校区については 2 班まで参加ができる可能性もある。

このプログラムは以下の 3 点を目的としている。

- ・英語学習者に関する研究結果に基づいた指導方法についての知識を深める
- ・学校のリーダーシップと児童生徒の成績が持つ相互関係について理解を深める
- ・学校区や各学校における、英語学習者に関する変革を指導する能力を身につける

このプログラムでは、およそ一年間にわたり、2 日間の研修が合計 5 セッション行われ、それぞれのセッションで参加者たちは、①最新の英語学習者指導に関する研究、実際の教室でのテクニック、プログラムの評価と改善方法といった項目からなる、具体的な指導方法やプログラムデザインに関する研修と、②リーダーシップ論や組織論、保護者やコミュニティとの関係の構築方法など、学校組織のリーダーとしての素養を向上させる研修を平行して受けていくことになる。なお、各セッションで学ぶ内容は、下記 3 つの文献を組み合わせたものとなる。

○Classroom Instruction That Works with English Language Learners (Hill, J., Flynn, K., 2006)

○Classroom Instruction That Works: Research-based Strategies for Increasing Student Achievement. (Marzano, R.J., Pickering, D.J., & Pollock, J.E., 2001).

○School Leadership That Works: From Research to Results. (Marzano, R.J., Waters, T., & McNulty, B.A., 2005).

この研修を修了したメンバーは、各地域における英語学習者に対する教育の推進役として、自分たちの学校や学校区に戻り指導的立場に立っていくことになる。

なお、この第1回目のセッションでは、「ネブラスカデザインチーム」に興味のある職員の募集・選考も行われる。このチームに選ばれ、また学校区から参加に関する同意が得られた者は、通常の ELLLI のプログラム期間に加えて、さらに4日間をデザインチームとしての作業に費やすことになる。

このチームの目的は、州内の英語学習者に対する教育のフレームワークを描くことである。ネブラスカ州教育部のタイトルⅢディレクターであるナンシー・ローチ氏によれば、今年度のチームは、英語学習者の指導についての研修資料の作成や、英語学習者に有効な指導方法のガイドブック、また過疎地域の小さな学校区を対象に、英語学習者が入学してきた時に最低限必要な対応はできるようなツールキット（家庭で使用する言語に関する調査の様式や、児童生徒が支援を得るための手続方法等）を専用のウェブサイトに掲載したとのことである。

第5章 保護者と意思疎通を図る

日本と比較した場合、米国では学校運営に対する保護者の参加度が高いと言われている。PTA 活動が学校運営の中で重要な要素を占めており、保護者は学校の運営資金確保のためのバザーへの協力や、学校行事の手伝い、スポーツチームのコーチなど、多くの場面で学校の活動に参加している。

そのような文化が根底にあるためか、言語マイノリティに対する教育においても保護者を学校の活動に巻き込むこと（Parent Involvement）は、最重要課題の一つとして、多くの取組みが行われている。

第1節 情報の多言語化

保護者との意思疎通を図るための施策として、まず考えられるのが文書の多言語化であろう。本節では、この分野における二つの異なるアプローチの例として、翻訳サービスを内製化しているニューヨーク市の事例と、外部に委託しているネブラスカ州の事例を紹介する。

1 ニューヨーク市教育部 翻訳ユニット

ニューヨーク市教育部は、児童生徒数 110 万人を抱える全米最大の学校区⁷⁵であり、児童生徒の両親の 42%はネイティブの英語話者ではない。これら保護者と円滑に連絡を取り、学校活動への参加を促進させるために、同教育部では組織内部に翻訳・通訳ユニット（Translation and Interpretation Unit）を設立している。

同ユニットは、教育部の各部署及び各学校に対して、文書の翻訳と口頭での通訳サービスを提供している。翻訳の対象となるのは、各部署及び各学校の公的な文書であり、その文書には、子どもの教育に関する保護者に対しての重要な情報が含まれている必要がある。ニューヨークタイムズの記事⁷⁶に、このユニットの記事が紹介されているので、これを一部要約して紹介したい。

学校の翻訳・通訳者、教育制度に取り残された保護者を支援

ニューヨークタイムズ 2007年8月13日

かつてシン・メン氏は、ニューヨークにある中国語新聞の記者としてニュースを追いかけていた。今、彼は「Empowerment school」や「English language learner」といった聞き慣れない言葉を、中国語にどう翻訳するべきか考えつつ日々を過ごしている。

⁷⁵ ここでは便宜的に学校区と記述したが、実際はニューヨーク市においては公的教育は市長の指揮下にある。すなわち同市内での教育サービスは独立した学校区ではなく、市政府が行う行政サービスの一部として提供されている。

⁷⁶ New York Times. (2007/8/13) *School Translators Can Help Parents Lost in the System.*

< <http://www.nytimes.com/2007/08/13/nyregion/13translate.html?ref=education> > 2009.03.19 参照

「翻訳するのがとても難しい時がある」と、ニューヨーク市教育部が雇用している28人の言語スタッフの一人であるメン氏は語る。市の教育制度下にある子どもたちの両親の内、42パーセントはネイティブの英語話者ではない（これは国内最大の数値である）。こういった保護者と連絡を取り合うのは非常に困難だ。高校入学や特定のプログラム適用にあたって児童生徒が複雑な選考プロセスを通る際、特にそれは問題となる。

移民生活支援の運動家に促され、クライン教育長は3年前、プレスリリースや通知表、保護者へのアンケートといった、際限なく発行される学校関連の文書を、ニューヨークにおいて英語に続いてよく使用される8つの言語（スペイン語、中国語、ロシア語、ベンガル語、アラビア語、ウルドゥ語、ハイチ・クレオール語）に翻訳するためのユニットを創設した。

以降、このユニットは40人の人員と450万ドルの予算を抱えるオフィスにまでに拡大し、これは国内の学校区で最大規模だと同ユニット長のパルマ氏は語る。フランス、ロシア、バングラデシュを含む世界各地から来た学校言語スタッフは、一方には韓国語スタッフ、反対側にはロシア語スタッフといったように、寄り集まって働いている。パルマユニット長はスタッフを語学学校、貿易機関、地元のエスニック系新聞社から採用してきたのだった。

このオフィスは一日あたり30から40の文書を受け取る。言語スタッフはそれを翻訳し、それを必要としている学校や教育部のオフィスに送り返す。2006年から2007年にかけて、ニューヨーク市内にある1400の公立校のうち約450校がこのユニットのサービスを利用した。

パルマユニット長は「パソコンの前に座り、一日中翻訳をする」というこの仕事について「精神を消耗する仕事だ」と語った。さらに、普通ではない管理上の課題がある。「私はアラビア語の翻訳者にここが間違っていると伝えることはできないんだ。私はアラビア語は話せないからね」と、スペイン語と高校程度のフランス語が話せるというパルマユニット長は語る。

ニューヨーク市の公立学校は常にネイティブでない英語話者に便宜を図ってきた訳ではない。1950年代、プエルトリコからスペイン語を話す児童生徒が押し寄せる中、教育委員会はこの変化を円滑にするための教員を1ダース以下の人数しか任命しなかった。さらに近年では、教育部は翻訳・通訳において、民間のサービス供給者、又は大多数の非英語話者の家族にバイリンガルの友人や彼らの子ども自身を通訳としてあてにするように強いるという無計画な方法に依存するようになった。

ニューヨーク移民連合のアヴィティア氏は、保護者たちからの不満を何年間も聞いてきたという。「子どもたちが落第点を取って何学期も経ってから、私たちの所に来る保護者がいます。子どもたちが翻訳をしており、F(Fail=落第)のことをFabulous(=素晴らしい)の略だと言うせいで、保護者たちはそのことに気づかなかったのです。」とアヴィティア氏は語った。通知表を読むということだけでなく、非英語話者の保護者たちは入学・登録の手続過程において話し合うことや、子どもたちに対して取られる

懲罰措置を理解すること、PTA の会議での手続を聞きとることなど、多くの局面において困難を抱えている。

今の教育事情の複雑さを理解するために、クイーンズのある高校では、5人中4人の生徒は英語以外の言語を話しているという事実をよく考えてみてほしい。また、メキシコの一部で使われているミステク語のような、よく知られていない先住民族の言語を話す保護者や、いずれの言葉においても読み書きができないため、学校の書類にただ「X」とサインする保護者も多くいるのだ。

一部の移民の支援運動家たちは翻訳ユニットの能力について、動きが遅く効果的でないとして批判してきた。文書の翻訳までに何週間、又は数か月もかかると各学校もたびたび不満を述べている。

パルマユニット長は多くの校長が翻訳オフィスの存在さえも知らないでおり、また、通常2ページの文書を訳すのに一週間かかるということを認めた。「我々がやらなければならない仕事は多くある。」と同氏は語る一方で、「ただ、この問題を解決できるのは我々だけという訳でもないだろう。」とも述べた。しかし、パルマユニット長は次に加える言語を何にしようか静かに考えている。フランス語とアルバニア語の双方が候補にあがっており、ヒンディー語もまた同様である。「今、ポーランド語が大きな課題になっているんだ」と、パルマユニット長は語った。

記事を読む限りでは、まだ課題もあるようではあるが、過去に比べて前進していることは間違いないと言えるだろう。

また、同ユニットでは通訳の派遣サービスも提供しており、市レベルの教育関連イベント、会議、研修、又は停学処置のためのヒアリング等の現場に通訳を派遣している。通訳は一部の学校単位のイベントにも派遣される。

2 ネブラスカ州 TransAct ライセンス契約

前述したように、ニューヨーク市は全米でも最大規模の非英語話者の人口を抱えた地域であるため、翻訳・通訳ユニットの内製化というのも納得できる。ただ、それほどの非英語話者の人口を抱えておらず、それほどの資源を割り振ることができない地域ではどのように情報の多言語化をしているのだろうか。ひとつの例としてネブラスカ州のケースを挙げてみたい。

ネブラスカ州においては、1997年から2007年の10年間に英語学習者の数が約2.6倍に増加したものの、それでも2007年における全体の児童生徒数に占める英語学習者の割合は5.2%と全米平均よりも低い。また、英語学習者の多くは同州内の大きな都市（オマハやリンカーン）に集中しており、郊外の小さな学校区では個々の課題にきめ細かく対応するのが難しいという現状がある。

そこで、ネブラスカ州教育部では、トランスアクト社（TransACT Communications, Inc.）と同社のオンライン・サービス「トランスアクト翻訳ライブラリー」（Transact

Translation Library) の州内の使用に関するライセンス契約を結んでいる。

このサービスを使用することにより、各学区は NCLB 法に定められた保護者への通知義務を満たすための、50 以上の文書を多言語でプリントアウトすることができる。(NCLB 法関連の文書のリストを図 17 に記載した)

また、このライブラリーには下に述べる 22 言語に翻訳された 60 種類以上の文書が格納されており、英語をよく解さない保護者との会話に活用することができる。文書のカバーする分野は出席状況、保護者会、学校給食、健康診断、予防注射と多岐にわたる。

表 7 : TransACT で提供される言語 (ネブラスカ州の場合)

アンゴラ語	アムハラ語 ⁷⁷	アラビア語	ボスニア語
カンボジア語	中国語	英語	フランス語
ハイチ・クレオール語	モン語 (ミャオ語)	日本語	韓国語
ラオス語	ポルトガル語	ロシア語	ソマリ語 ⁷⁸
スペイン語	フィリピン語	タイ語	ウルドゥー語
ティグリニャ語 ⁷⁹	ベトナム語		

このトランスアクト社は、ワシントン州リンウッドに本社を構える企業で、これまでに約 3500 の学区 (これは全国の学区の約 1/4 にあたる) が何らかの形で同社のサービスを利用したことがあるという。

また、同社はそのホームページにおいて、パートナーシップ団体として、ネブラスカ州教育部の他に、アラバマ、ジョージア、オレゴン、アイオワ、ペンシルバニア、ケンタッキー、ワイオミングの 7 つの州政府機関を挙げているが、そのうちオレゴンとワイオミングを除く 5 州は、①過去 10 年間での英語学習者の増加率が 100%以上②ただし、全体に占める英語学習者の割合は全米平均(9%)以下という、ネブラスカと同じ特徴を持つ州である。

以上のことから、近年英語学習者の数が増加し対応を迫られてはいるが、英語学習者に対する教育に関しての経験が少なく、また、英語学習者の絶対数がまだそれほどではないため資源が配分しにくい地域が同社のようなサービスを利用している、と言えるのではないだろうか。

⁷⁷ エチオピア等で使用されている言語

⁷⁸ ソマリア、ソマリランド等で使用されている言語。

⁷⁹ エリトリア、エチオピア等で使用されている言語

図 17：トランスアクトが提供する NCLB 法関連文書

TransACT® NCLB Parent Notifications

Highly Qualified Staff (Series A)

- Annual Parent Notice, Right to Request Teacher Qualifications
- Teacher Qualification Response to Parents, Highly Qualified Teacher
- Teacher Qualification Response to Parents
- Notice of Teacher Status
- Annual Principal Verification of Highly Qualified Staff Requirements
- Annual Principal Verification of Highly Qualified Staff Requirements Eligible Rural Schools

Title III - ELL (Series B)

- Home Language Survey (2 versions available)
- Notification of English Language Development Program Placement
- Description of English Language Development Program
- Request for English Lang. Development Program Withdrawal/Denial of Enrollment
- Notice of Parent Meeting for English Language Learners
- Parent Participation Form for Parent Meeting of English Language Learners
- Notice of School Progress Title III Annual Measurable Achievement Objectives (3 versions available)
- Language Identification Chart
- Welcome to Our School Flyer

Adequate Yearly Progress (AYP) (Series C)

- Status of School Adequate Yearly Progress (AYP) Notice to Parents (2 versions available)
- Notice of State Review of District, Adequate Yearly Progress - AYP
- District Not Making Adequate Yearly Progress (AYP), Letter to Parents
- District Improvement Plan Meeting, Invitation to Participate
- Anticipation of School AYP Status, Letter to Parents
- Results of State AYP Appeal
- Notice of School Restructuring and Parent Meeting
- Meeting Notice: Parent and Community Comment on School Restructuring Plan
- Notice to Parents: Options During Restructuring

Supplemental Educational Services (Series D)

- Annual Notice: Supplemental Educational Services
- Parent Request for Supplemental Educational Services
- Determination of Student Eligibility, Supplemental Educational Services
- Supplemental Educational Services: Parent Withdrawal or Request to Change Providers
- District Agreement with State-Approved Supplemental Educational Services Provider
- Supplemental Education Services, Individual Learning Plan (ILP)
- Change in District Status as Supplemental Educational Services Provider

Public School Choice (Series E)

- Request for School Transfer, Public School Choice
- District Response to School Transfer, Public School Choice
- District Response to School Transfer, Alternative to Public School Choice
- District Confirmation of School Transfer, Public School Choice

Parent Involvement (Series F)

- District Parent Involvement Policy Meeting, Invitation to Participate
- School Parent Involvement Policy Meeting, Invitation to Participate
- Parent Participation Form for District Parent Involvement Meeting (2 versions available)
- School-Parent Compact (2 versions available)
- What Every Parent Should Know About the NCLB Act

Title I Eligibility (Series G)

- Notice of Schoolwide Title I Eligibility

Unsafe Schools (Series H)

- Notice of Unsafe School
- Request for School Transfer, Unsafe School
- District Response to School Transfer, Unsafe School
- Notice to Parent of Student Victim of a Violent Criminal Offense
- Request for School Transfer, Student Victim of a Violent Criminal Offense
- District Response to School Transfer, Violent Criminal Offense
- District Confirmation of School Transfer, Unsafe School
- District Confirmation of School Transfer, Violent Criminal Offense

Privacy Rights (Series I)

- Access to Student Information by Military or College Recruiters
- Notice to Obtain Written Parental Consent for Military or College Recruiters
- FERPA: Annual Notice of Student Education Record Privacy
- FERPA: Annual Notice for Disclosure of School Directory Information High School (2 versions available)
- FERPA: Annual Notice for Disclosure of School Directory Information, Elem/Middle (2 versions available)
- Protection of Pupil Rights Amendment (PPRA), Annual Notice to Parents
- Protection of Pupil Rights Amendment (PPRA), Scheduled Activities and Surveys

Homeless Education (Series J)

- Notice of Educational Services for Homeless Children and Youth
- Public Notice, Education Rights of Homeless Children and Youth

Private Schools (Series K)

- Notice of Annual Private School Consultation for Public School Services
- Verification of Annual Private School Consultation
- Private School Title I Services, Identification of Provider

Other Resources

- Language Identification Chart
- Welcome to Our School Poster
- Important Information - Please Complete Notices
- Important Information - Please Read Notices

NCLB Accountability and Compliance:

A searchable collection of NCLB-related reference guides and summaries for district and building administrators is available to manage responsibilities and timelines, and evaluate compliance and accountability procedures.

- NCLB Parent Notice and Information Requirements
- Guide to NCLB Parent Involvement and Communication Requirements
- NCLB Parent Notifications Summary, Checklist and Timelines
- NCLB Compliance Requirement Guide
- NCLB: A Desktop Reference
- OCR Legal Guide
- Office of English Language Acquisition - Fiscal Q & A 2006
- Summary of NCLB Policy Changes
- National Assessment of Title I: Final Report
- National Assessment of Title I: Summary of Key Findings

A district or State Department of Education may elect to remove documents from the online collection if the documents do not meet with local requirements or policies.

This listing is accurate as of the date of publication.

※同社ホームページ⁸⁰より一部抜粋

⁸⁰ TransACT Communications, Inc. Web サイト < <http://www.transact.com/PDFs/NCLB.pdf> > 2009.03.19 参照

第2節 ペアレンツ・ガイドブック、オリエンテーション DVD

既存の資料の多言語化に加えて重要となるのが、米国の教育制度に馴染みの無い保護者に対して、包括的な情報を与えることであろう。そこで、本節ではテキサス州ヒューストン独立学校区(Houston Independent School District, HISD)を例として、米国で行われている情報提供について記述したい。

1 ペアレンツ・ガイドブック

保護者向けのガイドブックについては、日本でも文部科学省が英語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、フィリピン語、中国語、ポルトガル語、スペイン語の7言語で就学ガイドブックを作成している⁸¹。また、各地域の教育委員会で独自のガイドブックを作成している例も見受けられる⁸²。

HISD では、連邦のタイトルⅢ補助金を活用し、10 言語（英語、スペイン語、アラビア語、ウルドゥ語、ソマリ語、フランス語、スワヒリ語、ベトナム語、ペルシア語、広東語）で「英語学習者の保護者向けガイドブック⁸³」を作成している。

このガイドブックは左の写真にあるように冊子の片方から英語、反対側からはそれ以外の言語で、同じ内容が記載されており、29 ページ×2で全体では58ページとなっている。

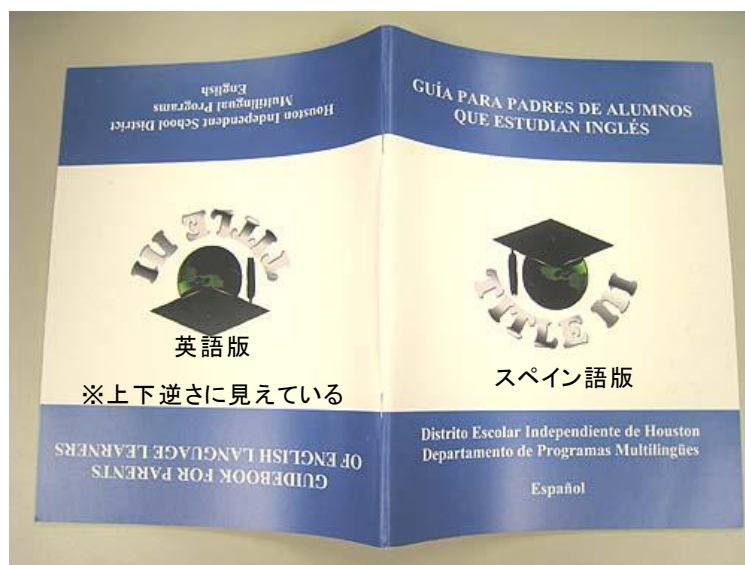
このガイドブックの内容を紹介するために、以下に見出し項目を記載してみる。

○就学資格

- ・ 公教育制度について
(初等・中等)
- ・ 就学資格と入学
- ・ 学区と学校選択

○学校でのプログラム

- ・ マグネットスクール⁸⁴



英語能力が十分でない子どもの保護者向けガイドブック

右から読むとスペイン語、左から読むと英語で同じ内容が記載されている。

⁸¹ 文部科学省 (2005) 『外国人児童生徒のための就学ガイドブック』
<http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001.htm> 2009.03.19 参照

⁸² 兵庫県教育委員会『学校生活ガイド』
<<http://www.hyogo-c.ed.jp/~mc-center/schoollife/index.html>> 2009.03.19 参照

⁸³ Houston Independent School District. (2007) *Guidebook for Parents of English Language Learners - 2007-08*.
<<http://www.houstonisd.org/portal/site/Multilingual>> (ページが表示された後 Parent Resources を選択) >
2009.03.19 参照

⁸⁴ 一般の学校とは異なる特殊なカリキュラムやコースを持つ公立学校。学区の制限が無い場合が多い。

- ・ 特別進学クラス
- ・ HISD のチャーター・スクール⁸⁵
- ・ 英語能力が限られた児童生徒に対するプログラム
- ・ サマースクール
- ・ 職業・技術教育

○学校情報

- ・ 通学方法
- ・ 出欠席の条件
- ・ 学校の時間割
- ・ 朝食と昼食
- ・ 学校訪問の際には
- ・ 児童生徒が受けるテスト
- ・ 進級の基準
- ・ 卒業要件
- ・ 通知表

○保護者への情報

- ・ 保護者と教員の面談
- ・ 成功する勉強の習慣を作る
- ・ 学校での医療と児童生徒の保険
- ・ 保護者の参加
- ・ ボランティア
- ・ 問題を解決する
- ・ 大学への進学

○保健、法律、その他のリソース

- ・ 保健と安全
- ・ 医療サービス
- ・ 法律その他のサービス

このガイドブックの全文は、先の脚注に記載した Web サイトにて参照が可能であるため、興味のある方は参照されたい。記載内容は日本にある資料とも概ね似ていると言えるが、HISD の資料では以下のような点にも重点を置いている。

(1) 学校に通う権利

不法移民であっても学校に通う権利があることや、住所を証明することができないとって学校は児童生徒の入学を断ることができないこと等が記載されている。

(2) 通知表の意味

通知表に記載された記号や数値の意味、通知表を受け取った時の心構え（「冷静でい

⁸⁵ 脚注 26 (15 ページ) 参照

ましよう」「子どもには新しい環境に慣れる時間が必要です」等）が記載されている。

（３）子どもの教育に関するアドバイス

宿題をうまく習慣付けさせるためのコツや、「子どもの鏡になりましょう」「読み聞かせをしましょう」「子どもの進歩に注目しましょう」といった心構えが記載されている。

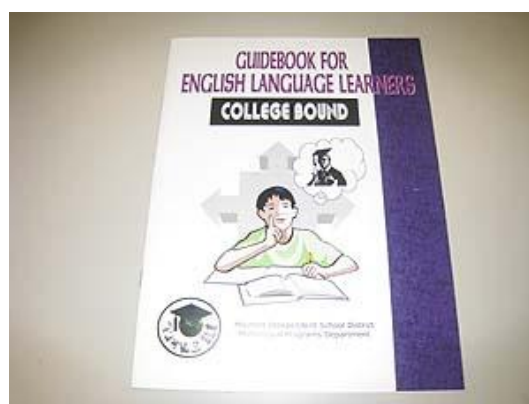
（４）進学・就職情報

大学への進学条件や、出願方法、奨学金に関する情報を得る方法等が記載されている。また、就職を希望する児童生徒の場合の情報の集め方についても記載がされている。

（５）支援団体一覧

巻末に、ドメスティックバイオレンスに関する相談や、法律相談、移民の定着支援など、さまざまな団体（教会や NPO 等）の連絡先が記載されている。

なお、HISD ではこのペアレンツ・ガイドブックに加え、大学進学のための情報をさらに充実させた「英語学習者のためのガイドブック -大学進学を目指して-⁸⁶」を作成している。こちらの冊子は、現在は英語のみであるが、将来的にはスペイン語、ベトナム語等に翻訳をしていく予定とのことである。



大学進学用ガイドブック

２ オリエンテーション DVD と HISD の意図

さらに、HISD では英語学習者の保護者向けにオリエンテーション用 DVD⁸⁷を作成している。これは、母語でも読み書きが完全でない保護者にも、学校に関する基本的な事柄を理解してもらうことを目的としている。DVD は英語音声、スペイン語音声、ベトナム語音声、英語＋スペイン語字幕の 4 パターンで作成されており、保護者は就学の登録のために学校を訪問した際、この映像を見ることになる。



オリエンテーション DVD

映像の長さは約 10 分で、内容としては以下のようなものを含んでいる。（実際の映像は図 18、図 19 を参照されたい）

⁸⁶ Houston Independent School District. (2007) *Guidebook for English Language Learners -College Bound-*, 2007-08 <<http://www.houstonisd.org/portal/site/Multilingual>> (ページが表示された後 Parent Resources を選択) > 2009.03.19 参照

⁸⁷ Houston Independent School District. (2008) *Instruction Media Services TV "Welcome to School" (DVD)*.

○保護者向けの情報

- ・就学に関する手続方法
- ・学校訪問の際の注意事項
- ・教員との面談、教室訪問の方法

○子ども向けの情報

- ・一般的な教室の構成・設備
- ・一般的な授業の進め方
- ・簡単な校則・罰則

○学校施設

- ・保健室の役割
- ・カフェテリアの使い方・マナー
- ・トイレの使い方・マナー
- ・運動場・遊具の使い方・マナー

○その他

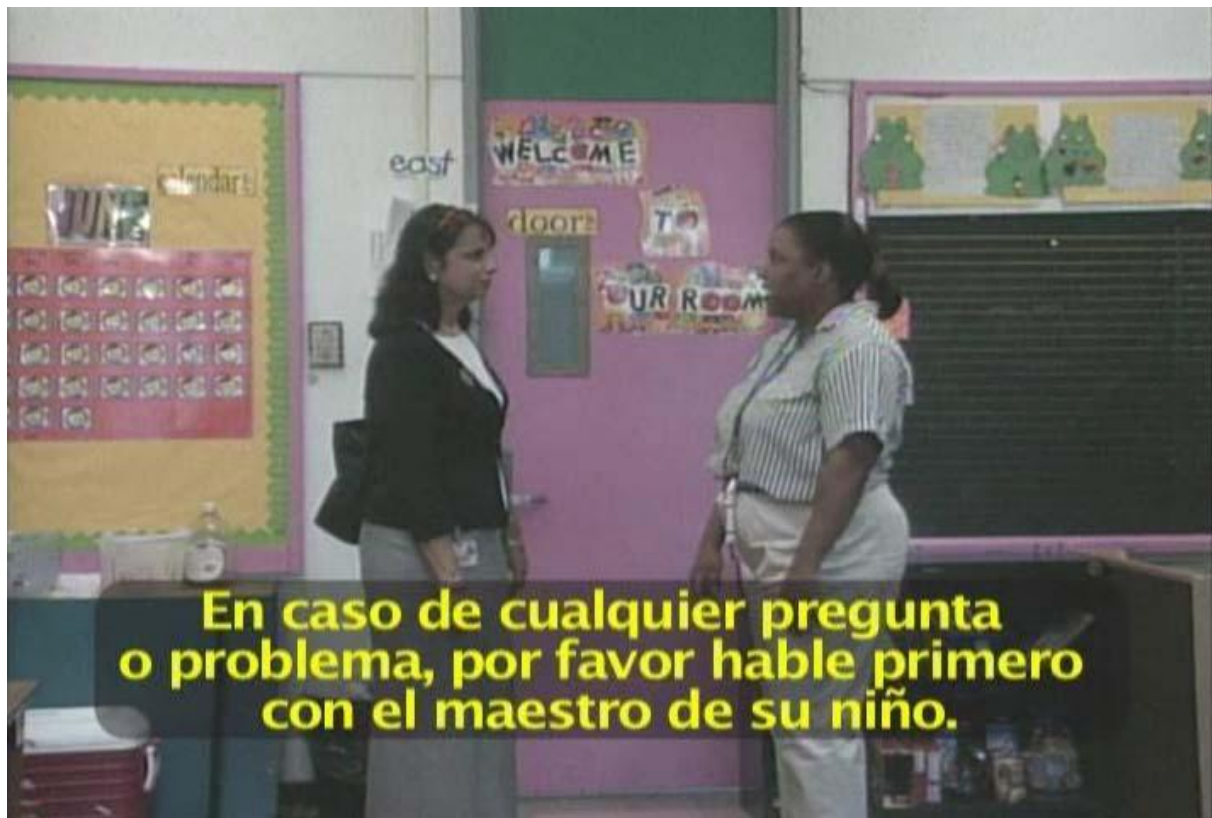
- ・下校・交通手段
- ・学校への持ち込み禁止物品
- ・相談ごとや不満な点がある際には
- ・ペアレンツガイドの紹介

図 18 : DVD の映像(1/2)



「どのクラスでも、子どもが発言したい時や先生の質問に答えたいときは挙手をしないとけません。」

図 19 : DVD の映像(2/2)



「もし質問や困った点がありましたら、担任の先生に相談して下さい。」

コラム：情報提供に関する HISD の考え（インタビューより）

この節の補足として、HISD の担当者に行ったインタビューの一節を紹介したい。一部本文と重複する箇所があるかもしれないが、保護者への情報提供に関する、同学校区の考え方を感ずることができるだろう。

…私たちは毎年保護者向けに、10言語でペアレンツ・ガイドを発行しています。これが実物ですね。こちら側がスペイン語で、反対側は英語、このようなかたちで10言語で発行をしています。これもNCLBのお金で作成されたものですね。このガイドブックには英語、スペイン語、アラビア語、ウルドゥ語、ソマリ語、フランス語、スワヒリ語、ベトナム語、ペルシア語、広東語の各バージョンがあります。児童生徒数の多い言語のものを作っているのです。

あと、これは重要なことなのだけれど、保護者が学校に来た時には、学校についてのDVDを一緒に見ます。そしてそれに加えて、ガイドブックもある訳ですね。だから…これは大事な一歩です。子どもを学校に連れてきて、学校に留ませるための。(注：この前には不就学・不登校についての会話をしていた。) 大事な情報は大体この冊子に載せてあります。

我々が直面している困難な問題の一つは、子どもを学校に連れてきて、さらに生徒を学校に留まらせることなのです。私が思うに、移民の保護者というのは教育に興味を持っていないと思われがちだけど、子どもに良い教育を受けさせたくないと思っている保護者なんて、今まで会ったことがありません。でも、一度言語の壁にぶつかったら、保護者は混乱して、恐ろしくなってしまう。それで物事がうまくいかなくなってしまうのです。

だから、このガイドブックは保護者に対して、自分たちが何をすべきなのか、誰に相談ができるのか、例えば児童生徒に問題があった場合には、どのように問題を解決するか、どのように先生と話すか、勉強の習慣づけ、医者にかかるには、成績表の見方、学年のシステム、受けることになるテストの名称、テストはいつあるか、学校の時間割、朝食や昼食、通学方法など、とてもとても基本的なことが書かれています。これはとても有効だと思いますよ。この資料は貴方にあげます。

理解してないといけないことは、多くの保護者は…全員ではないけれど、自分自身が学校に通った経験が無いということです。母語でさえも読み書きができないかもしれない。

だから、私たちはDVDを作ったのです。最近みんなDVDプレイヤーを持っているでしょ？これには、学校はどのような外見なのか、学校ではどのように振る舞うのか、保護者への情報も入っています。英語を勉強する必要があるのは保護者も同じですからね。保護者に対して、大学や図書館などのどこでESLを受け、英語を勉強できるか、いくらかかるのか、いつやっているのか等の情報を提供しています。研究結果によれば、子どもの学力というのには、母親の影響が大きくて、子どもの学歴が母親と同じになるということはとても多いのです。だから、お母さんを巻き込んで… 母親自身がGED（日本でいう大検のような資格）などの高校卒業後のプログラムに参加した場合には、彼女はもっと学校に関心を持つようになり、子どもの成績をあげることができるのです。

大学進学ガイドブックも、いずれスペイン語やベトナム語にする予定です。生徒は… もし合法的滞在で無かったとしても、カレッジに行く機会はあるのです。私たちはこのガイドブックを使って、保護者を対象に講座をしています。このガイドブックには、今何をすべきなのか、良い大学に入るためには何が必要なのか、そういったことが書かれています。この学区内では、生徒が家族の中で初めてカレッジに進学する者になるというパターンが結構多いのですが、正直、大学進学の手続というのは非常にややこしいシステムで… 特に初めての場合は大変ですね。

第3節 その他のプログラム

第1節、第2節では、情報提供のための資料作りを中心にみてきたが、他にも保護者を支えるためのプログラムは多数存在する。本節では、それらその他のプログラム

について紹介をしていきたい。

1 バイリンガルリエゾン

保護者にとって、分かりやすい資料と同様に重要であるのが、人的なサポートであろう。そこで重要となるのが、学校と家庭を繋ぐ役割を果たすバイリンガルリエゾン（Bilingual Liaison、なお Liaison は”連絡係”の意）の存在である。

まず彼らの業務のイメージを掴んで頂くために、カリフォルニア州のある学校区のバイリンガルリエゾンの募集要項⁸⁸を紹介したいと思う。

(任務の定義) 上司の指導のもと、保護者の教育と児童生徒へのサポートサービスに係る様々な任務を、英語及び指定された第二言語によって実施する。学校と家庭の連絡役となる。家庭と教育に関する支援と、それに関係する業務を実施する。

(業務の例) 下記のようなものが典型的であるが、すべてを行う訳ではなく、またリストにない業務が発生する場合もある。

1. 英語と第二言語を流暢に読み、書き、話すこと
2. 保護者向けの講座やワークショップの企画
3. 家庭を訪問し、学校に関連した情報を提供
4. 新たに学校区にやってきた家族の多様なニーズを収集する
5. 学校のボランティアを募る
6. 特別な文化的活動を企画する
7. 子どもが欠席した場合、保護者に連絡をする
8. コミュニティの団体や同好会と連絡をとる
9. 必要に応じ、保護者と教員のミーティングにおいて通訳となる
10. 経済的に恵まれない児童生徒に、社会的、保健的サービスが提供されているか確認をする
11. 様々な諮問委員会に参加することがある
12. タイピング、ファイリング、コンピューター操作など、秘書的な業務を行うこともある
13. 家庭で使われている言語に関するアンケートを実施する
14. 学校の文書を英語から第二言語に翻訳する
15. 昼食の無料、減額手続を行う
16. 保護者が学校で使用する様々な書類の記入を助ける
17. 児童生徒の予防接種記録を確認する
18. 児童生徒のニーズに応じ、他の学校のスタッフと共に働くこともある
19. 必要に応じ、その他の関連業務を行う

⁸⁸ Capistrano Unified School District の求人案内より
< <http://www.cusdjobs.org/jobdescriptions/classified/Bilingual%20Special%20Programs%20Liaison.pdf> >
2009.03.19 参照

(資格)

次のような知識が必要とされる：英語と第二言語についての正確なスペリング・文法・句読点等の使い方、家族の社会経済状況が児童生徒の成績に与える影響、予防注射と出欠席、児童生徒に対する母語能力に関する規則

次のような能力が必要とされる：第二言語で読み、書き、話す、学校のプログラムと方針を理解する、学校の活動に参加することを保護者に奨励する、コミュニティサービスについて学ぶ、計画した活動を効果的に実施する、人間の多様性を尊重する、コミュニティで必要な社会的サービスのニーズを支えるにあたって共感と優しさを示す、第二言語の口頭・筆記試験に合格する、口頭・筆記での指導を理解し実行する、職場での関係を築きそれを維持する、学校区のカスタマーサービス基準を遵守する

学歴、経験：高卒以上。公立学校での職業経験者歓迎。

筆者は実際に、ネブラスカ州オマハ市のオマハ公立学校区（Omaha Public Schools, OPS）にて、バイリンガルリエゾンを務めるアドルフォ・ルイズ氏とお話しする機会を得た。

第3章第3節で触れたように、OPSの学校に通う英語学習者のうち、89%がスペイン語を話し、次に多いのはヌエール語の5%となっている。他にも、OPS内ではカレン語、ベトナム語、アラビア語、中国語、モン語（ミャオ語）、ロシア語、フランス語、韓国語、ディンカ語、ラオス語、フィリピン語、ソマリ語など合計87種類の言語が話されている。

英語学習者の大多数がスペイン語話者であることもあり、OPSに勤めるバイリンガルリエゾンの多くはスペイン語話者である。スペイン語のバイリンガルリエゾンはそれぞれ担当の学校を受け持つことになるが、各学校の英語学習者である児童生徒の数によって、一人のバイリンガルリエゾンが担当する学校数は大きく異なる。

OPSに勤めるスペイン語のバイリンガルリエゾンは総勢27名であるが、そのうち22名は1校のみを担当している（この場合、1校あたりの英語学習者の人数は比較的多い）。

一方、残り5名のスペイン語のバイリンガルリエゾンは、複数の学校を受け持つことになる。個々人の担当校数は以下のようにになっている。（この場合、1校あたりの英語学習者の人数は比較的小さい）

- リエゾンA 小学校2校
- リエゾンB 小学校1校、中学校1校
- リエゾンC 小学校5校、中学校1校、高校1校
- リエゾンD 小学校17校、中学校2校、高校1校
- リエゾンE 小学校21校、中学校4校、高校3校

お話をしたルイズ氏はスペイン語のバイリンガルリエゾンである。彼が担当する高校の生徒数は約1500人で、うち英語学習者は約100人であり、彼は、そのうち多数

を占めるスペイン語話者の生徒の相談やサポートを日々行っている。他にも以下のようなものに重点を置いているとの話であった。

（１）初期評価

高校に入った時点での生徒の英語能力を評価する。評価は英語のリーディング、ライティング、リスニング、スピーキング、そして数学の各分野で行われ、生徒はレベルにあったクラスに配属されることになる。第３章第１節で見た初期評価が、ここでは学校レベルで、バイリンガルリエゾンの手によって行われている。

（２）ラティーノ⁸⁹・リーダーズクラブの実施

米国に入国して間もないヒスパニック系の生徒の保護者を対象に、主にはボランティアへの参加を軸として、米国の文化を知ってもらう。慈善活動団体の活動を手伝うなどして、コミュニティに溶け込んでもらうことも目的のひとつである。

（３）進学サポート

大学でマルチカルチャーデイといったイベントが行われる際に生徒を大学に連れて行き、大学職員と話をする機会を持たせる。また、奨学金についても様々な種類のあるがあるので、情報提供をする。なお、今のヒスパニック系の生徒は大学に通い出す第一世代であるため、経済的な戦略を含めたサポートが非常に重要であるとのことである。

また、OPS ではスペイン語以外にも、モン語（ミャオ語）２名、カレン語１名、韓国語１名、ヌエール語及びアラビア語２名、ロシア語２名、ソマリア語１名、合わせて９名のバイリンガルリエゾンを雇用している。彼らは特に担当の学校は持たず、学校区全体の児童生徒とその保護者をサポートの対象としている。

最後に、オマハから南西に 80km ほど行った所にあるネブラスカ州の州都、リンカーン市のバイリンガルリエゾンの顔写真入りリストを紹介しておきたい。米国の学校区が抱えるスタッフの多様性を感じていただけることと思う。

⁸⁹ 脚注 21（11 ページ）参照。

図 20：リンカーン公立学校区の多様なリエゾンスタッフ

ENGLISH LANGUAGE LEARNERS PROGRAM (ELL) LIAISONS			
			
Zaynab Al-Hamzawi アラビア語	Claudia Almazan-Magdeleno スペイン語	Magdalena Benton スペイン語	Pablo Cervantes スペイン語
(No photo available)			
David Chuang ヌエール語	Tasha Horn スペイン語	Konstantin Lisovskiy ロシア語	Hager Mohamad アラビア語
			
Van Nguyen ベトナム語	Elpidia Novoa スペイン語	Shaima Shakir アラビア語 クルド語 ペルシア語 パシュトー語	Hoa Tran ベトナム語
F:\JUSTINTM\Office Info\ELL Directory with pictures.doc Revised 01/16/09			

※パシュトー語：アフガニスタン、パキスタンで使用する言語

2 ファミリーリーダーシップ講習会

次に、保護者に対する具体的なプログラムを紹介する。保護者を対象とした ESL 教室やパソコン教室、学校の教職員との交流会など、学校区によって多様なプログラムが実施されている。ここでは、例としてテキサス州ヒューストン市独立学校区(HISD)が実施しているファミリーリーダーシップ講習会 (Family Leadership Institute, FLI) を紹介したい。

FLI はネバダ州ラスベガス市の企業、Educational Achievement Services,社 (EAS) が開発したプログラムで、HISD では NCLB 法タイトルⅢの資金を活用してこのプログラムを採用している (なお、このプログラムはラスベガス市やフロリダ州オレンジカウンティ等でも採用されている)。

FLI は保護者に対して、子どもが学校やその後の人生において成功するのを助けるために必要な能力を得るための研修プログラムである。10 回の講座を通じて、保護者は子どもの良き模範となり、また自分自身も保護者、社会人、リーダーとして成功していくための技術、能力、態度を学んでいく。

以下、10 回の講座の内容を簡単に紹介していきたい。

(1) 家庭：リーダーシップが始まる場所

それぞれの参加者は自分のリーダーシップのスタイルと好みを確認する。

(2) 自己アイデンティティ：過去、現在、未来

保護者は自己のアイデンティティの要素を明らかにし、いかに自尊心が家族に影響を与えるかを知る。

(3) 2つの世界に生きる：文化的・世代的な観点から

文化的なプライドと伝統に注目をする。参加者は、麻薬や飲酒の誘惑、仲間からの圧力、10 代での妊娠、うつ病、自殺などに関連した子どもが受けるプレッシャーについて学ぶ。

(4) 語りとジャーナル：家族の歴史を通じてリテラシーを育成する

家族がリテラシーを重視し、読書を楽しむことは、子どもが成功していくのに必須である読む力を得る上で非常に重要である。

(5) 教育：よりよい未来への鍵

子どもの社会的、経済的、知的な充実のための、教育の重要な役割について学ぶ。読解と算数/数学に関する事実と全国的な統計が紹介される。

(6) カレッジ訪問：成功ってどんなものだろう？

参加者に地元のコミュニティカレッジ又は四年制大学を訪問してもらい、大学レベルの教育は達成可能で、現実的な家族の目標であることを理解してもらう。

(7) 家族と学校の間を改善する：成功のためのパートナーシップ

学校の教職員と関係を築くための戦略が紹介される。保護者は教育関係者のよき理解者になっていくことが期待される。

（８）家庭での困難な状況に立ち向かう：成功のための戦略を生かしながら

参加者は、個人又は家族の邪魔をしている要素（健康保険問題や金銭問題）を明らかにした後、家族の目標を立てる。

（９）家族のアクションプランを作ろう：成功のためのパートナーシップ

保護者は、自分のビジョン、ミッション、目標、目的を設定し、また子どもが学校やその後の人生で成功するのをどのようにサポートするかアクションプランを作成する。

（１０）家族の優れた学力を祝う：成功する生き方

プログラムの最後に、参加者は教育委員や学校区のスタッフなどにプレゼンテーションをする。参加者は、自分たちの成果や、子どもの進歩について共有をする。

講習会終了後には卒業式が行われ、コースを修了した参加者には修了証が手渡される。

このワークショップは英語、スペイン語双方で実施される。また、講義だけでなく、参加者同士の議論や、例えば「子どもが『学校に行きたくない！』と言っています。あなたが保護者ならどうしますか？」といったようなロールプレイを通じて学べるような工夫がされている。

HISD では、過去５年間で 600 人以上の保護者がこのプログラムを卒業したという。HISD 調査部門の調べによれば、卒業から２年後の時点で調べた場合、参加者の子どもの成績は顕著な進歩を見せているとのことである。

３ その他

本節で紹介してきた保護者との意思疎通・協力については、全国英語習得情報センター（National Clearinghouse for English Language Acquisition, NCELA）の Web サイト⁹⁰にも多くの関連論文・資料が掲載されているため、興味のある方は参照されたい。

特に、このサイトにも掲載されているアメリカ教員連盟（American Federation of Teachers, AFT）の“AFT Toolkit for Teachers –Reaching Out to Hispanic Parents of English Language Learners-⁹¹”は、保護者の学校への参画（ペアレント・インバルブメント）に携わる米国の教員の研修資料として書かれたものであり、英語能力が十分でない子どもの保護者の参画を促進させるための秘訣が具体的に記載されている。

最後に、日本でも保護者との意思疎通・協力を進めるためには何が必要かという点について、カリフォルニア州サンフランシスコ市にある小学校の校長であるラリー・アレグレ氏に訪ねた際の、同氏のコメントを紹介したいと思う。

⁹⁰ NCELA の Web サイト・Resources About Parent and Community Involvement

<<http://www.ncela.gwu.edu/resabout/parents/>> 2009.03.19 参照

⁹¹ American Federation of Teachers (AFT). (2005) *AFT Toolkit for Teachers –Reaching Out to Hispanic Parents of English Language Learners*.

<http://www.ncela.gwu.edu/resabout/parents/5_guides.html> 2009.03.19 参照

文化を作らないといけません。特にラティーノは（家族やコミュニティにおいて）暖かいカルチャーを持っています。そのようなものを作り出さないといけない。そうしないと、彼らは自分たちが全体の一部であるとは考えず、参加しないことになるでしょう。コミュニケーション手段を確保し、コミュニティを作らないといけないですね。スペイン語話者と日本人双方のための。そして、日本人はラティーノのことを、ラティーノは日本人のことを学ばなければいけません。何故なら、それらはとても異なる文化だから…

第6章 まとめ

第1節 今後の研究に役立つ Web サイト

これまで、米国における言語マイノリティに対する教育施策に関して、連邦の政策や言語指導教育プログラム、学校区内の体制づくり、教員の確保や保護者との意思疎通等について概観してきたが、本稿では紹介しきれなかった情報も多い。また、英語ベースでの情報はインターネット上で多数参照できるが、一方で本分野における日本語の文献はまだ数が限定されていると言わざるを得ない。今後更なる研究が進められることを期待し、いくつか参考となる Web サイトを紹介しておきたい。

○連邦教育省、英語習得課 (Department of Education, Office of English Language Acquisition, Language Enhancement, and Academic Achievement for Limited English Proficient Students (DOE, OELA))

<<http://www.ed.gov/about/offices/list/oela/index.html>> 2009.03.19 参照

連邦教育省の言語マイノリティ教育担当部署。NCLB タイトルⅢ他、連邦の政策に関する資料が掲載されている。

○全国英語習得情報センター (National Clearinghouse for English Language Acquisition, NCELA)

<<http://www.ncela.gwu.edu/>> 2009.03.19 参照

NCLB タイトルⅢの規定に基づき、連邦教育省が設立した情報センターの Web サイト。各種報告書や、統計データが掲載されている。

○全米バイリンガル教育連盟 (National Association for Bilingual Education, NABE)

<<http://www.nabe.org/index.html>> 2009.03.19 参照

全米のバイリンガル教員、ESL 教員の職業団体。Web サイトでは同団体の出版物を購入することができる。

○非英語話者に対する英語教師連盟 (Teachers of English to Speakers of Other Languages, TESOL)

<<http://www.tesol.org/>> 2009.03.19 参照

ESL 教員の職業団体。出版物を購入できる他、ニュースブログも参考になる。

○エデュケーション・ウィーク紙 (Education Week)

<<http://www.edweek.org/ew/index.html>> 2009.03.19 参照

米国の教育関係者に広く読まれている教育専門紙の Web サイト。特に同紙記者による英語学習者の教育に関するブログ 「Learning the Language」

< <http://blogs.edweek.org/edweek/learning-the-language/> > 2009.03.19 参照 は参考になる部分も多いだろう。

第2節 日本への示唆

最後に、これまで触れてきた内容を振り返りつつ、日本における外国人児童生徒に対する教育施策への示唆を試みる上で、特記すべき事項を述べていきたい。まとまりに欠ける部分、認識不足の部分などあるかも知れないが、その際にはどうかご容赦いただきたい。

1 英語学習者は多様な存在であることをまず理解する

第3章第3節等で何度か触れてきたが、英語学習者は、鉛筆の持ち方を知らない難民の子どもから、米国で成功するために移住してきた優等生まで、実に多様な存在である。日本の外国人集住都市で伺った話によれば、そのことは日本でも全く同様であり、日本の公立学校で学ぶ外国人の子どもにも、日本で生まれた子もいれば、南アメリカのスラムで生まれた子もいるとのことである。外国人児童生徒の教育現場に携わっている方々はもう十分にご承知のことかもしれないが、そうした子どもたちが単一な存在で無いということは、それだけ言語マイノリティの教育は難しいということであり、まずそのことを認識する必要があると思われる。

また、第1章第1節の統計資料で触れたように、保護者自身の教育水準も多様である。その意味でも、保護者とのコミュニケーションにあたっては、ヒューストン市のオリエンテーション DVD のような、ユニバーサルデザイン的なアプローチも必要ではないのだろうか。

2 更なる調査が必要である

第2章第5節で紹介した、日本で広く行われている「取り出し授業」に似た「引き抜き型 ESL」の有効性は実はそれほど高くないとする調査結果は、(もちろん日本のケースに直接当てはめるのは強引であろうが) 一定部分、注目に値するものがあると思われる。

今回の調査過程において、米国の教育関係者から多く聞かれたのは、「このプログラムは信頼できる調査結果に基づいたもの (Research-Based) です。」とのコメントであった。また、テキサス州での聞き取り調査で、「何故バイリンガル教育を推奨しているのか」と質問した際の「バイリンガル教育の方が有効であるとの調査結果があり、それを州議会議員も認めたからです。」という回答も筆者にとって印象に残るものとなっている。

日本における外国人児童生徒に対する教育施策の検討の際も、現在外国人児童はど

のような教育を受けているのか、そしてその結果はどうなっているのか、といった、基礎調査の蓄積がまず急務であると思われる。

また同時に、移民を多く受け入れている各国の事例収集も当然ながら更に必要となっていくだろう。米国の事例に関しては、本稿は残念ながら主に事例の紹介に止まり、より実証的な論までには至ってはいないが、今後の更なる調査の蓄積に期待したい。

3 JSL 教員の養成を急ぐ

日本においても、ESL と同様に JSL(Japanese as a Second Language, 第二言語としての日本語)カリキュラムが開発されており、文部科学省でも「外国人児童生徒に対する日本語指導のための指導者の養成を目的とした研修」を実施しているところであるが、年1回の開催と、その実施回数は決して多くは無い。

また、臼井(2007)⁹²が全国の都道府県、政令市、外国人集住都市を対象に行った調査によれば、JSL の対象となる児童生徒の教育に関する教員研修を行っている教育委員会は全国で4割程度にとどまり、また研修の約6割は1日以下の日数であったという。

JSL に関する知識も経験も十分無いまま、外国人児童生徒の教育にあたっている教員の負担の大きさは容易に想像がつく。多忙を極める学校現場の教員にとって、まとまった研修のための時間を割くことが難しいことは十分に理解できるが、それでも、第4章第2節で紹介したような、年間の研修プログラムや、地域ごとのリーダーシップ講習会（研修会や情報交換の機会）の実施を増やしていく時期がきているのではないだろうか。

4 外国人住民自身との連携

第5章の最後で紹介した、サンフランシスコ市のアレグレ校長の「暖かい（受容するような）文化を作らないといけない」というコメントは印象深い。そのためにも、第5章で紹介してきたような保護者を巻き込んでいくための取組みは重要であろう。特に調査で面談した多くの教育関係者が、「バイリンガルリエゾンの役割は極めて大切だ。」と語っていた点も興味深い。日本でも「就学サポーター」「教育サポーター」といった、バイリンガルの支援員を採用している例は見受けられるが、その拡大に期待したい。

また、外国人児童生徒の教育という困難な課題の解決は、学校や教育委員会の努力のみでは限界がある。ついては外国人住民を支援の対象としてだけではなく、地域の重要な人的資源として生かしていくことが必要と思われる。その際には第4章第1節で紹介したような、地元の移民をバイリンガル教員としてトレーニングしていくプログラムや、第5章第3節で紹介したような、外国人児童生徒の保護者のエンパワーメントを意図したプログラム等が重要となってくるであろう。

⁹² 臼井智美（2007）「外国人児童生徒教育に関する教員研修の現状と課題」『国際教育評論』

なお、余談になるかもしれないが、今回の調査でお会いした英語学習者に携わる教育関係者の多くはラテン系の名前を持っており、聞けば自分自身が子どもの時は英語学習者であったという。

日本における南米系外国人住民に関しても、現在、日本で育ち日本の教育機関を卒業した「第二世代」が成人になり始めている。彼らの多文化的な能力・特質を学校教育の場で生かしていくことも、これからは重要になっていくと考える。

5 地域に応じた対応を

これまで何度か触れてきたように、米国においては、(NCLB 法により連邦の関与は強まったものの)日本と比較して教育行政における地方の持つ自由度は遙かに高い。そのためか、今回の各地域での聞き取り調査を通じて、各州や各学校区には、自分たちで課題を分析し、自ら施策を構築し課題解決に取り組むという「文化」があるように感じた。第2章第5節でも触れたように、各州や各学校区は、最新の研究結果や、自分たちの地域に通う児童生徒の特徴、自分たちが持ち投入できる人的・財政的資源等を考慮しつつ、自分たちにとって最適であると思われるプログラムを実施しているのである。

日本においても、特に外国人児童生徒の教育に関しては地域ごとに抱える課題は大きく異なり、画一的な対応はどうしても非効率とならざるを得ない。課題解決に向けた解に一番近い場所にいるのは地域の教育委員会であり、学校現場の教員であろう。

まだ発展途上にある外国人児童生徒の教育に関しては、地方には中央に頼らず自ら積極的に課題解決を図っていく態度、中央には地方の活動を過度に制限することなく、適切な支援を行っていく態度が重要となっていくのではないだろうか。

おわりに

移民政策を大上段から語ることは本稿の目的ではなく、以下は執筆者の私見であるが、本調査及び当協会ニューヨーク事務所に派遣されての「移民国家」米国生活全般を通じて感じたのは、「チャンスを与えずして統合などありえない」ということである。

前節でも触れたが、今回の調査に関連してお会いした教育関係者の多くは、自らが元英語学習者であったという。子どもの頃に言語マイノリティであった彼らは現在、自らの経験、バックグラウンドを生かしながら、指導的な立場で次の世代の育成に力を注いでいる。調査の過程で執筆者が目当たりしたのは、移民の子弟が成長し、社会の重要な一員としての位置を得ていくという、米国社会のダイナミズムであった。

果たして、現在日本で学んでいる外国人児童生徒の未来はどのようなものになっていくのであろうか。同じく前節で触れた「暖かい文化を作らなければいけない」というアレグレ校長の話は、教育のみならず、社会全体としての受入体制に対してのコメントなのかもしれない。

「我々は労働力を呼んだが、やってきたのは人間だった」とは在住外国人施策の分野ではよく聞かれる言葉⁹³であるが、もし今後も日本が外国人労働者の受け入れを維持、拡大していくのであれば、その場しのぎでない、より責任のある移民政策が求められていくであろう。その際には、生まれつきの移民国である米国から学べることはまだまだ多くあると思われる。

本レポートは、当協会ニューヨーク事務所、佐々木浩所長監修のもと、所長補佐大東たかし（浜松市派遣）が上席調査員 **Seth B. Benjamin** の協力を得て執筆したものである。本稿の執筆にあたりご協力頂いた関係者の皆様方に、改めて御礼申し上げる。

⁹³ スイスの作家マックス・フィリッシュがスイスの外国人労働者問題について語った言葉である。

〔調査にご協力頂いた団体〕

- ・ ニューヨーク州教育部
- ・ テキサス州教育部
- ・ ネブラスカ州教育部
- ・ ニューロッシェル市学校区（ニューヨーク州）
- ・ ホワイトプレーンズ公立学校区（ニューヨーク州）
- ・ ポートチェスター公立学校区（ニューヨーク州）
- ・ ロチェスター市学校区（ニューヨーク州）
- ・ ヒューストン独立学校区（テキサス州）
- ・ スプリングブランチ独立学校区（テキサス州）
- ・ リージョン4 地域教育サービスセンター（テキサス州）
- ・ オマハ公立学校区（ネブラスカ州）
- ・ リンカーン公立学校区（ネブラスカ州）
- ・ サンフランシスコ統合学校区（カリフォルニア州）

〔参考文献〕

<日本語資料>

- ・ 臼井智美（2007）「外国人児童生徒教育に関する教員研修の現状と課題」『国際教育評論』
- ・ 末藤美津子（2002）『アメリカのバイリンガル教育 新しい社会の構築をめざして』東信堂
- ・ 土屋恵司（2006）「2001 年初等中等教育改正法(NCLB 法)の施行状況と問題点」『外国の立法』
- ・ バトラー後藤裕子（2003）『多言語社会の言語文化教育 英語を第二言語とする子どもへのアメリカ人教員たちの取り組み』くろしお出版
- ・ (財) 自治体国際化協会ニューヨーク事務所（2008）『Clair Report No. 328 米国の初等中等教育における教育制度と結果に対する説明責任～No Child Left Behind 政策を中心に～』

<英文資料>

- ・ Antunez & Zelasko (2000) If your child learns in two languages. NCBE.
- ・ Capps, R., Fix, M., Murray, J., Ost, J., Passel, J.S., Herwantoro, S. (2005) The new Demography of America's Schools: Immigration and the No Child Left Behind Act. The Urban Institute.
- ・ Crawford, J. (2002) Guide to Title III of the No Child Left Behind Act. ESEA Implementation Guide. Rowman & Littlefield Publishers, Inc.
- ・ Education Week. (2009) Quality Counts 2009 – Portrait of a Population.
- ・ Hakuta, K., Malakoff, (1990) M. History of Language Minority Education in the United

States, *Advances in Language Education: Theory, Research, and Practice*. Sage Publications.

- Linqunti, R. (1999) *Fostering Academic Success for English Language Learners: What Do We Know?* WestEd.
- Nalley, D., & DeMeester K. (2004) *English Language Learners in the Southeast: Research, Policy & Practice*. SERVE.
- Robert L. Rhodes, R., Ochoa, S. H., & Ortiz, S. O. (2005) *Assessing Culturally and Linguistically Diverse Students: A Practical Guide*. The Guilford Press.
- U.S. Department of Education. (2008) *The Biennial Report to Congress on The Implementation of the Title III State Formula Grant Program: School Years 2004-2006*.

【執筆者】

財団法人自治体国際化協会ニューヨーク事務所 所長補佐 大東たかし